

第 2 編 震災対策編

第1章 施策ごとの具体的計画

第1節 自助、共助による防災力の向上

第1 基本方針

災害から一人でも多くの命を守るために最も重要なのは、第一に「自らの身の安全は自らで守る」という「自助」の考え方、第二に、地域や身近にいる人どうしが助け合っ
て取り組む「共助」の考え方である。市は、公助の役割を効果的に果たすためにも、地
域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進する必要がある。

その上で、震災時において、建築物の倒壊や火災の同時多発的な発生などから地域を
守るため、市民や事業所等が、市や県、防災関係機関と連携して災害対策に取り組める
よう、地域における防災活動の活性化に取り組む。

また、市民一人ひとりの防災意識と自主的な災害対応力を高めるため、きめの細かい
防災教育を、地域特性を踏まえ体系的に行うとともに、広報紙への記事掲載や防災マッ
プの配布、出前講座等の学習機会を提供するなど、市民の自発的な防災学習を推進する
環境整備を進める。

第2 現 況

- 自主防災組織の組織率 100%（令和4年4月1日現在）
- 住宅の耐震化 20,619戸 91.2%（令和元年度末推計値）
- 市内の火災発生状況 17件（令和2年） 過去10年の平均 21.3件（統計ひだか）
- 消防団員数 161人（令和4年4月1日現在）

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 自助、 共助 による市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）
2 自主防災組織の育成強化
3 消防団の活動体制の充実
4 事業所等における防災組織等の整備
5 ボランティア等の活動支援体制の整備
6 地区防災計画の策定
7 適切な避難行動に関する普及啓発

1 自助、**共助**による市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）

（1）取組方針

地震による被害の軽減を図るには、防災に関する正しい知識と行動力が不可欠である。

また、定められた計画を実効性のあるものにするためには、実際に計画を運用する防災機関の職員及び市民等の計画に対する理解が重要である。

（2）具体的な取組内容

ア 市民の役割 【市民】

- ① 防災に関する学習
- ② 火災の予防
- ③ 防災用品、非常持出品の準備
- ④ 飲料水及び食糧の備蓄（最低3日分（推奨1週間分））
- ⑤ 生活必需品の備蓄
- ⑥ **自動車へのこまめな満タン給油又は給電**
- ⑦ 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止
- ⑧ ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- ⑨ 震災時の家族同士の連絡方法の確認（例：災害用伝言ダイヤル）
- ⑩ 自主防災組織への参加
- ⑪ 市、県、区・自治会及び自主防災組織等の実施する防災訓練への参加
- ⑫ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（区・自治会の活動等）への参加
- ⑬ 近隣の要配慮者への配慮
- ⑭ 住宅の耐震化
- ⑮ **~~地震保険~~保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え**
- ⑯ 家庭や地域での防災総点検の実施
- ⑰ **飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備**

イ 市民向けの普及・啓発

【危機管理課（統括班）、~~消防局~~消防組合、~~福祉政策課~~生活福祉課・~~社会福祉課~~障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・~~健康支援課~~保険年金課（避難班）】

① 防災に関するパンフレット・マップ等の作成

災害時の対応や避難場所の位置を示したパンフレット・マップ等を作成し、防災知識の普及を図る。

② 講習会・講演会等の開催

防災関係機関は、講習会・講演会等を適宜開催し、防災知識の普及を図る。
また、市のイベントや広報等を通じて防災意識の高揚に努める。

③ 広報媒体等の利用

最も効果的な広報媒体を活用して、防災に関する知識の普及を図る。

- a 新聞、テレビ、ラジオ、インターネットその他各種
- b 広報「~~ひだか~~」、市ホームページ、SNS、パンフレット（防災マップ、チラシ、ポスター、防災のしおり等）
- c 映画、スライドの利用
- d 立看板、懸垂幕、横断幕等の掲示
- e 講習会、講演会、座談会等の開催

④ 要配慮者への配慮

防災知識の普及を実施する際は、高齢者、障がい者、傷病者、~~難病患者~~、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

⑤ 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

ウ 学校教育における防災教育

【学校教育課（文教班）】

教育委員会は児童~~・生徒等~~に対し、学校教育~~や学校外における青少年活動など~~の中で防災教育を推進していく。

災害に関する知識を深め、災害への対応力を高めるため、各教科、道徳、特別活動の指導における副読本やDVD、コンピュータソフトなどの教材・資料の活用を積極的に進める。

また、「学校防災マニュアル」を作成し、災害時に留意する事項等について内容の周知徹底を図るほか、教職員を対象とした防災研修を行う。

エ 民間防火組織の育成強化

【~~消防局~~消防組合】

地域社会においては、市民一人ひとりが日頃から防災に関心を持ち、知識を身につけておくことが必要である。

そこで、防災意識の高揚及び知識の普及を図るため幼年消防クラブなど、民間の防火組織の育成強化を図る。

オ 自助の強化 【危機管理課（統括班）】

① 防災意識の向上

市民は、市や自主防災組織が実施する防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。

② 家庭内の三つの取組の普及

市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。

- a 家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。
- b 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。
- c 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリング**備蓄ストック法**」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。

③ 防災総点検

市民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、市、市民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

【主な点検例】

各主体	点検事項
家 庭	・家具や家電製品などの転倒防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・住居の耐震性の確認と必要な補強等 ・家族の非常時の連絡方法の話し合い ・避難場所や安全な避難経路の確認 ・消火器の設置場所、操作方法の確認
事業所	・災害時の防災体制の整備 ・職場の安全対策（備品などの転倒防止対策） ・建物の耐震診断、必要な補強等 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・従業員等との非常時の連絡方法等の整備 ・消火器、発電機など防災資機材の点検 ・危険物施設の安全点検

各主体	点検事項
自主防災組織	・地域の危険性の把握 ・高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の支援の確認 ・地域住民への連絡系統の確認 ・防災備蓄の点検（防災資機材、備蓄品） ・消防水利や施設の点検・確認 ・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検
学 校	・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童・生徒を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況

2 自主防災組織の育成強化

（１）取組方針

大規模な地震災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、住民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要である。

このため、地域においては、自主的な防災活動が展開できるように、自主防災組織等の結成、活動の充実・強化を促進する。

また、研修への参加等による防災リーダーの育成、女性や多様な世代が参加できる環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

【自主防災組織の活動内容】

- ア 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- イ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・向上
- ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- エ 消火用資機材及び応急手当等の防災用資機材の整備・点検等

（２）具体的な取組内容

ア 自主防災組織等の組織化の推進

【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）】

市は、区・自治会が自主的に防災活動を行うための組織を結成するにあたり、必要な防災資機材及び防災倉庫の設置について、その費用を助成することにより、自主防災組織の結成を促進する。

また、自主防災組織の必要性について啓発することにより、結成の働きかけを行う。

イ 活動の充実・強化

【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）】

自主防災組織の活動を充実・強化するため、県が主催する研修会等の機会を活用し、自主防災組織のリーダーの育成を図る。

また、女性の活動への参画及び女性リーダーの育成を促進する。

自主防災組織が実施する防災訓練については、財政的な支援を行うとともに、講師の派遣、訓練の企画・運営に関するアドバイス等を行い、組織の育成を図る。

さらに、防災に関する知識・技術の習得のため、国、県及び市等が実施する総合防災訓練への参加を促進する。

3 消防団の活動体制の充実

【消防団】

（１）取組方針

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。また、災害時における相互応援協定を推進する。

4 事業所等における防災組織等の整備

（１）取組方針

大規模な地震災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

（２）具体的な取組内容

ア 一般企業等における防災対策

【消防局消防組合】

企業は、災害時の企業の果たす役割を認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努める。更に、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

消防局消防組合は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

イ 危険物等関連施設の防災対策 **【消防局消防組合】**

消防局消防組合は、危険物等関連施設の管理者に対し事故予防規程等の制定や防災組織の活動等について助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、高圧ガス施設は可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており消防機関の活動もおのずから限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行う。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

ウ 集客施設の防災対策 **【消防局消防組合】**

消防局消防組合は、学校、病院及び公民館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。

エ 高層建築物の防災対策 **【消防局消防組合】**

消防局消防組合は、高層建築物（消防法第8条の2高さ31mを超える建物）の管理者に対し、防災組織の活動等について助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

オ 事業所等における防災教育 **【消防局消防組合】**

消防局消防組合は、防火管理者講習会等を通じて防災教育を実施するとともに、各事業所毎に消防用設備等の取扱訓練を行い、教育の徹底・指導を図る。

5 ボランティア等の活動支援体制の整備

（１）取組方針

大規模災害時には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、**埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）**等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、ボランティア団体等の活動環境の整備を図っておくことが重要である。

（２）具体的な取組内容

ア 災害ボランティアの支援及び活動の環境の整備 **【福祉政策課生活福祉課（避難班）】**

災害時のボランティア活動には、一定の知識や経験、特定の資格を有するものと、

特別の資格を要しないものがある。今後は、それぞれの活動形態に対応した受入態勢の整備が必要である。

このため、市では、ボランティア活動が円滑に行えるよう、受入態勢や活動拠点の整備等、受入条件の整備について災害発生時に、災害ボランティアセンターを開設する日高市社会福祉協議会と連携協力しながら推進する。

イ ボランティア関係機関等との情報共有

【生活福祉課（避難班）】

ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア関係機関等と連携し、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。

ウ 登録ボランティア

【福祉政策課生活福祉課（避難班）】

① 災害ボランティア

県は災害ボランティアとして活動を希望する県内在住の個人、グループを対象とする防災ボランティア登録制度を実施している。市は、市民に対しこの制度についてパンフレット、広報等により周知を図り、積極的に登録の呼びかけを行う。

【災害ボランティアの活動内容（主なもの）】

一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等

② 災害救援専門ボランティア

災害時には、介護や通訳、土木・建築など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、下記の専門分野からなる災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

【専門分野の例】

- a ボランティアコーディネーター
- b 心のケア
- c 乳幼児保育
- d 介護
- e 障がい別の専門ボランティア（手話通訳）
- f 外国語通訳
- g 情報・通信
- h 土木・建築

6 地区防災計画の策定支援

（１）取組方針

地域コミュニティにおける、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進や、ボトムアップ型で地区の特性を踏まえた地区防災計画の策定を支援する。

7 適切な避難行動に関する普及啓発

（１）取組方針

避難行動の妨げとなる正常性バイアス（自分が経験したことの無い危険や脅威を過

小評価する傾向）等を理解し、適切な避難を行うための普及啓発を行う。

（2）具体的な取組内容

ア 市民向けの普及啓発

【危機管理課（統括班）】

市民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努める。

<応急対策>

1 自助による応急対策の実施
2 地域による応急対策の実施
3 事業所による応急対策の実施
4 ボランティアとの連携

1 自助による応急対策の実施

(1) 取組方針

事前の備えに基づき、自らが防災対応にあたる。

(2) 具体的な取組内容

ア 市民の役割 【市民】

- ① 身体防護（落下物による身の安全確保）
- ② 初期消火
- ③ 避難時の電気ブレーカー・ガス元栓の遮断等による出火防止
- ④ 自主防災活動への参加、協力
- ⑤ 避難所でのゆずりあい
- ⑥ 市、県を始めとした防災関係機関が行う防災活動への協力
- ⑦ 風評に乗らず、風評を広めない

2 地域による応急対策の実施

(1) 取組方針

事前の備えに基づき、地域における共助による防災対応を行う。

(2) 具体的な取組内容

ア 自主防災組織の活動内容 【自主防災組織】

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達
- ③ 救出・救護の実施及び協力
- ④ 集団避難の実施
- ⑤ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- ⑥ 要配慮者の安全確保等
- ⑦ 市が運営する避難所の運営協力

3 事業所による応急対策の実施

(1) 取組方針

事前の備えに基づき、事業所がその所在する地域の一員として共助による防災対応を行う。

(2) 具体的な取組内容

ア 事業所の活動内容 【事業所】

- ア 利用者、従業員等の安全確保
- イ 被災者等の安否確認
- ウ 救助隊との協力
- エ 救出・救護の実施

4 ボランティアとの連携

(1) 取組方針

災害時の対応は、行政や防災関係団体のみでは限界があり、ボランティアの協力が必要である。近年はボランティア意識の高まりから、大規模な地震災害が発生した場合には、国内外から多くのボランティアが協力を申し出るようになった。

そこで、こうした善意を効果的に生かすためには、ボランティア活動をコーディネートする受付窓口が必要である。

(2) 具体的な取組内容

ア 市災害ボランティアセンターの設置 【避難班（福祉政策課生活福祉課）】

- ① 市は、発災後直ちに、市公共施設に、ボランティアの拠点を置く。活動拠点の候補施設は、総合福祉センターとし、日高市社会福祉協議会が開設する災害ボランティアセンターと連携してボランティアの受入態勢の構築を行う。
- ② 窓口拠点の運営は、市内ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となっており、避難班（社会生活福祉課）はこれを支援する。
- ③ 活動拠点は、主に以下の業務を行う。
 - a ボランティアの受け入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。
 - b 独自活動するボランティアや避難所へ直接来所したボランティアについて把握する。
 - c 受入日、氏名、住所、電話番号、活動予定期間をボランティア名簿として整理する。
 - d ボランティアが不足する際、県及び県災害ボランティア支援センターに派遣等を要請する。

イ ボランティアの活動分野 【ボランティア】

- ① 医療、福祉等の専門活動を行うことができるボランティアには、それぞれの技能を生かした以下のような活動への協力を求める。
 - a 救急救護、メンタルケア
 - b 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定
 - c 高齢者、障がい者等の介護
 - d 外国語通訳、手話等通訳
 - e ボランティアコーディネート業務

f 緊急物資の運搬

② 一般のボランティアには、以下のような活動への協力を求める。

- a 炊き出し
- b 清掃
- c 救援物資の仕分け等
- d その他被災者の生活を支援するための作業

ウ ボランティアの待遇

【ボランティア】

- ① ボランティアの性格に鑑み、活動に対する報酬は支払わない。ただし、活動に関する直接的な経費は、別途検討する。
- ② 避難所等への移動はボランティア各自で行う。このため、ボランティアに市内の地図を配布する。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

第1 基本方針

地震災害を最小限にするため、不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える都市空間の整備などにより、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

第2 現 況

○ 市有特定建築物の耐震化率 100%（平成27年度末 都市計画課調べ）

○ 住宅の耐震化 20,619戸 91.2%（令和元年度末推計値）

○ 防火・準防火地域の指定状況

防火地域	約5.7ha	・高麗川駅西口土地区画整理事業区域内の商業地域に指定（平成11年4月6日）
準防火地域	約6.6ha	・高麗川駅西口土地区画整理事業区域内の近隣商業地域に指定（平成11年4月6日） ・武蔵高萩駅北土地区画整理事業区域内の近隣商業地域に指定（平成13年11月13日）

○ 土地区画整理事業の実施 4地区（令和4~~平成27~~年3月末現在）

施 行 名	面 積	状 況
高麗川駅西口土地区画整理事業	約40.3ha	事業完了
武蔵高萩駅北土地区画整理事業	約41.4ha	事業中
明婦土地区画整理事業	約6.4ha	事業完了
寺脇土地区画整理事業	約1.4ha	事業完了

○ 屋根不燃化区域

市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき、屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域を指定している。

○ 地震防火対策

市は、防火対策として、地域に対して消火栓ホース格納庫等を整備している。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1	防災都市づくり
2	耐震化と安全対策の推進
3	空き家対策
4	不燃化等の促進
5	オープンスペース等の確保
6	道路災害の予防
7	土砂災害の予防
8	地震火災等の予防
9	被災建築物応急危険度判定体制等の整備
10	孤立化地域対策

1 防災都市づくり

(1) 取組方針

住民が安心して生活できる住み良いまちづくりを進めるため、防災面に配慮し、計画的な市街地整備を推進していく。

また、防災都市づくりは、市街地整備などのハード施策とともに、まちづくり組織の育成や仕組みづくりが重要であり、これらのソフト施策についても、併せて進めていくことが必要である。

【都市における震災の予防に関する基本的な方針】

ア 基本的な考え方

地震による災害を最小限にするために、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、防災機能の高い市街地にするとともに、日常的にも安全・安心でゆとりある快適なまちを目指す。

イ 基本的方針

① 密集市街地の改善と拡大防止

防災上危険な市街地を把握し、課題に応じた適切な改善を図ると同時に、住宅・住環境の向上を目指す。

② 都市施設の整備

広幅員幹線道路、緑道などの延焼遮断帯や公園（資料編参照）・広場などの避難地等を確保する。

③ 市街地の防災性能の保全

適切な土地利用の規制・誘導や、計画的な都市基盤施設の整備などを行うことにより、防災性能の維持・保全に努める。

(2) 具体的な取組内容

ア 防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進

【政策秘書課（情報班）、都市計画課（建築班）、建設課（応急復旧班）】

① 土地利用の規制・誘導

国土利用計画法に基づいて策定した国土利用計画や土地利用基本計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な規制を行うことにより、地震に強い安全なまちづくりを誘導する。

② 土地情報の整備

適正な土地利用により、自然と共生した防災対策を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の土地情報を整備する。

イ 市街地の整備等

【政策秘書課（情報班）、都市計画課（建築班）、
建設課・~~区画整理課~~市街地整備課（応急復旧班）】

災害に強い安全で快適な都市構造の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などを引き続き推進するとともに、各種都市計画の活用を図りながら、市街地の整備を行う。

また、市街地における火災の危険を防除するため、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。

① 土地区画整理事業

道路、公園等の公共施設整備や宅地の利用増進を図ることにより、安全で快適に安心して暮らせる良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業を促進する。

② 地区計画等の活用

地区計画等により、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを推進する。

③ 地籍調査の推進

災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を引き続き推進する。

ウ 造成宅地の耐震化

【政策秘書課（情報班）、都市計画課（建築班）
~~建設課（応急復旧班）~~】

大規模に盛土造成された宅地については、その分布状況の把握と公表を行い、耐震化を推進する。

【大規模盛土造成地】

・面積3,000㎡以上の谷埋め盛土、~~または又は~~原地盤の勾配が~~20~~20度以上かつ盛土高5m以上の腹付け盛土がなされた造成地

エ 社会資本の老朽化対策の推進

【建設課（応急復旧班）】

市は、老朽化の進む社会資本（橋梁、~~下水道~~等）に関して、長寿命化修繕計画を~~作成して予防保全的な維持管理に転換する等、に基づき~~適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

オ たため池の維持管理・浸水ハザードマップの作成

【危機管理課（統括班）、産業振興課（物資調達班）】

市内に存在するたため池の適正な管理に努め、市内に大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用たため池等に対し、市は危険度や維持管理等の状況把握に努め、管理者と連携して施設の点検等を実施し、必要に応じて補強・改善が図られるようにする。

市民に対しては、たため池により被害を与えるおそれが生じる場合は迅速に周知し、地域の安全性を確保する。また、防災重点農業用たため池の浸水ハザードマップを作成し、市民に公開する。

カ 防災活動のための公共用地の有効活用

【管財課（輸送班）】

市は、避難場所、避難所、備蓄、応急仮設住宅など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

2 耐震化と安全対策の推進

（1）基本方針

地震による被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し、施設構造物等の耐震性の向上を積極的に行う。生活に密接な関連のある公共施設等は、計画的に耐震性の向上を図るとともに、代替性の確保等により、総合的に機能の確保を図る。

（2）具体的な取組内容

ア 公共建築物

【都市計画課（建築班）、施設管理担当課】

市が所有する公共建築物・市有建築物等について、以下の施策を推進する。

現耐震基準以前の基準で建築された建築物については、順次耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施する。

また、避難所等となる建築物については、優先的な耐震診断を行うとともに、その大規模改修工事等の際は、大規模地震発生直後のライフライン遮断など、不測の事態においても、最低限その機能が維持されるよう、災害用設備等の設置を検討する。

なお、市有建築物については県の計画に準じて、耐震改修促進計画を策定するとともに、計画的な耐震診断及び耐震改修を実施する。

イ 一般建築物等

【危機管理課（統括班）、都市計画課（建築班）~~危機管理課（統括班）~~、市民、事業者、施設管理担当課、施設管理者】

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、建築主事を置く本市は、そのための助言、指導及び支援を行う。

① 建築指導等

建築物全般（建築設備を含む）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保については、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行い、その実効を図っている。

具体的内容としては、建築物等の構造耐力上、防火及び避難上等の諸点についての安全確保を図る上で以下の規定がある。

- a 木造等の一般構造規定
- b 一定規模以上の木造等建築物の禁止
- c 一定規模以上の建築物について、構造計算を行い、その安全性を確認する
- d 一定規模以上の特定建築物について、耐火建築物又は準耐火建築物とする
- e 防火区域、内装制限及び防火戸等の諸規定による制限
- f 避難階段及び非常用進入口等の諸規定
- g 一定規模以上の建築物の設計及び工事監督は建築士が行う

建築基準法の防災関係の規定については、近年発生した地震及び火事事例に鑑み、一般構造及び防火避難規定等が強化されている。

また、埼玉県建築基準法施行条例で建築物の構造等について、安全上及び防災上の制限を付加し、安全性についての実効を図っている。

② 高層建築物等の防災対策

~~消防局~~消防組合は、高層建築物（消防法第8条の2高さ31mを超える建物）の管理者に対し、防災組織の活動等について助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

③ 耐震化対策

一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

a 耐震化に特に配慮すべき施設

不特定多数の者が使用する施設及び要配慮者に関わる一定規模以上の社会福祉施設や、医療施設等について耐震性の確保に特に配慮する。

b 耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する市民等の相談に応ずる窓口を設置する。

c 建築士会等との協力

建築士会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を推進する。

d 耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、市民への知識の普及・啓発に努める。

④ 窓ガラス等の落下・脱落防止対策

地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険を防止するため、以下の対策を実施する。

a 落下防止に関する普及・啓発

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防

止対策の重要性を啓発する。

b 改修等の指導

調査結果の報告に基づき、落下のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し、改修を指導する。

~~⑤ 空き家等の実態把握~~

~~市は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言を行う。~~

~~⑥⑤~~ ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀（レンガ塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため以下の施策を推進する。

a ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

b ブロック塀の点検・改修に関する指導等

倒壊の危険性が高いと判断されたブロック塀については、所有者又は管理者に対し、改修を指導又は生け垣化を奨励する。

⑥ エレベーターにおける閉じ込め防止対策

市は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食糧、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

3 空き家対策

(1) 基本方針

市は、平常時より、災害による被害が予想される空き家等の状況を確認し、所有者等に対し必要な措置を適切に講ずるよう努める。

(2) 具体的な取組内容

ア 空き家の実態把握及び措置

【都市計画課（建築班）】

市は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、~~必要に応じ県と連携し、~~所有者又は管理者に対して指導、助言を行う。

4 不燃化等の促進

(1) 取組方針

市街地が連続して木造住宅が密集している地域は延焼の危険性が高いため、こうした地域を中心に不燃化対策を推進する。

市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域の指定を促進し、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 防火・準防火地域の指定

【都市計画課（建築班）】

市は、比較的大規模な建築物が集合しているなど火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して防火地域を定める。

また、準防火地域は、建築物が集合し、火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。

イ 建築物の防火の推進

【都市計画課（建築班）】

市は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

5 オープンスペース等の確保

(1) 取組方針

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、市街地にオープンスペース（防災空間）を確保する。

(2) 具体的な取組内容

ア 公園の整備

【~~都市計画課（建築班）~~市街地整備課（応急復旧班）、産業振興課

（物資調達班）】

公園は、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上重要な役割を持っている。このため、災害時の避難拠点としての機能を考慮した整備及び維持管理を行う。

イ 緑地・農地の保全

【都市計画課（建築班）、市街地整備課（応急復旧班）、産業

振興課（物資調達班）】

緑地は、大地震時の火災延焼防止のための延焼遮断帯や避難場所として重要な役割を握っている。このため、防災上の観点から緑地の保全を推進する。

市街化区域内における農地は、防災上、火災の延焼防止、災害発生時の被災者への生鮮食糧品の供給など重要な役割を担っているため、適切に保全し、市街地におけるオープンスペースの確保を図る。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンス（災害から速やかに回復する~~強靱~~強靱さ）を高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ（自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるもの）」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じる。

ウ 広幅員道路の整備

【建設課（応急復旧班）、都市計画課（建築班）】

市は、延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路を計画的に整備する。

6 道路災害の予防

(1) 取組方針

市は、平常時より、道路等の災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

(2) 具体的な取組内容

ア 現状の把握 【建設課（応急復旧班）】

道路施設等の計画な点検（委託等）を通じ、現状の把握に努める。

イ 道路施設等の整備 【建設課、市街地整備課（応急復旧班）】

道路等における災害を予防するため、必要な施設の整備をする。（関連計画：日高市幹線道路等整備計画）

ウ 体制等の整備 【危機管理課（統括班）、建設課（応急復旧班）】

道路施設等の安全確保のため、必要な体制等の整備に努める。

エ 安全性・信頼性の高い道路等のネットワーク整備 【建設課、市街地整備課（応急復旧班）】

他の管理者等との連携、または働き掛けにより、安全性・信頼性の高い道路等のネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

オ 応急復旧活動を行うために必要な対策 【建設課、市街地整備課（応急復旧班）】

施設の管理者等は、災害等が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制並びに災害予防等の予算確保に努め、災害からの円滑で早期の復旧を図るために、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備・充実にも努める。

7 土砂災害の予防

(1) 取組方針

洪水や土砂災害については、大雨により引き起こされるものであるが、地震発生に伴うがけ崩れにより、河川等が堰き止められ発生する洪水や、大きな揺れにより引き起こされる土砂災害も予想される。

「第3編 風水害対策編—第1章—第2節 災害に強いまちづくりの推進（277ページ）」を準用する。

8 地震火災等の予防

(1) 取組方針

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって、甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱等関連施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 地震に伴う住宅からの出火防止 【~~消防局~~消防組合、消防団】

① 一般火気器具（ガスコンロ、灯油ストーブ等）からの出火防止

- a 消防組合及び消防団は、市民に対しガスコンロ、灯油ストーブ等の火気器具か

~~らの出火防止について指導を行う。地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。そこで、消防局・消防団は「地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと」等の防災教育を積極的に推進する。又、過熱防止機構・耐震自動消火装置の付いた器具の普及に努める。(また感震ブレーカーの設置や、地震後に、はブレーカーを落としてから避難することなどの方法の普及啓発を図る。)~~

b 住宅用火災警報器・消火器等の設置及びその普及啓発に努める。

② 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行い、引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管する。また、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

イ 初期消火体制の充実強化

【消防局消防組合、消防団】

地震時は、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、地震時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器やバケツリレー等の初期消火行動力を高め、~~消防局消防組合~~及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

① 事業所の初期消火能力の強化

従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。また、対策計画に基づく訓練を通じ防災行動力の充実を図る。

② 地域住民の災害対応力の強化

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を一層高めるとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進する。

ウ 消防活動の整備

【消防局消防組合、消防団】

① 消防施設及び資機材等の整備

~~消防局消防組合~~及び消防団は、通常火災に対する資機材等を計画的に整備しているところであるが、今後も、様々な状況を想定し、消防庁舎等の耐震化を計画的に実施するとともに、災害発生時に有効な消防車両、デジタル無線等の装備及び資機材等を計画的に整備・増強する。

② 危険物・有毒物・放射性物質事故への対応

危険物、有毒物及び放射性物質を取り扱う施設の事故に対応するため、必要な資機材の計画的な整備を行うと同時に、資機材を取り扱う署員等の知識及び技術の向上を図る。

③ 消防水利の確保

消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等について

も把握し、消防水利としての活用を図る。

④ 消防団施設、装備の強化

消防団は、災害時には常備消防と協力しながら消防活動を行うとともに、平常時には地域において出火の防止や初期消火の指導等を行い、地域防災活動の中核となることから、消防団活動を支援するため、車庫、消防車両、装備及び資機材等の計画的な整備・増強を実施する。

8—9 被災建築物応急危険度判定体制等の整備

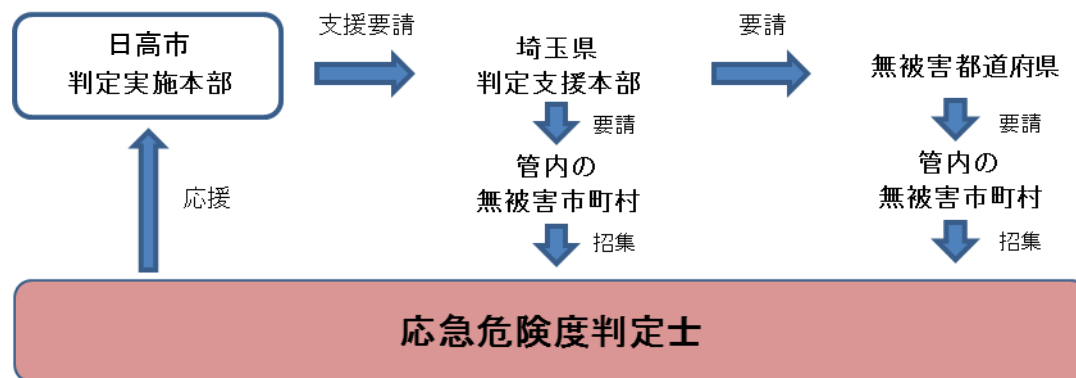
(1) 取組方針

市は、地震災害発生時に公共施設や民間建築物の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が速やかに行われるように体制を整備する。

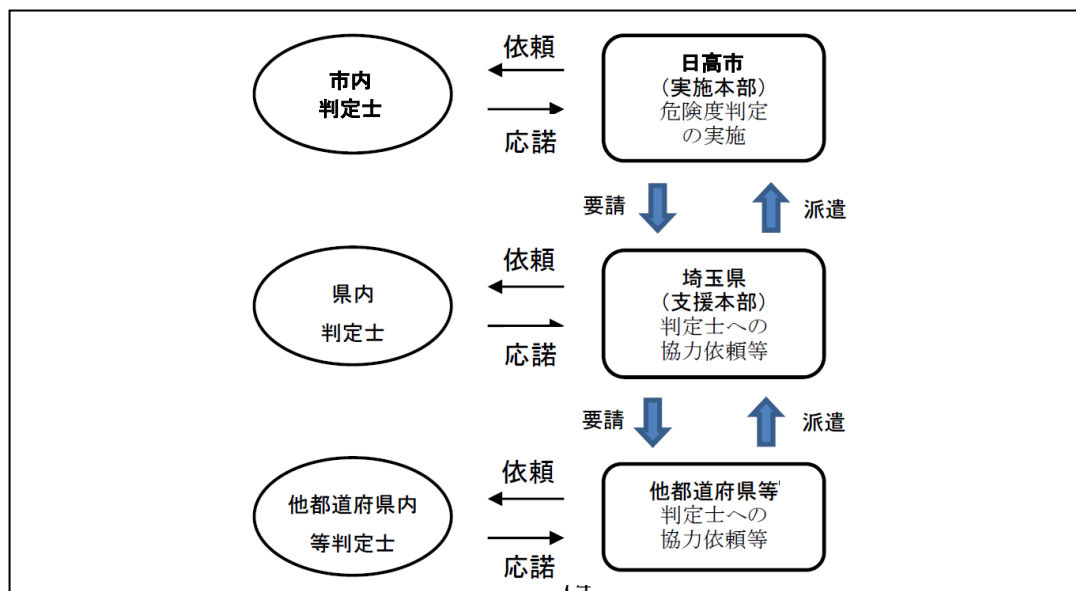
(2) 具体的な取組内容

市は、県と協力し、被災建築物の被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定が行えるよう体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための市民への広報活動を行う。また、被災建築物の応急措置、その後の復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

【被災建築物応急危険度判定活動の流れ】



【被災宅地危険度判定士派遣のおおまかな流れ】



10-9 孤立化地域対策

(1) 取組方針

市は、大規模災害が発生した場合に孤立するおそれのある地域（以下「孤立化地域」という。）について、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。

<応急対策>

1 公共施設等の応急対策

2 水防・土砂災害対策

1 公共施設等の応急対策

(1) 取組方針

公共建築物や公園などは、地震発生時の応急対策活動の拠点となるなど、重要な役割を果たす。公共建築物等の管理者は、災害発生後速やかに被害状況等を調査し、必要に応じて応急復旧を行う。

また、道路、河川、ライフライン及び鉄道等の管理者並びに事業者は、管理する施設について、災害発生後速やかに被害状況等を調査し、必要に応じて応急復旧等を行う。

(2) 具体的な取組内容

ア 公共建築物

【建築班（都市計画課）】

① 実施体制

建築班（都市計画課）は、市内の応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に協力を求めるとともに、必要に応じて近隣市町村及び県都市整備部に協力を要請する。

② 応急危険度判定

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等により判定する。

③ 被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定とは、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、市民の安全を確保する。

④ 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討する時の基礎資料となるものである。建築班（都市計画課）は、設計・建築業者等に協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

⑤ 応急措置

公共建築物等の管理者は、応急危険度判定等の結果に基づき、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

2 水防・土砂災害対策

(1) 取組方針

洪水や土砂災害については、大雨により引き起こされるものであるが、地震発生に伴うがけ崩れにより、河川等が堰き止められ発生する洪水や、大きな揺れにより引き起こされる土砂災害も予想される。

しかしながら、講じる応急対策については、震災においても風水害と共通することから、「第3編 風水害対策編」を準用する。

<復旧対策>

1 迅速な災害復旧

1 迅速な災害復旧

(1) 取組方針

地震発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 災害復旧事業計画の作成

【施設管理担当課、情報班（政策秘書課・財政課）】

施設管理担当課及び情報班（政策秘書課・財政課）は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおりである。

【災害復旧事業計画の種類】

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 復旧上必要な金融その他の資金計画
- ⑪ その他の計画

イ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

【施設管理担当課、情報班（政策秘書課・財政課）】

施設管理担当課及び情報班（政策秘書課・財政課）は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

① 法律に基づく財政援助措置

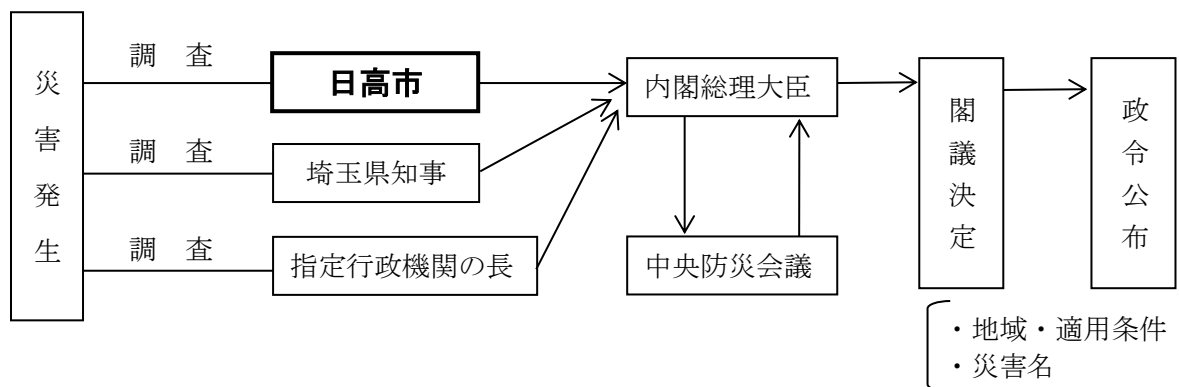
国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

- a 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- b 公立学校~~施設~~災害復旧~~等費~~国庫負担法
- c 公営住宅法
- d 土地区画整理法
- e 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- f 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- g 予防接種法
- h 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- i 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- j 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- k 水道法

② 激甚災害に係る財政援助措置

~~災害対策基本法~~災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害対策本部は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



③ 財政援助措置の対象

【公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助】

- a 公共土木施設災害復旧事業
- b 公共土木施設復旧事業関連事業
- c 公立学校施設災害復旧事業
- d 公営住宅災害復旧事業
- e 生活保護施設災害復旧事業
- f 児童福祉施設災害復旧事業
- g 老人福祉施設災害復旧事業
- h 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
- i 障がい者支援施設等災害復旧事業
- j 婦人保護施設災害復旧事業
- k 感染症指定医療機関災害復旧事業
- l 感染症予防事業
- m 堆積土砂排除事業
- n たん水排除事業

【農林水産業に関する特別の助成】

- a 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- b 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- c 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
- d 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- e 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- f 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- g 共同利用小型漁船の建造費の補助
- h 森林災害復旧事業に対する補助

【中小企業に関する特別の助成】

- a 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- b 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
- c 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

【その他の財政援助及び助成】

- a 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- b 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- c 日本私学振興財団の業務の特例
- d 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
- e 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- f 水防資材費の補助の特例
- g り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- h 産業労働者住宅建設資金融通の特例

- | | |
|---|----------------------------|
| i | 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 |
| j | 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 |
| k | 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助 |

④ 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

ウ 災害復旧事業の実施

【施設管理担当課、情報班（政策秘書課・財政課）】

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を~~あ~~上げるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

第1 基本方針

災害による人的被害の最小化及び迅速な復旧には、道路及び鉄道等の交通ネットワーク・ライフライン等の確保が不可欠である。そのため、予防、応急、復旧の対策に万全を講じる。

第2 現 況

○ 県が指定する緊急輸送道路の現況

日高市内における、県が示す一次特定緊急輸送道路等は以下のとおりである。

【一次特定緊急輸送道路】

道路管理者	路線名	区 間
東日本高速道路株式会社	首都圏中央連絡自動車道	入間市木蓮寺（都境）～ 桶川北本IC 幸手市木立（茨城県境）
埼玉県	国道299号 バイパス	小鹿野町飯田（県道皆野両神荒川線との交差点）～飯能市中山（国道299号 バイパス との交差点） 小鹿野町飯田（黒海土バイパス前交差点）入間市小谷田（16号との交差点）
埼玉県	国道407号	東松山 毛塚（高坂神社東交差点） 下野本（国道254号との交差点）～狭山市根岸（ 県道日高狭山線との交差点 国道299号との交差点）

【一次緊急輸送道路】

道路管理者	路線名	区 間
埼玉県	県道川越日高線	川越市小仙波（国道254号との交差点）～日高市久保（国道299号との交差点）
埼玉県	県道飯能寄居線	飯能市双柳（国道299号との交差点）～毛呂山町毛呂本郷（県道川越坂戸毛呂山線との交差点）

【二次緊急輸送道路】

道路管理者	路線名	区 間
埼玉県	県道日高川島線	日高市南平沢（県道飯能寄居線との交差点）～川島町山ヶ谷戸（県道川越栗橋線との交差点）
埼玉県	県道日高川島線	日高市山根（県道飯能寄居線の交差点）～埼玉

		医科大学国際医療センター
--	--	--------------

○ 都市計画道路の現況

市内には~~21~~路線、区間延長約~~343,945~~0mの都市計画道路が決定されている。

○ ガス施設の現況

市内のガス施設としては、都市ガス、プロパンガス及び集中プロパンガスが整備されている。

○ 水道施設の現況

市内にある高岡・高萩・高麗本郷の~~2~~3つの浄水場で浄水処理を行っているほか、埼玉県営水道から水道用水の供給を受けながら、水道使用者へ水道水を提供している。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 交通関連施設の安全確保
2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備
3 ライフラインの確保
4 エネルギーの確保

1 交通関連施設の安全確保

(1) 取組方針

市は、県が指定した緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を少なくするように努める。

また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行う。

(2) 具体的な取組内容

ア 道路の震災予防対策

【建設課（応急復旧班）】

道路管理者は、土砂崩落、落石等の危険箇所について、総点検を実施し、危険箇所は法面保護工等を実施する。

また、老朽化した橋りょうについては架替え、補強等を推進するとともに既設橋りょうの~~落橋防止対策~~耐震補強を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障のないようにする。

2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備

(1) 取組方針

各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図るとともに、災害時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復する体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 緊急輸送の範囲

【管財課（輸送班）、防災関係機関】

管財課（輸送班）及び防災関係機関が行う緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ① 災害対策要員の輸送
- ② 医療、助産及び救援を必要とする要配慮者の輸送
- ③ 災害対策用資機材及び車両の輸送
- ④ 食糧、飲料水及び生活必需品等の救援物資の輸送
- ⑤ その他必要な物資及び人員の輸送

イ 緊急輸送道路の指定

【施設管理担当課、管財課（輸送班）、政策秘書課（情報班）、税務課・収税課（調査班）、建設課（応急復旧班）、都市計画課（建築班）、生涯学習課（地域防災活動拠点班）、災害情報収集担当者】

市は、市内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図や地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市町村、関係機関、関連企業と協議の上、市内の次に示す防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

市道においても、災害時に拠点や避難所となる施設が寸断されないよう、緊急輸送道路の指定を検討、整備する。

- ① 市庁舎
- ② 市出先庁舎
- ③ 市内の関係機関施設
- ④ 防災活動拠点
- ⑤ 避難所
- ⑥ 市内の備蓄倉庫、輸送拠点
- ⑦ 臨時ヘリポート

ウ 緊急輸送道路及び沿線の整備

【危機管理課（統括班）、施設管理担当課、~~危機管理課（統括班）~~、管財課（輸送班）、政策秘書課~~・交通政策課~~（情報班）、税務課・収税課（調査班）、建設課（応急復旧班）、都市計画課（建築班）、生涯学習課（地域防災活動拠点班）、災害情報収集担当者、県、東日本高速道路株式会社】

道路管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市内と高速道路とのアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

市は、緊急通行車両等の通行を確保するため、関係機関と協議の上、必要な対策を講じる。

エ 応急復旧資機材の整備

【建設課（応急復旧班）】

平常時から、応急復旧資機材の整備を行う。また一般社団法人埼玉県建設業協会との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

3 ライフラインの確保

（1）取組方針

ライフライン関連施設の耐震化や、バックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 電気施設の震災予防対策

【東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社】

東京電力パワーグリッド株式会社は、台風、雪害、水害、地震その他の災害に際し、人身事故を防止し、電力施設の被害を最小限とするとともに、被害の早期復旧を図るため、平常時から、以下の対策を講じる。

① 設備強化対策

各設備所管箇所は、法令、基準等との規定を遵守することはもとより、既往災害例を参考とした各設備の強化対策に万全を期する。

また、平常時の設備巡視・点検等を通じ電力設備の維持、管理に努める。

② 要員の確保対策

非常災害体制時に要員の呼集、動員ができるよう連絡経路を確立しておく。

③ 資材等の確保対策

非常災害に備え、平常時から復旧用資材工具、消耗品、車両、船艇等の確保又は整備に努める。

④ 宿泊施設、食糧の確保対策等

非常災害に備え、平常時から宿泊施設、食糧の確保対策及び衛生対策に努める。

⑤ 広報活動

平常時から新聞、テレビ、PR車、パンフレット等により、地域等に電気安全等に関する事項を周知徹底し、事故防止に努める。

- a 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- b 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- c 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- d 浸水雨漏りなどにより冠水した屋内配線電気器具等は危険なため使用しないことまた、使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。
- e 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- f 東海地震の警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
- g 地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
- h その他事故防止のため留意すべき事項。

⑥ 社外機関、他企業との協調

非常災害発生時における人身事故防止、電気設備の被害防止並びに電力設備被害の早期復旧をはかるため、日高市災害対策本部と緊密な連携を保ち、これに積極的に協力をする。

また、官公署、請負先とも平常時から緊密な連携を保ち、非常災害時における協力体制の強化・充実に努める。

イ ガス施設の震災予防対策

【ガス事業者】

ガス事業者は、災害に対する被害をできる限り軽減するための施策を実施する。また、緊急時にはガスの漏洩による二次災害の発生を防ぎ、速やかに応急復旧できるよ

うに、必要な資機材の確保や、日常業務を通して防災の緊急処理訓練等を計画的に行い、関係者に防災に関わる教育を行う。

ウ 上水道施設の震災予防対策 【水道課（上水道班）】

市は、各地域の地盤の状況等も考慮し、耐震管に布設替えする等、配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化を推進する。

エ 廃棄物処理施設の震災予防対策 【事業者】

市は、一般廃棄物の処理を委託している事業者と協力し、廃棄物処理施設の耐震~~性~~
~~化、不燃堅牢化の確保~~を図るとともに、大規模災害時に備えた始動用緊急電源のほか、
電気・水・熱の供給設備を設置している。

また、施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検
手引き等を準備する。

さらに、処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあ
らかじめ確保する。

オ 下水道施設の震災予防対策 【下水道課（下水道班）】

市は、浄化センターや下水道管など下水道施設の耐震強化を推進する。

カ 通信設備の震災予防対策 【通信事業者】

通信事業者は、災害時においても、通信が確保できるように、平常時から設備の防
災構造化を実施するとともに、災害により不通が発生した場合には、早期復旧を図る
ため、組織、職員、資機材及び輸送力の万全の予防措置を講じる。

4 エネルギーの確保

（１）取組方針

自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により電力供給の安定化に
向けた取組を促進する。

また、災害時にも交通ネットワークを維持させるため、車両における燃料の多様化
（電気、天然ガス、L Pガス、水素等）に努める。

<応急対策>

1 道路ネットワークの確保
2 交通規制
3 鉄道施設の応急対策
4 ライフライン施設の応急対策
5 発災時のエネルギー供給機能の確保

1 道路ネットワークの確保

(1) 取組方針

災害時における交通の混乱を防止し、警察、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合を迅速かつ的確に把握することはきわめて重要である。関係各機関は、組織状態を有効に活用して被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にしている的確に対処する。

(2) 具体的な取組内容

ア 道路被害状況の把握及び伝達

【応急復旧班（建設課・~~区画整理課市街地整備課~~）、

~~消防局消防組合~~、警察】

- ① 応急復旧班（建設課・~~区画整理課市街地整備課~~）は、市内の道路について、災害が発生した場合に当該道路の被害状況をすみやかに調査する。
- ② 応急復旧班（建設課・~~区画整理課市街地整備課~~）は、調査の結果、支障箇所を発見したときは、速やかに、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を関連する道路管理者に連絡する。
- ③ 応急復旧班（建設課・~~区画整理課市街地整備課~~）と市の区域を管轄する関係機関（警察、~~消防局消防組合~~）は、前項の状況を発見したときは、相互に連絡をとる。

イ 道路施設の応急対策

【応急復旧班（建設課・~~区画整理課市街地整備課~~）】

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施する。

【各道路管理者による応急対策の方法】

- ① 道路の破損、流失、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補修、崩落土等の除去、橋梁の応急修繕等、必要な措置を講じ、交通の確保を図る。
- ② 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し、道路交通の確保を図る。
- ③ 一路線の交通が相当な期間途絶する場合は、道路管理者は付近の道路網の状況により、適当な代替道路を選定し交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。

- ④ 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図る。
- ⑤ 被災の状況により、道路や橋梁等が欠損などした場合は、地域の状況等を考慮して、必要により災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。

ウ 道路・橋りょう

【応急復旧班（建設課・~~区画整理課~~市街地整備課）】

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、あるいは迂回道路の選定など、通行者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行う。また、被災道路、橋りょうについては、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保した後で、本格的な復旧作業に着手する。

① 災害時の応急措置

各機関のとるべき応急措置は下表のとおりである。

【各機関のとる応急措置】

機関名	応 急 措 置
市	1 応急復旧班（建設課・区画整理課市街地整備課）は、市域内の道路が被害を受けた場合は、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。 また、被害の状況により、応急修理ができない場合は、警察等関係機関に連絡の上、通行止め等の必要な措置を講ずる。 2 上下水道、電気、ガス及び電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、該当施設の管理者及び道路管理者に通報する。緊急のため、通報する余裕がない場合には、現場付近の立入禁止、避難誘導、周知措置等住民の安全確保のための応急措置を講じ、事後連絡する。
県	飯能県土整備事務所は、市からの通報により管理する道路の被害を知ったときは、直ちに必要な指示を与えると同時に、状況に応じて現場に派遣する。 また、市からの被害報告をとりまとめ、総合対策の樹立と指導、調整を行う。

② 応急復旧対策

応急復旧対策については下表のとおりである。

【各機関の応急復旧対策】

機関名	応 急 措 置
市	応急復旧班（建設課・区画整理課市街地整備課）は、災害が発生した場合に、速やかな応急復旧を行い、交通の確保及び被害の拡大防止を行

	う。 道路構造物、付属施設その他管理施設について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急対策を樹立して、応急復旧に努める。 工事実施中の箇所については、その被害状況に応じて必要な措置を講ずる。
県	飯能県土整備事務所は、道路・橋りょうの応急復旧作業を実施するにあたっては、緊急輸送道路等の啓開を最優先に行う。その後、二次災害が発生するおそれがある道路、一般道路の順に、順次応急復旧を行う。

③ 復旧対策

応急復旧班（建設課・~~区画整理課~~市街地整備課）は、道路・橋りょう及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、ライフライン等の公益占用物件の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。

エ 河川 【応急復旧班（建設課・~~区画整理課~~市街地整備課）】

災害等により河川の保全施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに排水に全力をつくす。

河川についての、各機関の応急復旧対策は下表のとおりである。

【各機関の応急復旧対策】

機関名	応 急 措 置
市	応急復旧班（建設課・ 区画整理課 市街地整備課）は、水防活動とともに市域の河川、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。
県	① 飯能県土整備事務所は、市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、総合的判断のもとに応急復旧を実施する。 ② 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおり。 a 堤防の破堤、護岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。 b 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの。 c 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの、又は著しい被害を生ずるおそれがあるもの。 d 護岸、床止、水門等が全壊又は決壊し、これを放置した場合、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

オ 砂防施設 【応急復旧班（建設課・~~区画整理課~~市街地整備課）】

災害等により砂防施設が被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

砂防施設についての、各機関の応急復旧対策は下表のとおりである。

【各機関の応急復旧対策】

機関名	応 急 措 置
市	応急復旧班（建設課・ 区画整理課 市街地整備課）は、水防活動とともに市域の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。
県	① 飯能県土整備事務所は、市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、総合的判断のもとに応急復旧を実施する。 ② 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおり。 a 斜面や急傾斜地の法面等の崩壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。 b 斜面や急傾斜地の法面等の崩壊で土砂流出のおそれがあるもの。 c 土砂による河川や水路等の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの。

力 緊急輸送道路の応急復旧作業

【輸送班（管財課）、応急復旧班（建設課・~~区画整理課~~市街地整備課）、防災関係機関】

① 応急復旧班（建設課・~~区画整理課~~市街地整備課）の対応

- a 緊急輸送道路の被害状況等を調査し、災害対策本部に報告する。
- b 災害対策本部から指示を受けた緊急輸送道路について、優先して仮復旧を実施する。
- c 緊急輸送道路の仮復旧作業を実施する際は、円滑な作業の実施及び作業の安全確保を図る。
- d 人員、資機材及び車両等に不足がある場合は、災害対策本部に応援を要請する。
- e 緊急輸送道路の仮復旧が完了した際には、速やかに災害対策本部に報告する。
- f 「災害時における応急対策活動に関する協定書」~~（資料編参照）~~及び「災害時等の応急作業に関する協定書」（資料編参照）に基づき、日高鳶土木共同組合及び市内の建設業者に対し、応援要請を実施する。
- g 電線等の損壊については、速やかに関係機関に連絡するとともに、到着までの安全を確保する。

② 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

2 交通規制

（１）取組方針

市は、災害発生後、必要に応じ、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにす

るため緊急の必要性があると認められるときは、緊急通行車両等以外の車両に対する交通規制を行う。また、被災地内の安全な交通を確保するため、道路の陥没、橋の落下、その他の交通の障害状況等を的確に把握し、交通規制を行う。

市内では、首都圏中央連絡自動車道が~~第1次被災状況により必要であれば~~緊急交通路として、高速道路交通隊長により確保される。

(2) 具体的な取組内容

ア 被災地内の交通規制

【道路管理者】

被災地内において、安全な交通を確保するため、また、渋滞を緩和するため、以下のとおり交通規制を行う。

- ① 道路管理者は、その管理する道路について、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。
- ② 道路管理者は、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ当該区域を管轄する警察署長及び市長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を警察、行政機関と相互に連絡を取り合い確認する。

あらかじめ報告するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を報告する。

- ③ 道路管理者は、交通規制の状況を利用者に周知する。

イ 交通規制に関する情報共有

【統括班（危機管理課）】

市は交通規制を行ったときは県に報告する。県は、緊急交通路、緊急輸送道路を中心に情報を取りまとめ、災害オペレーション支援システム等により関係機関に情報を伝達する。

ウ 交通規制に関する市民等への広報

【統括班（危機管理課）~~危機管理課（統括班）~~、輸送班（管財課）、~~危機管理課（統括班）情報班（交通政策課）~~、広報班（市政情報課）】

市は交通規制を行ったときは、次の要領により広報に努め、一般交通の確保を図る。

- ① 関係道路の主要交差点への標示
- ② 関係機関への連絡
- ③ 一般住民に対する広報

3 鉄道施設の応急対策

(1) 取組方針

交通施設の安全確保と早期復旧を図るとともに、帰宅困難者に配慮する。

(2) 具体的な取組内容

ア 鉄道施設の応急対策

【東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、
西武鉄道株式会社】

① 東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社

地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力をあげて救出救護を実施するとともに、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図る。

a 地震災害対策本部の設置

地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処する。

b 運転規制

- ・地震が発生した場合の運転取扱いは、次のとおりである。
 - ・12カイン以上の場合は、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から、運転中止を解除する。
 - ・6カイン以上12カイン未満の場合は、25km/h以下の徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。
 - ・6カイン未満の場合は、特に運転規制は行わない。
- ※カイン（Kine）は、速度の単位。1カイン＝1cm/秒
- ・列車の運転方法はその都度決定するが、おおむね次により実施する。
 - ・迂回又は折り返し運転
 - ・バス代行又は徒歩連絡
 - ・臨時列車の特発

c 大地震（震度6弱以上）発生時の対応

- ・震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社、大宮支社、八王子支社、各地区センターに直ちに対策本部を設置する。
- ・各地区センター（高麗川駅は八王子支社、武蔵高萩駅は大宮支社）は、各支社対策本部及び各駅からの情報を集約し、地区内各駅の支援をする。
- ・本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅、箇所へ救助要員を派遣する。

② 西武鉄道株式会社

地震による被害を最小限度にとどめ、かつ旅客の安全を確保するため、平時より地震発生時における旅客並びに運転取り扱い方について災害対策規程により周知徹底させておく。また、災害発生時には対策本部を設置し、早期復旧を図り輸送の確保に努める。

a 応急対策

地震発生時には災害対策規程並びに鉄道事故処理要領に基づき対処するよう定

めてあるが、災害が発生した場合の体制は、以下のとおりである。

- ・社長を長とする災害対策本部を設置し、情報を的確に把握し、~~迅速な復旧作業及び救護活動を実施する~~復旧作業及び救護活動の迅速化を図る。

b 地震発生時の列車の取扱い

- ~~運転司令長は、地震が発生したときには応急対策として次の処置を行う。~~
- ~~・地震が発生し、列車の運転が危険と判断した場合または震度4以上の場合には、列車無線等により列車の停止手配をとる。~~
- ~~・停止した列車の列車番号および停止位置を把握し、被害状況をあらゆる手段を尽くして確認する。~~
- ~~・震度5弱のときには、次の処置を行う。~~
 - ~~・駅間に停止している列車の運転士に25km/h以下で次駅まで注意運転するよう指示する。~~
 - ~~・駅長および運転士の状況報告に基づき、異常がないときには、平常運転を指令する。~~
 - ~~・震度5強以上のときには、列車の運転を一時中止し、電気、施設司令長および電気、保線の各所長に要注意箇所点検を依頼する。運転司令は地震が発生した時、自社の地震計を基準にし列車の運転が危険と判断したときは、列車無線により列車の停止手配を取る。また、状況の入手に努め、駅所長の状況報告に基づきその状況に応じて次により列車運転を再開する。~~
- ・震度4未満の場合は、運転再開を指令する。震度4のときは、一旦停止後55km/h以下で先行列車が停止している位置まで注意運転する。
- ・震度5弱のときは、一旦停止後25km/h以下で先行列車が停車していた位置まで注意運転する。
- ・震度5強以上の時は、要注意箇所等の点検が終わるまで列車の運転を中止する。ただし、震度5強を観測したときに限り（高麗～西武秩父間を除く）、状況により旅客の避難・誘導等を目的として、停止していた列車を15km/h以下で次駅または最近の駅まで運転するよう指令する。
- ・事故復旧に際し救護の必要があると認めたとき、速やかに復旧に努める。

4 ライフライン施設の応急対策

（1）取組方針

ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

（2）具体的な取組内容

ア 上水道施設応急対策

【上水道班（水道課）】

上水道班（水道課）は、速やかに被害状況を把握し、破損箇所の復旧を実施する。その間、被災者、避難者等に対して、応急給水を実施する。

復旧作業は、早期に復旧区域の拡大を図るため、必要に応じて配水調整等を実施するとともに、復旧の優先順位を設けるなど、効率的な復旧作業を実施する。

① 施設の応急復旧の優先順位

- a 取水・導水施設
- b 浄水・送水施設
- c 配水施設
- d 給水装置

② 配水管路の応急復旧の優先順位

- a 市内主要幹線
- b 学校、病院及びその他緊急給水施設等への配水管（避難所及び医療施設等に通じる管路）
- c その他の配水管

③ 給水装置の応急復旧

給水装置の応急復旧については、次のものについて重点的な復旧を行う。

- a 配水管の通水（配水）機能に支障を及ぼすもの（漏水多量のものの復旧、被災給水栓の閉栓）
- b 道路漏水により、特に交通等に支障があるもの
- c 建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすもの

④ 配水管の応急配管及び臨時共用栓の設置

- a 配水管の被害が著しく、復旧が困難な地域については、路上及び浅い土被りによる応急配管を行い、適当な間隔で共用栓を設置する。
- b 給水装置の被害が著しく、復旧が困難な地域に対しては、臨時共用栓を設置する。
- c 配水管・給水施設については、日高市管工事業協同組合の協力を得て、復旧作業を実施する。

⑤ 応急復旧用資機材等の調達

a 応急復旧用資機材

災害時の配水管及び給水装置の資材については、工事現場の未使用材料を優先使用することを基本とし、不足分については工事事業者からの支給を受ける。

b 応急復旧用工具等

日高市管工事業協同組合、日本水道協会埼玉県支部の協力により確保する。

⑥ 動員

a 職員の動員

指定された場所に参集し、直ちに施設の被害状況を調査する。

b 日高市管工事業協同組合

上水道班（水道課）は、被害状況に応じて日高市管工事業協同組合に対し、復旧要員の派遣を要請する。

c 日本水道協会埼玉県支部

上水道班（水道課）は、被害状況に応じて日本水道協会埼玉県支部に対し、復旧要員の派遣を要請する。

下水道班（下水道課）は、災害発生後、速やかに緊急点検を行い、下水道施設の被害状況を把握する。また、下水道施設が被災したときは速やかに応急復旧を行う。~~必要に応じて応急復旧を実施するとともに、本復旧の方針を立てる。~~

① 緊急対応段階（概ね3日）

a 緊急点検・調査（重大な機能障害の把握）

- ・重要な幹線、処理場・ポンプ場施設内の目視調査等

b 緊急措置（重大な機能障害への対応）

- ・仮設トイレの設置
- ・溢水した下水を汚泥吸引車により汲み上げ
- ・人孔突出部の切断後、碎石にて埋戻し
- ・塩素滅菌により消毒処理放流
- ・処理場・ポンプ場の非常用発電機による電源復旧
- ・必要に応じて埼玉県下水道事業課等に資機材や人員派遣を要請

② 暫定機能確保段階（概ね30日）

a 一次調査（全体的な被害状況の把握）

- ・人孔蓋を開けての調査等

b 応急復旧

- ・仮設沈殿池の設置
- ・仮配管・仮排水ポンプの設置
- ・仮設塩素注入設備の設置

③ 機能確保段階（場合によっては1年以上）

a 二次調査

- ・本復旧に必要な調査（TVカメラ含む）

b 本復旧

- ・本来の機能を確保するための復旧

~~① 応急復旧の優先順位~~

~~a 主要施設~~

~~b 幹線の復旧~~

~~c 枝線の復旧~~

~~d 樹及び取り出し管~~

~~② 拡張工事中の箇所~~

~~下水道班（下水道課）は、工事請負者に対して、被害を最小限に留めるよう必要な事項を指示する。また、被害状況により必要と判断した場合には、現場要員及び資機材等の補給についても指示する。~~

ウ 電気施設応急対策

【東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社】

東京電力パワーグリッド株式会社は、電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

① 設備の予防強化

非常災害の発生が予想される場合は、供給支障、電気設備等による人身災害等を

未然に防止するため、各電力設備の重点的巡視・点検を行うとともに、仕掛け工事や作業中の電力設備等に対し、応急安全措置を講ずる。

② 要員の確保

応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるよう下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。

- ・非常災害時は対策本（支）部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。
- ・社外者（請負会社等）及び他支店（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

③ 資材等の調達、輸送

非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は平常時の確保対策に基づき資材等を調達、確保し、災害地への輸送に努める。

④ 宿泊施設、食糧の確保等

非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、平常時の確保対策に基づき、宿泊施設、食糧の確保に努める。

上記により確保した宿泊施設、食糧が不足する場合は、社外施設の借用並びに食糧の緊急調達を行う。

⑤ 情報活動

風速降雨量、その他の情報については、熊谷地方気象台、日高市防災会議、報道機関の情報等に留意し、これらを各組織相互に緊密に連絡する。情報交換は有線もしくは携帯電話の利用をはかるが、通常の通信設備が通信不通となった場合は、保線用、営配用、非常用などの無線機を活用する。上記に示す一切の通信連絡が不要となった場合に各機関ごとの連絡方法として、連絡員派遣等についてもあらかじめ考慮しておく。

エ ガス施設応急対策

【ガス事業者】

ガス事業者は、ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

① 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

- a 災害情報（気象情報・地震センサーにより観測した情報）
- b 被害情報（一般情報・地方自治体・官公庁・報道機関・お客様等の情報）
- c その他災害に関する情報（ガス施設等の被害及び復旧に関する情報）

② 情報の集約

被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。

③ 広報活動

テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に

応じて連携を図る。

- ④ 対策要員の確保
- ⑤ 他事業者等との協力（協力会社・日本ガス協会・他ガス事業者）
- ⑥ 危険予防措置（避難区域の設定・火気使用禁止等）
- ⑦ 地震発生時の供給停止
- ⑧ 応急工事
- ⑨ その他必要な対策

オ 電気通信設備応急対策

【東日本電信電話株式会社 埼玉事業部—~~埼玉西支店~~】

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東日本電信電話株式会社 埼玉事業部—~~埼玉西支店~~が実施する応急対策は次のとおりである。

① 災害時の活動体制

a 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉~~事業部西支店~~に災害対策本部を設置し対応する。

b 情報連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

② 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の応急措置を講ずる。

a 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。

~~特設公衆電話の設置~~

~~災害が発生した場合において、災害救助法が適用された場合等には、避難場所等により災害者が利用する特設公衆電話の設置に努める。~~

~~b~~ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

c 災害用伝言ダイヤル等の提供

~~地震等の~~災害発生により著しく通信のふくそう輻輳が発生するおそれがある~~場合~~場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- a 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

- b 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- c 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

④ 災害時の広報

- a ~~災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通及び利用制限の措置状況~~災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。通信の疎通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- b テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。
- c 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機からのふくそう輻輳トーカー案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

カ 現地作業調整会議の開催

【事業者】

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市町村、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。

5 発災時のエネルギー供給機能の確保

(1) 取組方針

応急対策活動に必要なエネルギーを確保する。

(2) 具体的な取組内容

ア 石油類燃料の確保

【輸送班（管財課）】

市は、埼玉県石油商業組合飯能支部日高班に対し、防災活動拠点や、応急対策活動に使用する車両等に燃料の供給を依頼する。

イ ガス等の燃料の確保

【輸送班（管財課）】

市は、ガス事業者に対し、社会的重要度の高い施設、防災活動拠点、避難所等へのガス燃料の供給を依頼する。

<復旧対策>

1 ライフライン施設の早期復旧

1 ライフライン施設の早期復旧

(1) 取組方針

市、防災機関、ライフライン事業者が協力し、減災目標で設定した期間内の復旧を目指す。

(2) 具体的な取組内容

ア 上水道施設復旧対策

【上水道班（水道課）】

被害状況によって復旧に要する期間は異なるが、全域断水している状況においては1か月以内の復旧を目標とする。

復旧作業は上流から下流に向かって行うことを基本とする。また、基幹施設の復旧施設は専門業者へ依頼する。

配水管は、幹線、準幹線、支線の順で復旧作業を行い、基幹施設と同様に上流から行う。ただし、病院、社会福祉施設、避難所の重要施設への通水を優先する。

基幹施設の復旧は、施設復旧業者などと協力して復旧内容、方法、体制を検討する。

① 応急復旧の実施

a 幹線復旧

幹線から分岐している準幹線や支線のバルブを閉め切った上、被害箇所の探査や復旧作業を行う。

b 準幹線・支線

準幹線から分岐している支線や給水管のバルブや止水栓を閉め切った上、被害箇所の探査や復旧作業を行う。ただし、病院・社会福祉施設・避難所への通水を優先する。

② 復旧広報と体制の調整

作業結果の報告を受け、復旧箇所を配管図へ登録するとともに、通水エリアを市民に広報する。また、応急復旧の進捗状況、市民の要望などを受け、復旧体制や資機材の調整を行う。

イ 下水道施設復旧対策

【下水道班（下水道課）】

市は被害状況を速やかに把握して、下水道施設の応急復旧に努める。

また、支援体制の基本ルールに基づいて、近隣自治体と相互に下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

ウ 電気施設復旧対策

【東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社】

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

① 復旧活動

a 被害状況の収集

全般的な被害状況掌握の遅速は復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方途をもって被害状況の早期把握に努めることとし、予め計画された巡視計画に基づき巡視を行い、被害状況の把握を行う。

b 被害の復旧対策

各設備所管箇所は、すみやかに被害状況を掌握し、次に掲げる事項を明らかにした早期復旧計画を立てる。

- ・復旧作業班の配置、復旧応援班の必要の有無
- ・復旧資機材の調達
- ・復旧作業の日程
- ・復旧・仮復旧の完了見込み
- ・宿舎、衛生、食糧等の手配
- ・応急復旧（発電車等）の必要の有無
- ・その他必要対策

② 復旧順位

各施設の復旧順位は原則として下記によるが、災害状況、各設備の被害状況、復旧の難易などを勘案し、供給上復旧効果の最も大きなものより迅速に行う。

a 送電設備

- ・全回線送電不能の主要線路
- ・全回線送電不能のその他の線路送電設備
- ・一部回線送電不能の重要線路
- ・一部回線送電不能のその他の線路

b 変電設備

- ・主要幹線の復旧に係る送電用変電所
- ・都市部に送電する送電系統の送電変電所変電設備
- ・重要施設に配電する配電用変電所

c 配電設備

- ・病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給
- ・その他の回線

d 通信設備

- ・給電指令回線並びに制御保護及び監視回線通信設備
- ・災害復旧に使用する保安回線
- ・その他保安回線

Ⅱ ガス施設復旧対策

【ガス事業者】

ガス事業者は、災害時に以下の復旧対策を実施する。

① 復旧計画の策定

病院等、社会的重要度が高い施設を優先的に復旧するよう計画立案する。

② 復旧作業（製造設備・供給設備）

復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期する。

③ 復旧活動資機材の確保

a 調達

各班長・各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- ・取引先・メーカー等からの調達
- ・被災していない他地域からの流用
- ・他ガス事業者等からの融通

b 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

オ 電気通信設備復旧対策

【東日本電信電話株式会社 埼玉事業部—~~埼玉西支店~~】

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東日本電信電話株式会社 埼玉事業部—~~埼玉西支店~~が実施する復旧対策は次のとおりである。

① 復旧要員計画

- a 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等に応援を要請する。
- b 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外に応援を要請する。

② 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動

被害の状況により移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等を出動させる。

③ 被災状況の把握

早期復旧のため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線、携帯無線等の利用のほか、バイク隊等による情報収集活動等を行う。

④ 通信のふくそう輻輳対策

通信回線の被災等により、通信がふくそう輻輳する場合は、~~臨時通信回線設定及び対地別規制等~~対地別の規制及び災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の開設を実施する。

⑤ 復旧工事

応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

第4節 応急対応力の強化

第1 基本方針

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、市、県、防災関係機関、市民及び事業所等が地震に対応できる体制を確立する。

第2 現 況

○ 市の防災活動拠点

市は、市役所、公民館等を防災活動拠点として位置づけている。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 応急活動体制の整備

2 防災活動拠点の整備

1 応急活動体制の整備

(1) 取組方針

市、防災機関等は、災害応急対策を速やかに実施するため、災害対策本部等の体制を整備する。

また、業務継続計画（BCP）及び各種マニュアルを整備し、災害時優先業務が円滑に実施できる体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 市及び消防団の防災知識の向上

【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）←消防局、消防団】

災害は、発生時の季節、時間、地理的条件等によって被害状況が異なり、また、職員自らが被災者となるなど不確定要因が多い。

特に、夜間・休日においては、防災の責任者や担当者が不在であったり、初期段階において参集者等が限定されるなど、限られた人員で対処せざるを得ない状況も予想される。

このような状況においては、市及び消防団は計画実行上の主体として適切な判断力及び行動力が要求される。したがって、市及び消防団に対する防災教育については、本計画に関する十分な知識を習熟させ、具体的な方法及び内容を定めた実践的な計画を策定し、その徹底を図る。

防災訓練の他に、抜き打ちの参集訓練（昼・夜）、各部署毎にマニュアルを作成し、防災知識・技術の習得、自らの役割の確認、活動方法の習熟を図る。

イ 災害対策本部体制の整備

【施設管理担当課、政策秘書課（情報班）、税務課・収税課（調査班）、建設課（応急復旧班）、都市計画課（建築班）、生涯学習課（地域防災活動拠点班）、災害情報収集担当者】

市は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に設置する災害対策本部の体制を整備するほか、災害の規模に応じ段階的に引き上げる防災対応の体制を整備する。

市の災害対策本部体制については、<応急対策>（106ページ）を参照。

ウ 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

【市全課（全班）】

市内に甚大な被害が及んだ場合など、災害の発生による非常体制時においては、全

職員及び機能をあげて災害応急対策活動にあたることとなる。

一方、通常の業務に支障が生じることで被る市民生活への影響にも配慮し、市民の安全の確保のため災害応急対策活動を優先しつつ、許容される業務レベルの確保に努めなければならない。

災害時に想定される行政機能の残存する能力において、優先すべき業務の継続、復旧について対応方法を検討する。

① 対象とする災害

災害対策本部が置かれた場合、もしくは、市長が計画の発動を必要と判断した場合の災害とする。

② 業務継続

別途定める業務継続計画に基づくものとする。

エ 防災拠点における電源、非常用通信手段等の確保

【危機管理課（統括班）、管

財課（輸送班）、生涯学習課（地域防災活動拠点班）】

市庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進める、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

オ 情報システムやデータのバックアップ対策

【市政情報課（広報班）】

市は、各種情報システムについて、大規模災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底する。

カ 災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底

【危機管理課（統括班）】

市は、災害応急対策に係る各種マニュアルを整備するとともに、訓練の実施等により周知徹底を図る。

キ 応急対応、復旧復興のための人材の確保

【総務課（総務班）】

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化する

るなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

さらに、自治体間での災害時の相互応援に関する協定などにより人材確保を図る。

2 防災活動拠点の整備

（1）取組方針

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、災害対策本部を設置する庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中核機能を高める。

防災活動拠点施設の管理者は、災害時に当該施設が有する機能を十分に発揮するよう、あらかじめ利用関係者と調整を図り、運営マニュアル等を作成する。

（2）具体的な取組内容

ア 災害対策本部のバックアップ施設の指定

【危機管理課（統括班）】

被災により、市本庁舎に災害対策本部が設置できない場合、次の施設をあらかじめバックアップ施設に指定する。

- ① 日高市文化体育館
- ② 生涯学習センター
- ③ 総合福祉センター

イ 地域防災活動拠点の整備

【危機管理課（統括班）】

各公民館を地域防災活動拠点に位置づけ、地域の応急復旧対策の拠点を整備する。

<応急対策>

1 災害発生直前の未然防止活動
2 応急活動体制の施行
2 3 災害対策本部の設置等
4 警備活動

1 災害発生直前の未然防止活動

(1) 取組方針

市村は、必要に応じ、災害を未然に防ぐための応急対策を行う。

(2) 具体的な取組内容

ア 物資支援の準備 【統括班（危機管理課＝統括班）】

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

2 応急活動体制の施行

(1) 取組方針

市、~~消防局~~及び防災関係機関は、市内地域に地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに各部署の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合、各部署及び関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

(2) 具体的な取組内容

ア 体制の区分及び配備の基準 【全班（市全課）】

職員の体制区分及び配備の基準は以下のとおりとする。

【体制の区分及び配備の基準】

配備体制	配備基準	体制の役割等	配備体制	配備決定者
初動体制	原則として震度4以上の揺れが発生した場合、又は「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表※された場合	防災に関連する部署等の職員が災害情報の把握及び職員動員連絡のために参集する体制	あらかじめ定められた災害対策班員による体制。	総務部長

配備体制		配備基準	体制の役割等	配備体制	配備決定者
緊急体制	第1配備	原則として震度5弱以上の揺れが発生し、災害の発生が予測される場合、又は「東海地震注意情報」が発表※された場合	・職員動員計画に基づき動員された職員により編成する組織をもって、機動的に緊急対策活動を実施する体制。 ・組織に「総務」、「広報」、「避難」及び「土木」の担当を置き、各担当にリーダーを置く。状況に応じて各班の構成は柔軟に対応する。 ・2隊を編成して、交代に備える状況も考慮する。	あらかじめ定められた災害対策班員による体制。	総務部長
	第2配備	上記地震等による災害が発生した場合、又は「東海地震予知情報」が発表※された場合	・職員動員計画に基づき動員した職員により編成する組織をもって、機動的に緊急対策活動を実施する体制。 ・組織に「総務」「広報」「避難」「土木」の担当を置き、各担当にリーダーを置く。状況に応じて各班の構成は柔軟に対応する。 ・2隊を編成して、交代に備える状況も考慮する。	あらかじめ定められた災害対策班員による体制。	総務部長
非常体制		原則として震度6弱以上の揺れが発生し、相当規模の災害の発生が予想される場合	災害対策本部を設置して、災害活動を行う体制 全職員を参集し、市の組織及び機能の全てを挙げて活動する。		総務部長が市長の承認を得て行う

※気象庁 地震防災対策強化地域判定会（判定会）から発表される。

イ 職員の動員 【全班（市全課）】

初動体制及び緊急体制時における職員の動員計画は、「災害初動期（災害対策本部未設置時）における職員行動マニュアル」に定める。

また、非常体制時においては、全職員をあげて災害に対応する。

ウ 職員の行動基準 【全班（市全課）】

非常体制時における職員の行動基準は、以下のとおりとする。

【非常体制時における行動基準】

区 分	行 動 基 準
市長 副市長・教育長 部長級職員	① 直ちに本庁に登庁する ② 対策本部の決定機関の構成員になる ③ 2人以上集まれば対策本部を設置できる
課長級職員	① 直ちに本庁に登庁する ② 対策本部の班長になる
地域防災活動拠点及び避難場所に勤務する職員	① 地域防災活動拠点及び避難場所の被害状況を確認し本庁へ連絡する ② 対策本部の指示によって避難所開設の準備業務につく
災害情報収集担当者	① 担当地区の被害状況を確認し、防災活動拠点に連絡す

	る ② 地域防災活動拠点及び避難場所に勤務する職員とともに避難所開設の準備業務につく
その他の職員	① 直ちに本庁に登庁する ② 指定された業務につく

2.3 災害対策本部の設置等

(1) 取組方針

市は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策本部を設置し、災害応急活動体制を施行する。

(2) 具体的な取組内容

ア 災害対策本部の設置

【市長】

市に地震による相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、非常体制を発令する必要があると認めたときは、市長は、地域防災計画、市災害対策本部条例（資料編参照）に基づき、市災害対策本部を設置する。

イ 行政機能の確保状況の報告

【統括班（危機管理課—統括班）】

市は、震度6弱以上の地震を観測した場合は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。

ウ 初動期の人員確保

【統括班（危機管理課）】

市は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員行動マニュアルに基づき迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

エ 代理専決者

【統括班（危機管理課）】

市長が不在の場合、災害対策本部の設置に関する専決者の順位は、以下のとおりである。

- ① 第1順位 副市長
- ② 第2順位 教育長
- ③ 第3順位 総務部長

オ 災害対策本部の設置場所等

【統括班（危機管理課）】

災害対策本部の設置場所は、市庁舎2階庁議室とする。

市庁舎が被災している場合は、施設管理者は、市庁舎の被災度を判定し、その旨を

伝達する。

なお、市庁舎の電気設備等の復旧が必要な場合は、協定（資料編参照）に基づき、埼玉県電気工事工業組合に、協力を要請することができる。

カ 災害対策本部のバックアップ施設の整備

【統括班（危機管理課）】

市庁舎内への災害対策本部設置の可否を判断し、設置できない場合は、順に設置の可能性を検討し、設置可能な庁舎に本部を設置するとともに、参集した職員にわかるよう明示する。

バックアップ施設は、以下の3箇所とする。

- ① 日高市文化体育館
- ② 生涯学習センター
- ③ 総合福祉センター

キ 地域防災活動拠点の開設

【統括班（危機管理課）】

各地の被害状況や避難状況など、災害情報を統括するとともに、地域内における各避難場所（避難所）間の総合調整を図る。

ク 本部員会議

【本部長】

- ① 本部長は副本部長、本部長付及び本部員を招集し、その議長となり、災害の予防及び災害応急対策の実施方針について決定する。
- ② 本部長は本部員会議を開くいとまがない時は、副本部長及び本部長付と協議の上、その事務を処理する。
- ③ 本部長が不在又は事故のある時は、副本部長がその職務を代理する。

ケ 災害対策本部の組織

【統括班（危機管理課）】

災害対策本部の組織については、「第1編 総則編—第3章—第1節—第2—1 災害対策本部の組織（21ページ）」を準用する。

コ 災害対策本部員の職務

【統括班（危機管理課）】

- ① 災害対策本部長（市長）
災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部の職員を指揮監督する。
- ② 災害対策副本部長（副市長、教育長）
災害対策本部長を補佐し、本部長が不在又は事故がある時は、その職務を代理する。
- ③ 災害対策本部長付（飯能日高消防署日高分署長、消防団長）
災害対策本部長の補佐にあたる
- ④ 災害対策本部員（部長級職員）
災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

サ 災害対策本部の構成及び所掌事務

【統括班（危機管理課）】

区 分	内 容
構 成	災害対策本部は、次の者をもって構成する。 災害対策本部長（市長） 災害対策副本部長（副市長、教育長） 災害対策本部員（部長級職員）
所掌事務	災害対策本部は、次の事項について基本方針を審議策定する。 ① 非常配備体制の発令及び廃止に関すること ② 災害情報の収集及び伝達に関すること ③ 避難準備・高齢者等避難開始高齢者等避難、避難勧告及び避難指示（緊急） に関すること ④ 救助法の適用に関すること ⑤ 県及び他市町村、関係防災機関に対する応援又は協力要請に関すること ⑥ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること ⑦ 公用令書による公用負担に関すること ⑧ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること ⑨ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること
庶 務	本部の庶務は、統括班が行う

シ 各部・班の分掌事務 【全班（市全課）】

各部・班の分掌事務については、「第1編 総則編—第3章—第1節—第2—2 各部・班の分掌事務（22ページ）」を準用する。

なお、震災発生直後から24時間経過時点までの各班の活動内容については、資料編に示す。

4 警備活動

（1）取組方針

市内に大規模な地震が発生した場合は、警備体制を確立し適切な災害警備活動を行う。

（2）具体的な取組内容

ア 防犯活動の実施 【広報班（市政情報課）、統括班（危機管理課）】

広報班（市政情報課）は、必要に応じ、防災行政無線（固定系）や市所有の広報車を使用し、社会秩序の維持のための広報活動を実施する。

統括班（危機管理課）は、青色防犯灯パトロール車等による市内巡視を行うとともに、状況に応じ、自主防犯組織に対し、地域の見守り活動を要請する。

また、災害情報の収集の際に、治安の悪化に関する情報を得たときは、直ちに、警察に通報する。

第5節 消防

第1 基本方針

~~消防局~~消防組合と連携し、常備消防、消防団による消防力の充実強化に取り組み、地震に伴って発生する、火災や危険物の漏えいなどによる二次災害を防止するため、迅速な応急対策活動や危険物管理者等による安全措置を講じる。

第2 現 況

○ 日高市消防団 団員数一覧 (~~平成30~~令和4年4月1日現在) (単位：人)

	計	団本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団
団員数	161	27 31	21	22 21	25 24	20	24 23	22 21

消防団所属の車両は、団本部で指揮広報車1台、救助用資機材・小型動力ポンプ搬送車1台、バイク1台、広報車1台を配置し、各分団でポンプ車、バイクを1台ずつ配置している。

○ 消防車両配置一覧 (~~平成30~~令和4年4月1日現在) (単位：台)

区 分		総 数	飯能日高消防署	日高分署	高萩分署
総 数		2523	1714	4	45
消 防 車	消 防 ポ ン プ 自 動 車	4	12	1	12
	水槽付消防ポンプ自動車	1	1		
	化学消防 水 ポンプ自動車	1	1	1	
	小型動力ポンプ付水槽車	11	11		
	はしご 車				
	救助工作車 化学消防車	11	1	1	
	はしご付消防自動車	11	11		
	工 作 車				
	指 揮 車	1	1		
	指 令 車	21	1		1
	査 察 積 載 車	1	1		
	積載 拠点機能形成車	12	1		1
	小 計	1514	119	2	32
救 急 車	高規格救急自動車	4	2	1	1
	小 計	4	2	1	1
そ の 他 の 車 両	連 絡 車	45	32	1	1
	マ イ ク ロ バ ス	1	1		
	小 計	75	35	1	1

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 消防力の充実強化

2 救急救助体制の整備

1 消防力の充実強化

(1) 取組方針

常備消防、消防団による消防力の充実強化に取り組む。

(2) 具体的な取組内容

ア 消防資機材の整備 【消防局消防組合、消防団】

- ① ~~消防局~~消防組合は、災害対策に有効な消防資機材の充実を図る。
- ② 消防団は、必要な消防資機材を整備する。

イ 消防水利等の整備 【消防局消防組合】

市及び~~消防局~~消防組合は、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性防火水槽の整備や消火栓の充実に加え、事業所保有水の活用、河川やプール等の水利の~~開発~~確保を推進する。

2 救急救助体制の整備

(1) 取組方針

大規模地震の発生時には、多数の傷病者の発生が予想されるため、救急救助活動の万全を期する。

(2) 具体的な取組内容

ア 救急救助体制の整備 【消防局消防組合】

- ① 市及び~~消防局~~消防組合は、消防署及び消防団詰所における救急救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び住民等に対する救急救助訓練を行い、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。
- ② 消防署は、高層建築物等に関する救急救助活動について、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

イ 傷病者搬送体制の整備 【消防局消防組合】

① 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

② 搬送順位

あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。

③ 搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

④ ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離着陸箇所や離着陸スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。なお、防災ヘリコプター、他都県市の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を策定する。

⑤ 効率的な出動・搬送体制の整備

震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

<応急対策>

1 消防活動

1 消防活動

(1) 取組方針

地震に伴って発生する、火災や危険物の漏えいなどによる二次災害を防止するため、消防機関による迅速な応急対策活動や危険物管理者等による安全措置を講じる。

(2) 具体的な取組内容

ア 情報収集及び伝達及び応援隊の受入れ配備動員体制

【消防局消防組合】

① 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。~~消防局長は、埼玉西部消防組合非常招集に関する要綱第4条の別表（資料編参照）により、消防職員に非常招集を発令する。~~

② 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。~~招集の伝達及び参集場所については、定められた非常招集体制に基づく。~~

③ 応援隊の受入れ及びその準備~~消防職員は、参集途上、収集した情報は適宜参集システムにより報告するとともに参集後、所属長に報告する。~~

イ 消防活動の指針

【消防局消防組合】

~~消防局消防組合~~は、市街地における大規模な火災の発生に対し、効果ある消防力の運用を図り、被害の軽減を期するとともに、種々の判断を必要とする事象に対し、次の指針を示す。

① 消防活動方針

a 市街地における大規模な火災発生時の消防活動は、人命の安全確保を最優先とし、活動方針は次のとおりとする。

- ・人命救助、救急活動
- ・消火活動
- ・安全避難確保

b 活動方針の決定基準

- ・延焼火災が発生した場合は、全消防力をあげて消火活動を行う。
- ・延焼危険が少ない場合は、救助、救急活動を主力に活動する。
- ・市民の安全避難を確保するため、市民が当該街区から避難が完了するまで火災の鎮圧と拡大防止を図る。

② ~~消防活動の原則~~同時多発火災への対応

a 避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保

の消防活動を行う。

b ~~⇒~~ 重要防御地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ人命危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

c 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

d ~~⇒~~ 市街地火災優先の原則

危険物の貯蔵、取扱いを行う施設及び大規模工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災を最優先とし、それらを抑えた後に部隊を集中して消火活動にあたる。

e ~~⇒~~ 重要対象物優先の原則

重要対象物と他の一般市街地から出火した場合は、重要対象物の防護上必要な消火活動を優先する。

~~⇒~~③ 火災現場活動の原則消火活動現場の原則

- ・指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大防止及び救助、救急活動態勢等を総合的に判断し、活動を決定する。
- ・火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的かつ優勢的な現場活動により火災を鎮火する。
- ・火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空き地等を利用し守勢的現場活動により延焼を阻止する。

~~③ 出場途上の留意事項~~

~~a 広報~~

~~火災出場途上、可能な限り拡声器等により出火防止、初期消火の励行について広報する。~~

~~b 他の火災に遭遇した場合の措置~~

~~火災出場途上、他の火災に遭遇した場合は、直ちに消防局に通報し、指示を受ける。~~

~~c 救助事象に遭遇した場合の措置~~

~~火災出場途上、救助を要する事象を覚知した場合、原則として火災現場に直行するとともに、その旨消防局に状況報告する。~~

~~この場合、付近にいる消防団員及び市民に協力を求め、救助・救急活動を実施させる。~~

~~④ 現場活動時の留意事項~~

~~a 消火活動の心得~~

~~出動隊の指揮者及び隊員は、同時多発火災に対して、火災様相、風向、風速等に留意して、常に転戦路を確保するとともに、限られた消防力を最大限に活用するため、消防活動中の火災は、出動隊の責任で鎮火するように心がける。~~

~~b 延焼阻止可否の判断~~

~~出場隊の指揮者は、出火建物の火災状況により、出場隊のみで延焼阻止が可能か否かを判断し、阻止できないものは、火災の状況を消防局に報告し、応援要請する。~~

~~● 応援要請~~

~~現場最高指揮者は、延焼阻止及び人命の安全を確保するため、必要な場合は所要な隊数と集結場所、所要機材、担当面等を明示して消防局に要請する。~~

~~● 周囲の状況判断~~

~~出場隊の指揮者は、常に火災の進展状況に注意し、転戦に留意する。~~

~~● 飛び火の警戒~~

~~指揮者は、火災の状況、風向き及び風速により飛び火火災が発生するおそれがあると判断したときは、消防局及び消防団の巡回等により、市民に対し飛び火の警戒と即時消火を指示する。特に、延焼阻止を行っている場合は、背後への突破を十分警戒する。~~

~~⑤ 延焼阻止線の消防活動~~

~~火災が拡大し、火災流となった場合は、現場協議で定めた延焼阻止線で消火活動を行う。~~

~~● 風横による消火活動~~

~~火勢がし烈な場合は、火流の風下よりの側面に部署し、両面から火流を挟撃して逐次火流の幅を狭めながら最終的に延焼阻止線において阻止する。~~

~~● 風下~~

~~風下における延焼阻止線の消火活動は、部分破壊を併用しながら面々街区に十分な予備注水を行い、ここで火勢をいったん弱め、最終的には道路上等で阻止する。~~

~~● 筒先配備~~

~~延焼阻止線上の筒先配備は、耐火建築物等の焼け止まりが期待できる部分と、できない部分とを予測して筒先を配備する。~~

~~● 延焼阻止線の選定~~

~~延焼阻止できない火災が方々にあり、延焼阻止線の数を限定しなければならない場合、延焼阻止により得られる効果と消防力を考慮し、最も効果的かつ確実に設定できる延焼阻止線を選定する。~~

~~⑥ ライフライン事業者への協力要請~~

~~指揮者は、ガス漏れ等により火災が発生し、関係機関の活動が必要と判断した場合は、消防局を通じて、関係機関に要請する。~~

ウ 消防団

【消防団】

① 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

② 消火活動

地域における消火活動や主要避難道路確保のための消火活動を、単独若しくは~~消防局~~消防組合と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火防止等の警戒活動を行う。

③ 救急救助

~~消防局~~消防組合による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

④ 避難誘導

避難の指示・~~勧告~~がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

⑤ 情報の収集

~~消防局~~消防組合による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

⑥ 応援隊の受入れ準備

応援隊の受入れ準備及び活動地域の案内等を~~消防局~~消防組合と協力して行う。

エ 応援要請

【消防局消防組合】

① 応援要請の手続等

② ~~内容~~

~~消防局は、県に応援要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。~~

- | |
|--|
| a 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由災害種別及びその状況 |
| b 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定） |
| c 応援要請を行う消防隊の種別と人員 |
| d 市への進入経路及び集結場所（待機場所） |
| e 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み |

市長、消防長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定を締結する他の消防機関に応援を要請する。

市長は、知事に消防応援を要請する場合、次の事項を明らかにする。要請は緊急を要するため通信により依頼し、事後速やかに文書を提出する。被害が甚大で状況把握も困難である場合は、その旨を県に連絡して被害状況の把握活動の支援を要請する。

- ・火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由、災害種別及びその状況
- ・応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ・応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ・市への進入経路及び集結場所（待機場所）
- ・応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

②③ 応援隊の受入れ体制

~~a 緊急消防援助隊~~

~~被災市町村が2つ以上の場合には、埼玉県に消防応援活動調整本部が設置され~~

~~る。また、被災地が1つの市町村の場合であっても、知事が必要と認める場合は、埼玉県消防応援活動調整本部と同様の組織が設置される。消防局は、下記の受入れ体制を整える。~~

~~【調整事項】~~

- ~~・応援消防隊の誘導方法~~
- ~~・応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認~~
- ~~・活動拠点の確保~~

~~④ その他応援隊~~

他県からの応援隊を円滑に受入れるため、~~消防局は飯能日高消防署を緊急消防援助隊の活動拠点施設として消防組合は、~~受援体制を整える。

第6節 情報の収集・共有・伝達体制の整備

第1 基本方針

市及び防災関係機関が迅速かつ的確に~~防災対策を実施する~~災害対応を行うためには、~~これらの~~災害情報を迅速かつ的確に収集・共有・伝達・~~処理~~するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

このため、市及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害の教訓等を踏まえ、各種情報システム及び情報通信設備をはじめとした情報収集・伝達体制を整備する。

第2 現 況

○ 各種情報システムの整備状況

市は、当該地域や施設に関する被害状況等を把握するため、次のような情報収集体制を整備している。

【通信施設の現状】

- ・防災行政無線（固定系・移動系）（資料編参照）
- ・県防災行政無線
- ・市ホームページ
- ・電話（災害時優先電話、衛星電話、携帯電話を含む）

県は、広域的な被害状況等を把握するため、次のシステムを整備・導入している。

- ・埼玉県災害オペレーション支援システム
- ・震度情報ネットワークシステム
- ・防災行政無線システム（地上系、衛星系）
- ・防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターからの映像電送システム
- ・県土整備部~~本防川~~の防災情報システム
- ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- ・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）
- ・気象庁や国土交通省等の各種災害通報システム
- ・基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）（構築中）

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 情報収集・共有・伝達体制の整備

1 情報収集・共有・伝達体制の整備

(1) 取組方針

市及び防災関係機関は、災害時においても通信が確保できるよう、過去の災害時の教訓等を踏まえ、通信施設の耐震性向上及びバックアップ経路の確保など、ハード面の計画的な整備を推進する。

(2) 具体的な取組内容

ア 情報収集体制の整備

【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】

① 災害情報連絡体制の整備

大規模な災害が発生した際には、多種多様な災害情報がもたらされる。これら災害情報を、市及び防災関係機関が相互間で迅速かつ的確に収集・伝達・処理するため、情報ネットワークの構築を図る。

a 災害情報ネットワークの構築

市は、災害対策本部、市全域の防災活動拠点及び各防災関係機関が、情報収集を迅速に収集・伝達するとともに、災害情報を共有化できる情報ネットワークの構築を進める。

b 防災関係機関との連携強化

市及び防災関係機関は、連絡責任者及び連絡先を相互に通知し、災害時における通信連絡が、円滑に実施できるよう日頃から連携を図る。

② 被害情報の早期収集体制の整備

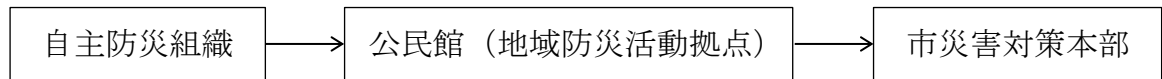
市は災害発生直後の被害状況を速やかに把握するため、職員による情報収集、自主防災組織等からの情報収集、災害協定（資料編参照）に基づく情報収集、アマチュア無線及び業務無線（タクシー無線）等を活用した情報収集体制を推進する。

a 職員による情報収集

大きな災害の発生直後には、交通路の遮断、電話回線の不通等が予想されるため、職員が自宅から参集する際に収集した各地域における災害情報を取りまとめ、活用する体制を整備する。また、被災地区での被害情報を収集するため、現地調査のための職員編成及び活動要領等を事前に定める。

b 自主防災組織等からの情報収集

大きな災害の発生直後には、地域的な災害情報の収集を混乱無く実施するためには、自主防災組織等の協力を得て、情報収集体制の整備を図る。通信手段は電話等によるが、通信の途絶も考えられるため、防災行政無線を活用する。



c 災害協定による情報収集

災害協定に基づき、災害情報の収集、連絡及び協力体制の強化を図る。

d ヘリコプターによる状況把握

交通路及び通信が遮断された場合には被害状況の確認が難しくなる。このため、大規模な災害時には高所から市内全域の被災状況の把握を行うため、県や自衛隊に対し、ヘリコプターによる上空からの被災状況の調査を要請する。

e アマチュア無線等からの情報収集

災害時には、有線の通信が途絶することもあると考えられるため、アマチュア無線クラブやタクシー会社からの災害情報が得られるように、平常時から協力体制の確立を図るほか、市庁舎等においても必要となる機器の整備を行う。

イ 情報の分析・加工体制の整備

【危機管理課（統括班）】

① 災害情報データベースの整備

市及び防災関係機関は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を図る。

災害情報のデータベースには、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを整備する。

② 災害情報シミュレーションシステムの整備

市及び防災関係機関は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムを整備する。

③ 人材の育成

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努める。

ウ 情報共有・伝達体制の整備

【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】

市は、避難所、市出先機関、市防災拠点、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。

エ 防災行政無線等の整備

【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】

市は、災害時に的確な災害情報の収集及び伝達ができるよう、防災行政無線施設（固定系、移動系）等の整備・拡充等を図る。

① 市防災行政無線の整備

市防災行政無線（固定系・移動系無線）の保守・維持管理を行うとともに、必要

な整備を図る。なお、固定系については、電波法の改正に伴い、現行の機器が平成34年12月1日以降使用できないことから、機器のデジタル化を進める。

② 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障の生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的の実施する。

③ 災害時優先電話の整備

災害時には、一般加入電話の通信がふくそう輻輳し、通話が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、市は、あらかじめ市役所庁舎内及び各学校に災害時優先電話を整備する。

市は、これを災害時に有効活用できるよう職員に周知を図る。

④ 市ホームページの整備

市は、市ホームページで、各家庭における「災害に対する備え」の呼びかけや、「災害時の避難場所一覧」等の情報を提供している。

災害時に、災害情報の提供や市民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から活用方法等について検討しておく。

オ C A T Vとの協力体制の確立

【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】

市は、飯能ケーブルテレビ株式会社等と協定を締結し（資料編参照）、災害時の広報手段としての活用について、連携を図る。

カ アマチュア無線局との協力体制の確立

【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】

市は、災害発生時に、各地区の被害情報の収集・伝達等、市の災害情報体制を補完するため、平素から市のアマチュア無線クラブと協力体制を確立するとともに、防災訓練等を通じて収集内容・伝達先等について習熟を図り、市の災害情報体制の強化を推進する。

キ 携帯電話による緊急速報メール等の活用

【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】

携帯電話等の利用者は、普及率の高まっている携帯電話に、携帯電話各社のサービスによる「緊急速報メール」等のサービスを導入し、市から発信される災害情報や避難所情報などを、手元において受け取ることができる体制を整備する。

ク 緊急地震速報の発表等

【熊谷地方気象台、日本放送協会（NHK）】

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放

送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、~~震度6弱以上の揺れを予想した（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。~~緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

熊谷地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、~~震源付近では強い揺れの到達に~~内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

※緊急地震速報で用いる区域の名称

緊急地震速報で 用いる区域の名称	市町村名
埼玉県北部	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
埼玉県南部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、 日高市 、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、川島町、宮代町、杉戸町、松伏町
埼玉県秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

ケ 情報通信施設の安全対策

【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】

災害時にも通信施設の機能が確保されるよう、次の安全対策を推進する。

① 非常用電源の確保

停電に備え、施設に応じて無停電電源装置、バッテリー及び自家発電装置を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。

② 通信~~システム~~回線のバックアップ

市庁舎が損壊した場合にも、情報通信機能が確保されるよう、常に多重化及びネットワーク化による連携を~~バックアップ機能を~~検討する。

バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置すうよう努める。

③ 地震動への備え

災害システム機器を設置する際には、各種機器の転倒防止措置を講じる。

コ 災害情報のための電話の指定

【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、

市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】

市、防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その
~~輻輳~~ふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する災害時優先電話を定めて、災害
時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよ
うにしておく。

<応急対策>

- | |
|-----------------|
| 1 災害情報の収集・共有・伝達 |
| 2 広聴広報活動 |

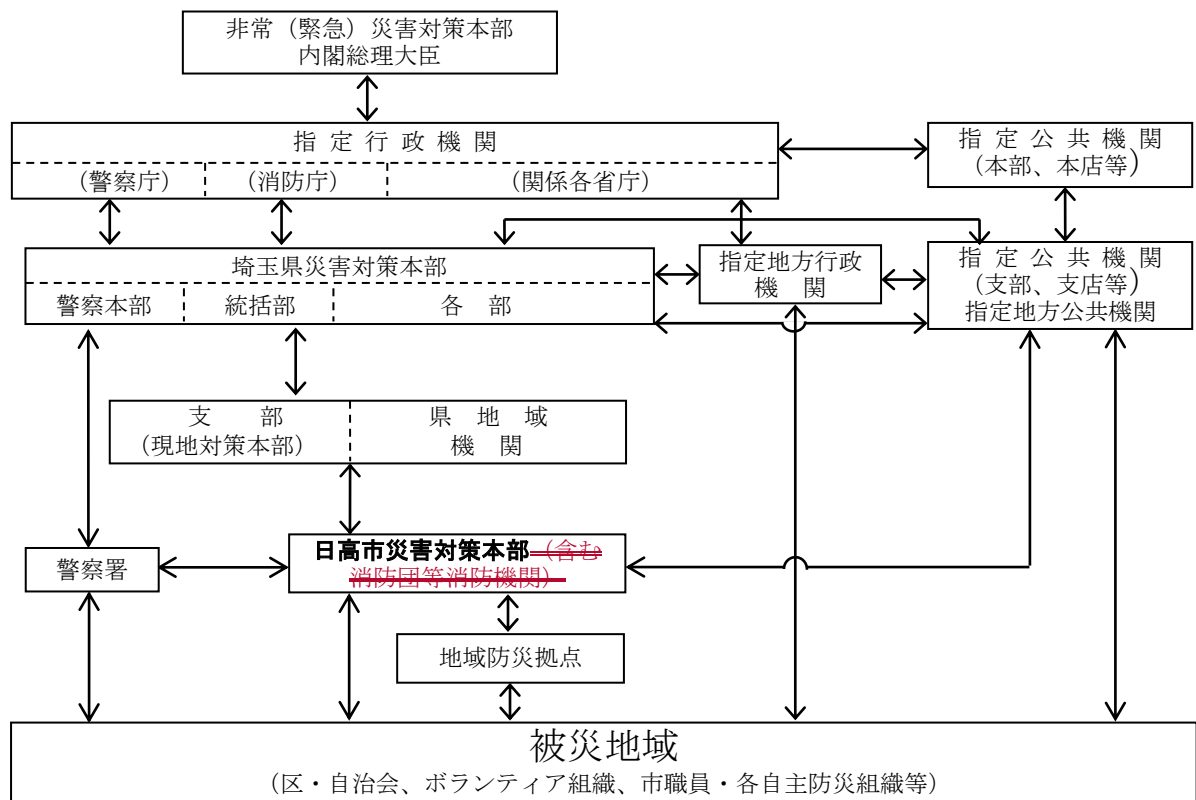
1 災害情報の収集・共有・伝達

(1) 取組方針

市では、予め地区毎に置かれた災害情報収集担当者の収集した情報が、地域防災活動拠点（公民館）を経て、市災害対策本部に報告される。

市災害対策本部は、被害情報及び災害応急対策に関し、市が実施した措置等を速やかに取りまとめ県に報告する。

【通信連絡系統図】



(2) 具体的な取組内容

ア 情報収集・共有・伝達体制

【統括班（危機管理課）←消防局、防災関係機関】

① 通信連絡体制

市及び防災関係機関は、電話が途絶、又は途絶するおそれがある場合には、以下により行う。

a 防災行政無線

県及び防災関係機関との通信は、主として防災行政無線を用いる。

b 非常通信

市及び防災関係機関は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

【関東地方非常通信協議会】

・構成

無線局の免許人又は承認を受けた者並びに人命の救助、災害の救助、交通通信の確保及び秩序維持に関して特に非常通信に関係の深い機関又は団体をもって構成されている。

・任務

- ・非常通信訓練の実施
- ・非常通信の運用計画の策定
- ・非常通信網の整備
- ・アマチュア無線局の育成指導
- ・非常通信活用に関する調査研究
- ・通信機器の取扱指導

c 使者の派遣

すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行う。

② 地震情報等の収集伝達

a 地震情報の収集伝達

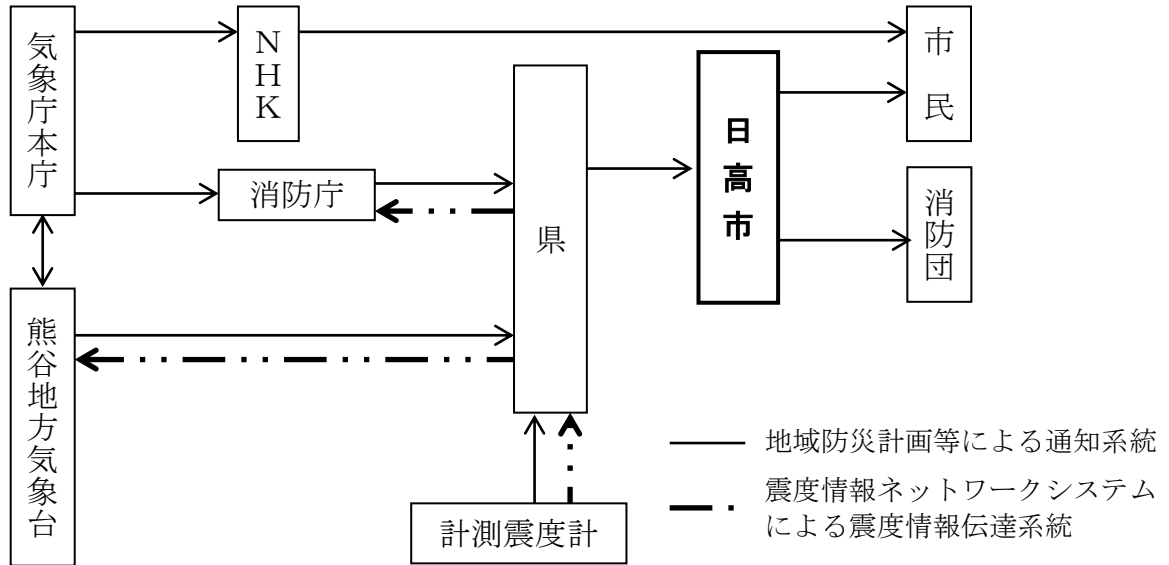
市は、地震情報を収集した場合、防災行政無線（固定系）や広報車等により直ちに住民等に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。

b 震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達

県は、県内に設置された計測震度計により地震情報を収集している。この情報は、県防災行政無線により、市に伝達される。

また、県が震度情報ネットワークシステムにより、県内で震度4以上の地震を観測した場合には、県防災行政無線による一斉FAXにより、県内の震度分布図と震度一覧が、市に送信される。

【地震情報の収集伝達系統図】



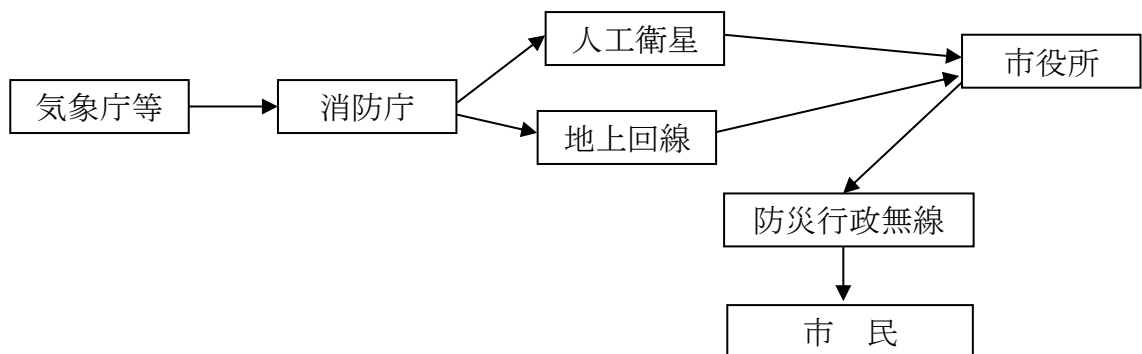
③ 災害時気象支援資料の提供

熊谷地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした気象情報等の提供に努める。

④ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震発生直後に、震源や地震の規模を推定し、各地点における到達時刻や震度を予測する「緊急地震速報」を、平成19年10月1日から提供している。市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、消防庁からの信号を人工衛星を通じ受信し、これにより市防災行政無線固定系（広報塔）を自動起動させ、震度5弱以上の地震に関する緊急地震速報及び震度速報を、市民に伝達する。

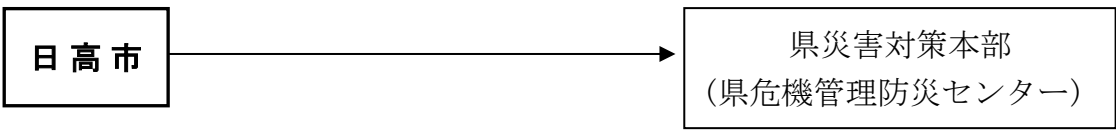
■J-ALERTを用いた緊急地震速報のイメージ



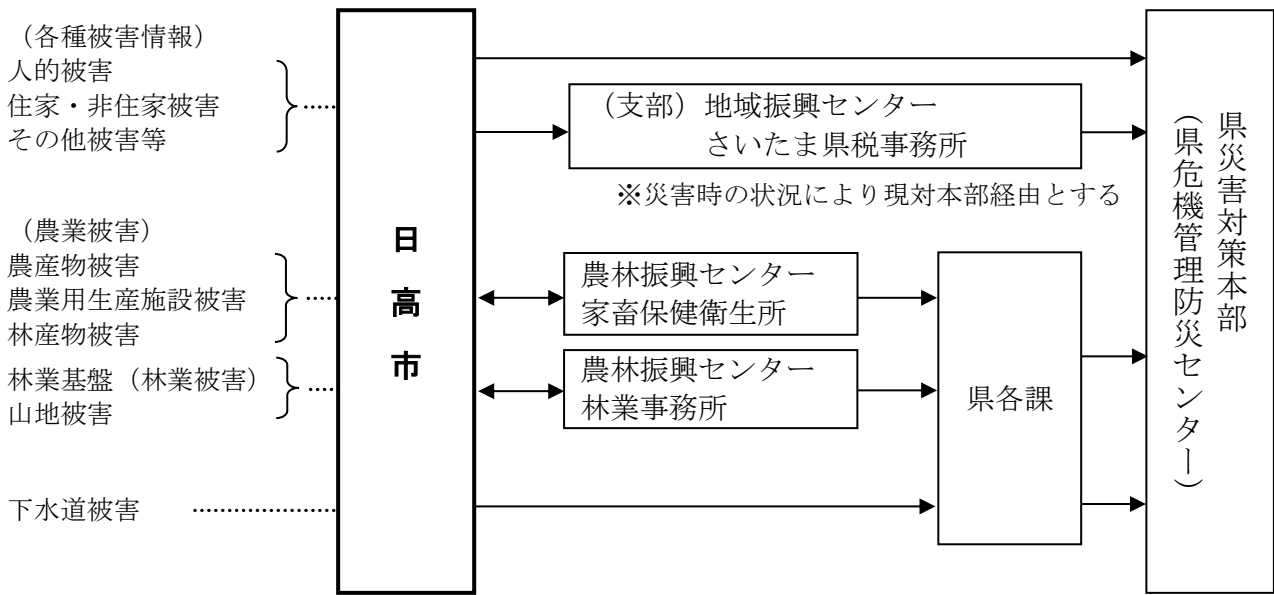
イ 被害情報等の収集・共有・伝達系統

【統括班（危機管理課）、防災関係機関】

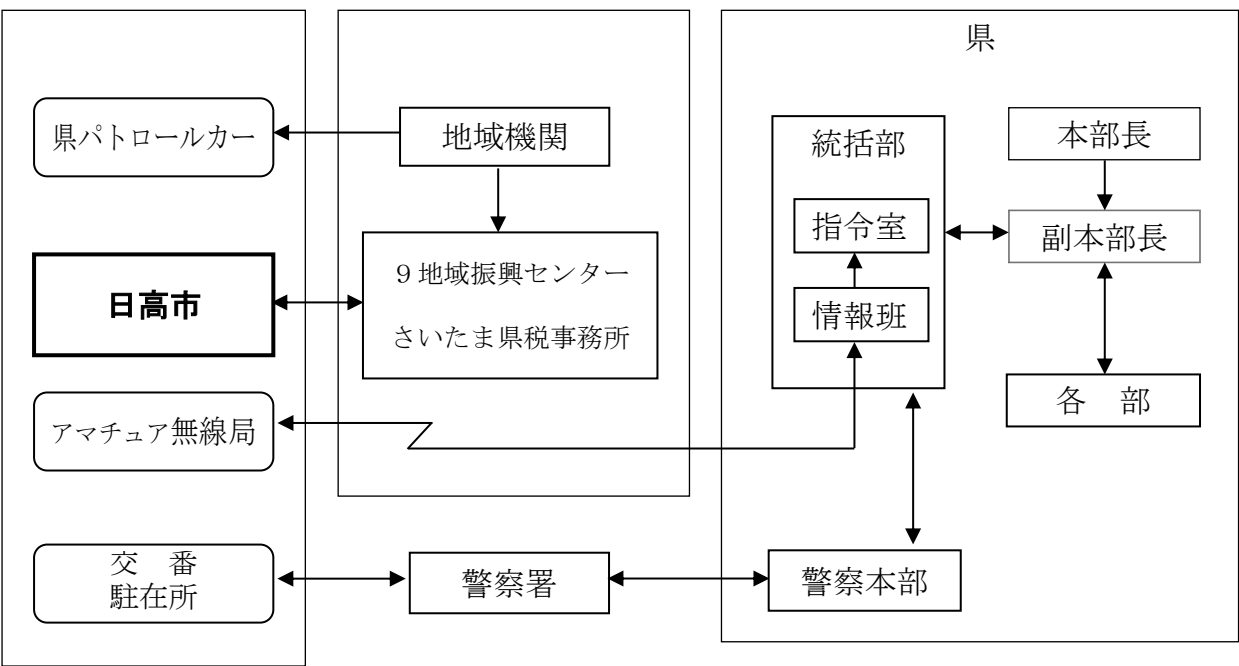
① 災害オペレーション支援システムによる報告



② 有線電話等の通信連絡が可能な場合



③ 無線のみの通信連絡となる場合



ウ 災害情報の収集・共有・伝達

【統括班（危機管理課）】

市は、市域内に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システム（使用できない場合はFAX等）で県に報告するとともに、併せて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

① 情報の収集

- ・市は、災害情報の収集にあたっては、警察と緊密に連携する。
- ・被害の程度の調査に当たっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
- ・被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- ・全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査する。
- ・特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

② 情報の報告共有・伝達

統括班（危機管理課）は、地域防災活動拠点連絡員が総務部長に報告した情報に基づき、被害状況を県に報告する。ただし、県への報告ができない場合においては、消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

被害速報は発生速報と経過速報に区分する。報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市の公共・土木施設被害を優先して報告する。

【報告すべき災害】

- ・救助法の適用基準に合致するもの。
- ・市が災害対策本部を設置したもの。
- ・災害が近隣市町村にまたがるもので、本市の被害が軽微であっても、全国的に見た場合に、同一災害で大きな被害が発生しているもの。
- ・災害による被害に対して、国の特別な財政援助が必要なもの。
- ・当初は、災害による被害が軽微なものであっても、今後上記の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- ・地震が発生し、市内で震度4以上の揺れを記録したもの。
- ・その他災害の状況及びその及ぼす社会的影響等から見て、報告する必要があるもの。

ると認められるもの。

【発生速報及び被害速報】

・発生速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力し報告する。

なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合にあっては、発生速報（県報告様式）を用いた防災無線FAX等による報告を実施する。

・経過速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか、2時間ごとに逐次必要事項を入力し報告する。

なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合にあっては、経過速報（県報告様式）を用いた防災無線FAX等による報告を実施する。

a 確定報告

被害状況調べ（県報告様式第3号）を用い、災害の応急対策が終了した後、7日以内に文書で報告する。

③ 報告先

被害速報及び確定報告は、県~~消防防災課~~災害対策課に報告する。

なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

電話 048-830-8111（直通）

防災行政無線（発信特番）-200-6-8111

【消防庁への報告を実施する場合】

区分		平日（9:30～18:15） （消防庁応急対策室）	左記以外 （消防庁宿直室）
回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災 行政無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

（注）TNは、回線選択番号を示す。

エ 災害通信計画

【統括班（危機管理課）】

① 非常通話及び緊急通話等の利用

市は、災対法第57条、電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、通信のため特別の必要がある時は、電気通信事業者に対し有線電気通信設備もしくは無線設備の使用、放送事業者に対し放送要請、インターネット事業者に対しインターネットでの情報提供の

実施をそれぞれ求めることができる。

電気通信事業者は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、市に協力し、災害に関する情報を優先的に取り扱う。

② 災害情報通信のための通信施設の優先使用

市は、災対法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところにより行う。

a 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する機関等の範囲

- ・警察機関
- ・消防機関
- ・水防機関
- ・航空保安機関
- ・気象業務機関
- ・鉄道事業者
- ・電気事業者
- ・鉱業事業者
- ・自衛隊

b 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

- ・災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。
- ・災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

c 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

- ・緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておく。
- ・県及び市が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、警察本部長と協議する。

③ 非常通信の利用

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができるので、この計画の定めるところにより利用する。

a 非常通信の運用方法

・非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- ・人命の救助に関すること
- ・天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること
- ・緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること

- ・電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関する事
- ・非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関する事
- ・暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関する事
- ・非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関する事
- ・遭難者救援に関する事
- ・非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関する事
- ・鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関する事
- ・中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関する事
- ・救助法第247条及び~~災害対策基本法~~災害対策法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関する事
- ・人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

・非常無線通信文の要領

- ・電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- ・カタカナ又は通常の文書体で記入する。
- ・簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内（通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内）とする。ただし、通数に制限はない。
- ・宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- ・発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- ・余白に「非常」と記入する。

・非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておく。

・非常通信の取扱料

原則として無料である。

b 非常通信に関する照会先

関東総合通信局無線通信部陸上第二課

電 話 03-6238-1771（直通）

FAX 03-6238-1769

2 広聴広報活動

（1）取組方針

地震発生時においては、市民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、迅速か

つ正確な広報を実施する。

また、被災者等の要望、苦情等を広聴し、効果的な応急対策を行う。

(2) 具体的な取組内容

ア 災害広報資料の収集

【統括班（危機管理課）、情報班（政策秘書課）】

災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成する。

- ① 情報班（政策秘書課）を派遣して撮影した災害写真、災害ビデオ
- ② 県の地域機関、報道機関その他の機関及び市民等が撮影した写真及びビデオ
- ③ 報道機関等による災害現地の航空写真
- ④ 応急対策活動取材した写真、その他

イ 住民への広報

【広報班（市政情報課）、統括班（危機管理課）、警察、~~消防局~~消防組合、消防団】

① 広報手段

市が市民に対して実施する広報手段は、原則として、防災行政無線（固定系）と広報車によるが、必要に応じ現場にて、職員の指示、広報紙の配布、掲示板での広報等、各手段・方法が持つ特性を生かした効率的な運営を行う。被害状況により、必要と認められるときは、県に対し広報の協力を要請する。

a 市防災行政無線（固定系）

市が設置した防災行政無線（固定系）を使用して実施する。なお、本市の震度が震度5弱以上の地震が発生した場合、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により緊急地震速報及び地震速報が放送される。

b 広報車

原則として市所有の広報車を使用するが、被害の規模により、対応が困難な場合は、必要に応じて警察、~~消防局~~消防組合、消防団、その他防災関係機関の協力を得て実施する。

c 掲示板の張り出し

広報紙等の発行体制が整わない災害発生初期においては、避難場所、公共施設等の掲示板への貼り出しにより市民に災害情報を提供する。

d 広報紙・市ホームページ

市ホームページ、エリアメール及びSNS等を利用した広報は、情報の即時性を持つ有効な手段であることから、状況により実施する。

② 広報内容

地震発生時における市民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、応急対策状況等を市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に市民に周知する。

a 地域の被害状況に関する情報

b 避難に関する情報

- ・避難の~~勧告~~指示等に関すること

- ・避難に関すること
- c 応急対策活動の状況に関する情報
 - ・救護所の開設に関すること
 - ・交通機関及び道路の復旧に関すること
 - ・電気、水道等の復旧に関すること
- d その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）
 - ・給水及び給食に関すること
 - ・スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること
 - ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること
 - ・防疫に関すること
 - ・臨時災害相談所の開設に関すること等

ウ 報道機関への発表 【広報班（市政情報課）】

迅速かつ広範に情報を提供する必要ある地震発生直後は、市独自の広報体制では、限界があることから、各報道機関との連携を図り、積極的に情報提供することで迅速で確実な広報を行う。

① ラジオ、テレビによる広報

速効性や同時性を活かした広報を行う。また、障がい者、外国人等に配慮した情報提供に努めるよう要請する。

② 新聞等

広報紙と同様に複雑な情報を広報できる。特に発災当初から市広報紙の配布体制が整うまでは、その役割を代行してもらうよう要請する。

エ 帰宅困難者・要配慮者への広報 【広報班（市政情報課）】

広報を実施する際は、エリアメール、市ホームページ、防災行政無線、自主防災組織等による広報手段を活用し、帰宅困難者や要配慮者に配慮した対策を講じる。

オ 広聴活動 【広報班（市政情報課）、統括班（危機管理課）】

地震災害時には、被災者は、混乱し、また大きな不安を抱えることが予想される。市は、これらの被災者の悩みや不安などを聞き、助言などを行う相談所を設置し、被災者の生活を支援する。

① 臨時相談窓口の設置

市は、状況に応じて市役所等に臨時相談窓口を設置して、被災者から寄せられる相談、要望、問い合わせ等に対応する。

また、必要に応じて県及び関係機関・団体等に専門家の派遣を要請する。

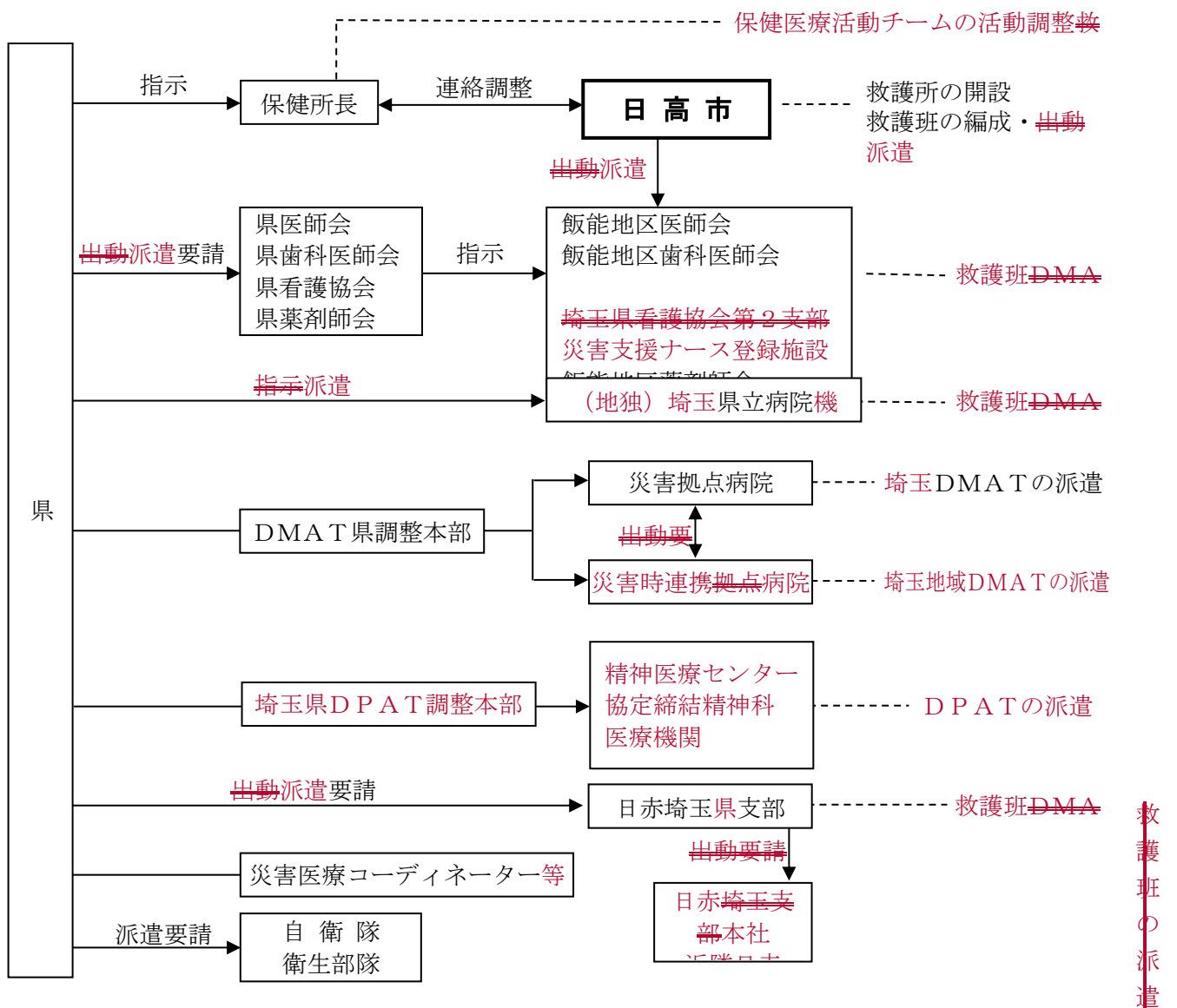
第7節 医療救護等対策

第1 基本方針

医療救護体制の確立に努める。また、防疫対策に取り組む。

第2 現況

○ 災害時の医療活動の実施主体と役割



※医師会等との協定については資料編参照とする。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 医療救護体制の整備
2 防疫体制の整備

1 医療救護体制の整備

(1) 取組方針

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制について整備を図る。

また、現地の自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 初期医療体制の整備

【危機管理課（統括班）、保健相談センター（医療班）】

大規模災害時には、同時多数の救急事象が予測されることから、医療救護を受けるまでに長時間を要する場合も考えられる。このため、自主防災組織、区・自治会等の地域の協力を得て、救護体制の強化を図る。

① 自主防災組織、区・自治会等による自主救護体制の整備

救急隊が到着するまでの間、地域の自主防災組織、区・自治会等が、自主的な救護活動ができるよう、~~消防局~~消防組合が定期的実施する止血・人工呼吸等の応急救護訓練や、自主防災組織が実施する訓練にこれらの訓練を取り入れて、応急救護能力の強化を図る。

② 初期医療体制の整備

a 災害時医療救護マネジメントセンターの設置

飯能地区医師会は、市災害対策本部付近に災害時医療救護マネジメントセンターを設置し、状況把握、情報連絡、救護班の編成等を行う。

b 救護所の設置

市は、必要に応じ、高麗、高麗川及び高萩公民館に救護所（トリアージポスト）を設置する。

c トリアージの実施

飯能地区医師会は、負傷者の重傷度及び緊急度に応じて、治療の優先順位を決める、いわゆるトリアージを実施する。

d 救護班の編成

飯能地区医師会は、救護班を編成し、速やかに関係医療機関と連携し、救護活動を実施する。

e トリアージタグ（負傷者選別標識）の周知徹底

医療関係機関及び~~消防局~~消防組合は、初期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタグの周知徹底を推進する。

f 医療品等の確保

救護班が使用する医薬品及び医療資機材は、医療機関等の協力を得るとともに、市内の薬局・薬店等からの調達体制を整備する。

イ 透析患者等への対応

【保健相談センター（医療班）】

腎臓透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、マニュアル等の整備を進める。

ウ 後方医療機関等

【保健相談センター（医療班）】

救護所では対応できない負傷者や特別医療を要する患者については、後方医療施設に輸送して治療を実施する必要があることから負傷者等を後方医療機関へ輸送する体制を整備する。

① 後方医療体制の確立

市は、広域後方医療支援の体制について、県と協議する。

② 災害拠点病院の指定

県は、災害時における救急医療体制の充実強化のため、災害時の対応能力を強化し、次の機能を有した病院を災害拠点病院として指定している（資料編参照）。

a 災害時における高度医療機関

b 広域搬送の対応機能

c 救護班の派遣機能

d 地域の医療機関への支援機能

③ 情報連絡体制及び搬送体制

救護所から救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外の後方医療機関への広域搬送（二次搬送）について、救急車やヘリコプター等による搬送手段、輸送順位及び輸送経路を事前に関係機関と協議し、搬送体制の整備を図る。

エ 医療保健応援体制の整備

【保健相談センター（医療班）】

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師や医薬品や医療資機材等の不足が生じる可能性がある。これら多量の医療救護需要を賄うためには、県内市町村との医療協力体制の整備を図る。

2 防疫体制の整備

(1) 取組方針

災害が発生した場合、汚水の溢水など衛生条件の悪化に伴い、感染症等がまん延するおそれがある。このため防疫に関する措置を実施し、必要な体制の整備をする。

(2) 具体的な取組内容

ア 防疫活動組織

【危機管理課（統括班）、環境課（衛生班）、~~危機管理課（統括班）~~、保健相談センター（医療班）、保健所、飯能地区医師会】

災害時の防疫体制について、保健所、飯能地区医師会及び自衛隊の応援を得られるように協力体制を整備しておく。

イ 防疫用資機材の調達

【危機管理課（統括班）、環境課（衛生班）、~~危機管理課（統括班）~~、保健相談センター（医療班）、保健所、飯能地区医師会】

市は、防疫及び保健衛生用器材の調達に関し、関係する機関・事業所等に協力を要請する。

<応急対策>

1 初動医療体制

1 初動医療体制

(1) 取組方針

大規模地震の発生時は、多数の傷病者の発生が予想されるため、~~消防局~~消防組合は、救急救助活動の万全を期するとともに、飯能地区医師会等及び各防災関係機関との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 救急救助体制 【~~消防局~~消防組合】

① 救急救助における出動

- a 救急救助の必要な現場への出動は、救命効果を高めるため、救急隊と他の隊が連携して出動する。
- b 救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置を要する重傷者を優先に出動する。

② 救急救助における活動

- a 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急救助活動を実施する。
- b 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。
- c 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急救助活動を行う。
- d 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

③ 応援要請

次の事項は、「第5節 消防<応急対策>—1—(2)—エ 応援要請(116ページ)」を準用する。

- a 消防相互応援協定による応援要請
- b 知事による応援出動の指示
- c 緊急かつ広域的な応援要請

イ 傷病者搬送 【~~消防局~~消防組合、飯能地区医師会】

① 一次搬送方法

大規模な災害による被害の場合、負傷者の搬送に困難が生じるため、原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

- a 飯能地区医師会の医療救護班は~~消防局~~消防組合に搬送を要請する。
- b 庁用車、医療機関又は各医療救護所が使用している自動車により搬送する。

- c 医療救護班員、消防団員及び市職員等により担架等で搬送する。
- d 自主防災組織、企業の自衛防災組織等の協力を得て搬送する。

② 一次搬送体制

- a ~~消防局~~消防組合は、災害現場でトリアージ（重傷度判定）を実施し、医療機関で治療の必要がある傷病者を搬送するとともに、その他の傷病者に対し、自主防災組織等の協力を得て、医療機関への搬送を実施する。
- b 搬送経路となるべき道路が被災した場合を考慮し、迂回路も含め複数の搬送経路を検討した後に出場する。

③ 医療機関への受入れ要請

医療救護班及び~~消防局~~消防組合は協力し、医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、収容スペース確保等の受入れ体制の確立を要請する。
また、負傷者が特定の医療機関に集中しないように配慮する。

④ 二次搬送

- a 市内の医療機関で対応できない傷病者は、災害対策拠点病院等の高度医療機関へ搬送するものとし、医療救護班、~~消防局~~消防組合及び医療機関等が協力して実施する。
- b 必要に応じて、県に搬送を依頼し、ヘリコプター等で搬送を実施する。

⑤ 後方医療機関の把握

市長は、県及びその他防災関係機関へ要請し、収容可能な後方医療機関を把握し、市内の医療機関に必要な情報を伝達する。

ウ 医療救護

【医療班（保健相談センター）、飯能地区医師会】

①実施責任者等

a 実施責任者

被災者の医療救護及び助産は、市がこれを実施する。ただし、救助法が適用され、知事の職権の一部を委任された場合、又は、知事の救助実施を待つことができない場合は、市長が補助執行機関としてこれを行う。

b 実施体制

- ・飯能地区医師会災害対策本部は、災害状況の把握に努め、災害の規模、地域の実態に応じて出動方法を飯能地区医師会会員に指示する。
- ・医療班（保健相談センター）は、災害対策本部及び飯能地区医師会との連絡調整を行う。

c 医療及び助産の内容

- ・医療
 - ・診察
 - ・薬剤又は治療材料の支給
 - ・処置、手術その他の医療行為
 - ・病院又は診療所への収容
 - ・看護
- ・助産

- ・分娩の介助
- ・分娩前後の措置
- ・脱脂綿、ガーゼ等の衛生材料

② 初期医療体制

災害により多数の傷病者が発生した時、又は災害のため医療機関自体が被災し、市民が医療又は助産の途を失った場合には、応急的に救急救護、医療及び助産を実施し、被災者を迅速に救護する。

a 医療対策の種類

医療対策の種類は、次のとおりとする。

- ・医療救護所の開設
- ・傷病者の搬送
- ・医療救護活動

b 医療救護班の編制及び派遣

医療班（保健相談センター）は、飯能地区医師会に対して、医療救護班の編成及び医療救護所への派遣を要請する。

飯能地区医師会は、緊急を要すると判断した場合は、市からの要請を待たずに医療救護班を編制し派遣する。

c 救護所の開設

原則として、診療可能な医療機関は、傷病者の受入れ態勢を整え診療を実施するが、医療機関が被災した場合などにおいては、医療班（保健相談センター）は、医療活動の拠点として、次の候補地に救護所を設置する。

- ・高麗公民館
- ・高麗川公民館
- ・高萩公民館

d 救護所に配置される医師等

救護所に配置される医師等は、飯能地区医師会に所属する医師及び市内の医療機関の医師のほか、次の中から要請する。

- ・市内の医療機関の医師・看護師
- ・災害派遣された自衛隊の医師・看護師
- ・市内在住で市外に勤務し、ボランティア登録された医師・看護師
- ・他の公共団体から派遣された医師・看護師
- ・他の市町村からのボランティア医師・看護師

③ 救護活動

医療救護活動は、開設された救護所において実施する。ただし、被害状況などによっては被災地の巡回などを実施し、次の活動を実施する。

- トリアージ（重症度判定）
- 傷病者に対する応急処置
- 後方医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- 死亡の確認（検案）
- 医療救護活動の連絡調整

④ 精神科救急医療の確保

市は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

⑤ ~~医療救護資機材、~~医薬品等の調達、供給

医療班（保健相談センター）は、医療救護活動に必要な医療器具、医薬品、衛生材料等については、飯能地区医師会の協力を得て確保する。地区内で調達できない場合は、周辺市町村、県及び業者に対し供給を要請する。

<復旧対策>

1 防疫活動

1 防疫活動

(1) 取組方針

衛生班（環境課）及び医療班（保健相談センター）は、保健所長の指導に基づき、家屋や畜舎の消毒及び昆虫駆除等を実施する。

また、防疫消毒資材及び予防接種資材等が不足する場合には、県にあっせんを要請する。

(2) 具体的な取組内容

ア 防疫活動の実施 【衛生班（環境課）、医療班（保健相談センター）】

県は、次の活動を行う。

- ・ 動員計画に基づいて人員配置、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒の指示及び班の活動に必要な予算並びに経理等を行う。
- ・ 災害情報及び患者発生情報を収集し、集計及び分析する。
- ・ 発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努め検体採取を行う。
- ・ 市及び保健所と連絡調整を行い、市の行う被災地区の家屋及び避難所等の消毒の指導を行う。
- ・ 感染症患者からの二次感染予防のための保菌検索を行うとともに、感染経路の調査のため、被災地区の井戸の水質検査等を行う。
- ・ 被災地区の医療機関の状況を把握し収容計画を樹立するとともに、患者発生に際しては、市町村及び収容施設と連絡調整を行い、迅速に患者収容を行う。

市は、県の指示を受け、消毒の実施及び害虫駆除を行う。

イ 予防接種 【衛生班（環境課）、医療班（保健相談センター）】

定期及び臨時に予防接種を実施するよう、飯能地区医師会の医療救護班に要請する。ただし、緊急を要する場合などには、県が実施する。

第8節 帰宅困難者対策

第1 基本方針

~~埼玉県地震被害想定調査結果によると、当市においては、夏の12時に「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合には、鉄道の運行停止などのために外出先で足止めされ、当市内にある自宅まで徒歩による帰宅が困難となる「帰宅困難者」は最大7,232人にのぼるものと算定されている。~~

市では、帰宅困難者に対し、帰宅が困難となった場合の対応等について啓発するとともに、情報提供や徒歩帰宅の支援を検討する。

また、当市において、市民以外の者が帰宅困難となった場合の帰宅の支援についても検討する。

第2 現 況

○ 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

~~帰宅困難者数の算定は、従来の算定方法と今回新たに採用した算定方法の両方を採用し、幅のある形で基礎資料とする。~~

~~【従来の算定方法】~~

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 震度6弱以上となる地域の鉄道は停止し、この区間を通る交通は遮断される② 帰宅経路は最短経路とするが、鉄道による合理的代替経路を使用する③ 帰宅距離10km以内の者は、全員が徒歩による帰宅が可能④ 帰宅距離10km～20kmの者は、1km長くなる毎に帰宅可能者が10%ずつ低減する⑤ 帰宅距離20km以上の者は、全員が帰宅不可能 |
|--|

~~【今回新たに採用した方法】~~

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 平常時の交通手段が徒歩や自転車の場合、災害時でも徒歩や自転車で帰宅が可能② 平常時の交通手段が鉄道、バス、自動車、二輪車の場合、従来の算定方法に加え、東日本大震災発災当日の状況も踏まえる。③ 東日本大震災の帰宅実態調査結果に基づく外出距離別帰宅困難率を、パーソナルトリップ調査に基づく交通手段別の現在地ゾーン別居住地ゾーン別滞留人口に対して適用 $\text{帰宅困難率}\% = (0.0218 \times \text{外出距離km}) \times 100$ |
|---|

○ 地震被害想定調査結果

帰宅困難者が最も多くなるのは「関東平野北西縁断層帯地震」及び「立川断層帯地震」で、日高市では平日12時の帰宅困難者が最も多く、3,152人～7,609人に上る。

○ 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

・ 地域の災害対応力の低下

7,232人の市民が帰宅できず地域に戻れなくなることから、大規模地震の発生直後は、マンパワー不足となり地域の災害対応力が低下する。

・ 市内主要駅周辺等での混乱の発生

日高市には約7,600人の帰宅困難者が発生すると予想されていることから、鉄道の運行停止により、市内主要駅等では、帰宅できない大量の駅前滞留者が発生し混乱する。

・ 被害の拡大

発災直後からの多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。

・ 通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかりふくそう輻輳の発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。

○ 現状の取組

帰宅困難者の適切な行動を促すために、県などは、次のような取組を行っている。

・ 普及啓発活動

「自らの安全は自ら守る」、「むやみに移動を開始しない」ことを基本とし、安否確認用リーフレットの配布、九都県市のホームページの作成などの啓発活動を行っている。

・ 災害時帰宅支援ステーション

安全確保後に徒歩帰宅する帰宅困難者を沿道支援するため、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとする協定を締結している。

・ 埼玉県石油業協同組合との協定

ガソリンスタンドを一時休憩所として、徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を締結している。

・ フランチャイズチェーン（コンビニエンスストア、外食店舗）、ファミリーレストランなどとの協定（九都県市で協定締結）

コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとして、トイレ、水道水、情報を提供する（ファミリーレストランについては、一時休憩所としての利用を含む）内容の協定を締結してい

る。

・帰宅困難者対策協議会

県内主要駅周辺を対象に、県、市町村、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等で構成する帰宅困難者対策協議会を設置し、平時から帰宅困難者対策に関する情報交換等を実施している。

~~平成28年2月~~令和3年1月現在、~~6~~7つの協議会（大宮駅周辺、浦和駅周辺、川口駅周辺、川越市主要駅周辺、新越谷駅・南越谷駅周辺、熊谷市主要駅周辺、**所沢駅周辺**）が設置されている。

・日高市食品衛生協力会との協定

災害時等に避難者や帰宅困難者が発生した場合に、会員店舗の協力を得て、下記の支援活動に協力する協定を締結している。

- ・帰宅困難者の一時的避難場所の提供
- ・軽食等の提供（おにぎり等の軽食、湯茶など）
- ・トイレの使用 など

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 帰宅困難者支援体制の整備

1 帰宅困難者支援体制の整備

(1) 取組方針

多くの市民が本市から他市町村や東京都等へ通勤・通学しているため、東京圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人が東京など本市外で帰宅困難になることが予想される。

帰宅困難となった通勤・通学者、また本市への来訪者等に対し、市は、県、防災関係機関と連携して適切な情報の提供、保護・支援、代替輸送機関の確保などの対策を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 帰宅困難者対策の普及啓発

【危機管理課（統括班）、市政情報課（広報班）~~→交通政策課（情報班）~~】

① 市民への啓発及び一斉帰宅の抑制

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

- a 帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底
- b 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、伝言ダイヤル171を利用した家族等との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- c 災害時の行動は、鉄道等の運行状況を確認し、特に外出先ではむやみに移動はせずに、情報収集に努めるなど、無理のない計画を立案、実施すること
- d 県・九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等と締結している、徒歩帰宅者の支援に関する協定についてPRする。

② 企業等への要請

職場や学校又は大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

- a 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、飲料水、食糧や情報の入手手段の確保
- b 災害時の飲料水、食糧の備蓄・提供、仮泊場所等の確保
- c 交通手段の情報提供及び交通手段が確保されるまで無理な帰宅（移動）はしないよう広報する。
- d 事業所では、従業員が帰宅困難者となった場合を想定した備蓄を行う。

イ 一時滞在施設・一時待機所の確保

【~~危機交通政策課（情報班）~~管理課（統括班）、福祉政策課生活福祉課・
社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課
保険年金課（避難班）、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支
社、西武鉄道株式会社】

市、鉄道事業者は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在・待機させるための施設を確保する。

確保することが困難な場合は、周辺事業者の協力を得て速やかに滞在者に対し一時滞在施設へ安全に誘導を行えるよう警察と連携する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。

一時滞在施設には、飲料水、食糧、幟旗、看板等の必要な物資を備蓄する。また、公衆無線LANなど通信環境の整備に努めるものとする。

なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。また、周辺地域の事業者の協力を得て、帰宅困難者の支援活動等を行う。

市は、一時滞在施設の運営マニュアル等の整備を支援する。

ウ 企業等における対策

【事業者】

事業者は、発災時に自社従業員等の安全確保及び保護のため、帰宅行動を抑制する。また、自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認方法や災害時のマニュアル作成、また食糧等の備蓄など体制整備に努める。

エ 学校における対策

【学校教育課（文教班）】

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となることから、保護者による児童・生徒等の引き取りや、~~自動~~児童・生徒等の下校が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、食糧、飲料水等の備蓄や災害時の「学校防災マニュアル」作成~~など~~等の体制整備に努める。

<応急対策>

1 帰宅困難者への情報提供

2 一時滞在施設・一時待機所の開設・運営

1 帰宅困難者への情報提供

(1) 取組方針

帰宅困難者に対して、適切な判断・行動を可能にするための交通情報・被害情報等の提供を行う。

(2) 具体的な取組内容

ア 帰宅困難者への情報提供

【統括班（危機管理課—~~統括班~~）情報班—~~交通政策課~~）、広報班（市政情報課）、避難班（~~福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課~~）、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社】

① 市

広報班（市政情報課）及び避難班（~~福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課~~）は、県や防災関係機関等の協力を得て、被害状況及び交通情報等を収集し、自宅及び避難所において、帰宅できない家族を待っている市民等に対し、被害状況等を掲示等の方法により広報する。

② 鉄道関係

鉄道機関は、市内の各駅舎等において、鉄道の運行・復旧状況及び代替輸送手段との情報提供を掲示等の方法により周知する。

③ 東日本電信電話株式会社

災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言版（web 171）のサービス提供~~及び避難所等への特設公衆電話の設置等~~により、安否確認手段の提供を実施する。

2 一時滞在施設・一時待機所の開設・運営

(1) 取組方針

帰宅困難者に対して、関係機関による帰宅活動の支援にも関わらず、一時的な滞在が長時間に及ぶと判断される場合は、一時滞在場所・一時待機所を避難所等に確保し、受入及び保護をする。

なお、一時滞在の状況により食糧の提供などを、適切に実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 駅周辺等における一時滞在施設・一時待機所の開設

【統括班（危機管理課—~~統括班~~）情報班—~~交通政策課~~）、避難班（~~福祉政~~

策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社】

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。なお、鉄道事業者は、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、一時待機所の確保など可能な範囲で帰宅困難者を受け入れる。

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、警察の協力を得る。

【一時滞在施設の運営の流れ】

- ① 建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認
 - ② 施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定
 - ③ 施設利用案内等の掲示
 - ④ 電話、特設公衆電話、FAX等の通信手段の確保
 - ⑤ 市等へ一時滞在施設の開設報告
- ※ 一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に救助法による費用の支弁を求めることを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておくことが望ましい。

イ 一時滞在施設への誘導

【避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）】

一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内をする。

ウ 一時滞在施設・一時待機所の運営

【避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社】

鉄道事業者は、一時待機所として交通機関の復旧状況の提供など必要な措置を講じるとともに、一時滞在施設への誘導に備える。

一時滞在施設の管理者は、一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食糧等を提供する。

市は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、市から提供された情報などを受け入れた帰宅困難者に提供する。

運営に当たっては、自助、共助の点から、状況により受け入れた帰宅困難者も含め

た運営をする。

<復旧対策>

1 帰宅支援

1 帰宅支援

(1) 取組方針

混乱が収束し道路の啓開等安全が確保された後、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 帰宅活動への支援

【避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）】

県及び防災関係機関では、以下の対策を実施している。

避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）は、避難所等において帰宅困難者のために水・食糧等の配布を行う。

実施機関	項 目	対 策 内 容
県、市	水、食糧の配布 及び休憩所提供 等	避難所等において、水、食糧の配布を行う。 市は、公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放する。また協定に基づく応援事業所に対して一時的避難場所の提供、軽食等の提供、トイレの使用等の協力を要請する。 県は、協定に基づく災害時帰宅支援ステーション（ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストラン等）に対しトイレ、水道水、情報、一時休憩所（締結事業所）の支援実施を要請する。（資料編参照）
東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社 西武鉄道株式会社	代替輸送の提供 一時滞在施設・一時待機所の提供	バス輸送の実施 駅施設等の一部を一時滞在施設・一時待機所として利用
東京電力パワーグリッド株式会社	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

イ 帰宅途上における一時滞在施設の確保

【避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）】

徒歩帰宅者に対して、休憩する場所が必要となることから、地域の避難所は、徒歩帰宅者のための一時滞在施設とする。

また、帰宅困難者の交通手段として、一般社団法人埼玉県バス協会西部地区部会との協定（資料編参照）により、緊急輸送手段を確保する。

第9節 避難対策

第1 基本方針

災害発生時に避難が円滑に行われるよう、避難場所等の指定、避難計画の策定等の取組を推進する。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

第2 現 況

○ 地震被害想定調査結果

避難者が最も多くなるのは関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）で、日高市全体で避難者数が最大となるのは冬18時・8m/sのケースで1日後の全避難者が361人（避難所避難者 216人、避難所外避難者 144人）となる。1週間後には全避難者が433人（避難所避難者 217人、避難所外避難者 217人）、1か月後には全避難者が519人（避難所避難者 156人、避難所外避難者364人）となる。

※四捨五入の関係で、合計が合わないことがある。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 避難体制の整備

1 避難体制の整備

(1) 取組方針

事前に避難計画を策定し、住民に周知することにより人的被害の防止に万全を期する。

(2) 具体的な取組内容

ア 避難計画の策定

【危機管理課（統括班）、福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課（避難班）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】

① 避難計画等の策定

市は、避難計画を作成するとともに、自主防災組織、区・自治会等を通じて避難態勢の確立に努める。避難行動要支援者の避難支援について、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、福祉避難所の指定等を推進する。

② 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

a 学校・教育行政機関

- ・学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上での、避難所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等
- ・義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難地の選定、収容施設の確保並びに教育、給食の実施方法等
- ・防災体制の確立
- ・防災計画

災害が発生した場合に園児~~＝~~及び児童~~及び~~生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成するとともに、それぞれの学校等の特徴に応じた「学校防災マニュアル」を作成する。

・防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、市、国及び県並びに防災機関、また地域の自主防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を充分発揮できる防災組織とする。

・施設及び整備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮しうるよう確認・点検等を適切に行う。

- ・防火管理

災害での二次災害を防止するため防災管理に万全を期する。

- ・日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

- ・定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知器設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

- ・避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の園児~~＝及び児童及び~~生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し園児~~＝及び児童及び~~生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、市における防災計画に基づき、~~消防局消防組合~~、警察、市及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難~~所及び誘導~~や園児~~及び児童等~~生徒の~~引き渡し~~引取り方法などについて、保護者に連絡し周知徹底を図る。

b 病院

病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等

c 社会福祉施設

高齢者、障がい者及び児童施設等の社会福祉施設においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等

d 不特定多数の人が利用する施設

スーパー、駅等の不特定多数の人が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等

e 工場、危険物保有施設

工場、危険物保有施設において、従業員、住民の安全確保のための避難方法、市、警察、~~消防局消防組合~~との連携等

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の選定と確保

【危機管理課（統括班）、~~福祉政策課~~生活福祉課・~~社会福祉課~~障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・~~健康支援課~~保険年金課（避難班）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】

① 指定緊急避難場所の指定

市は、地震、がけ崩れ、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、住民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（大規

模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。本計画で「避難場所」と示すものは「指定緊急避難場所」のこととする。)を事前に選定確保する。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

自主防災組織、区・自治会は必要に応じ、区公会堂・自治会館及び広場など、身近で延焼の危険が少ない場所を、一次的な集合場所として、ここに集合し、被害の状況に応じて、なるべく集団で市指定避難場所(資料編参照)へ避難する。

避難路については、空地や農地が多く、住宅密集地が少ない現状をふまえ、特に指定しない。

【指定緊急避難場所の指定基準】

- 地震以外の災害を対象とする避難場所は、次のa～cの条件を満たすこと
地震を対象とする避難場所については、次のa～eの全ての条件を満たすこと
- a ~~切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること~~災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること
 - b ~~他の法律等により危険区域や更なる災害発生のおそれがない区域に立地していること~~他の法律等により指定される危険区域外に立地していること
 - c 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること
 - d 耐震基準を満たしており、安全な構造であること
 - e ~~地震の揺れに対し、危険を及ぼす建築物や工作物等がないこと~~地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること

② 広域避難場所の指定

火災の延焼による危険性が高い密集市街地の市民を対象に地域の実情に応じて、次の基準によりあらかじめ広域避難場所を想定する。なお、現在本市は指定していない。

- a 広域避難場所を必要とする地域は、大火時に延焼拡大すると想定される市街地及びこれに準じる地域であること。
- b 大火時の輻射熱に対する安全性を考慮して、安全面積が概ね100,000㎡以上確保できる場所であること。
- c 避難地内に危険物施設や延焼のおそれのある木造建築物等が存在しないこと。
- d 広域避難場所の収容人員の算定については、2㎡当たり1人とする。
- e 付近に多量の危険物等が蓄積されていないこと。

③ 指定避難所の指定

市はあらかじめ指定避難所(避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む。本計画で「避難所」と示すものは「指定避難所」のこととする。)を指定する。

市は、災害時に必要に応じ避難所を開設する予定の施設をあらかじめ市民に周知しておく。避難先は原則として学校区単位とする。

指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

【避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例】

- ~~a LPガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置~~
- ~~b 停電対応型空調機器の設置~~
- ~~c ガスコージェネレーションの設置~~
- ~~d 太陽光発電や蓄電池~~
- ~~e ソーラー発電付LED街灯~~

④ 福祉避難所の指定

多数の被災者が避難する避難所では、高齢者や障がい者などの特別の配慮や援助を必要とする要配慮者（以下「要配慮者」という。）は、生活スペースの確保や救援物資の受け取り等においても困難な状況におかれやすい。このため、要配慮者のための専用の避難所として位置付け、社会福祉施設などを活用し指定する。なお、福祉避難所の所在等は資料編のとおりである。

【設置基準】

- a 被災要配慮者の一時的宿泊滞在が可能な設備、施設を有すること。
- b 情報の伝達を行いやすいこと。
- c 耐震性、耐火性に比較的に優れていること。
- d 原則として、社会福祉施設等であること。

⑤ 指定避難所における生活環境の確保

指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。

指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

【避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例】

- a LPガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置
- b 停電対応型空調機器の設置
- c ガスコージェネレーションの設置
- d 太陽光発電や蓄電池
- e ソーラー付LED街灯

⑥ 避難所運営計画の策定

市は、避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。

- a 避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
- b 避難所単位での物資・資機材の備蓄
- c 避難所の管理・運営体制
- d 福祉避難所の設置
- e 災害対策本部との情報連絡体制
- f 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市職員の役割分担
- g 生活再建の支援体制

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

⑦ 住民への周知

市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておく。

- a 指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在
- b 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食糧、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。
- c 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

⑧ 避難所管理・運営マニュアルの作成

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

<応急対策>

1	避難の実施
2	避難所の開設・運営
3	広域避難
4	広域一時滞在

1 避難の実施

(1) 取組方針

緊急時に際し、危険地域にある市民を安全な地域に避難させ、必要に応じ避難所に収容し、人命被害の軽減と避難者の保護を図る。

また、来訪者等が本市において被災した場合、市民と同様に避難者として保護し、さらに、相互応援協定による他の自治体をはじめ、避難についての支援を求められた場合、一時的に生活が確保できるよう、可能な対応を検討する。

(2) 具体的な取組内容

ア 避難~~の勧告又は~~指示の実施

【統括班（危機管理課）、警察、自衛隊、県】

① 市長（災害対策本部長）

市長は、建物の倒壊、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険な区域にいる市民に対し、速やかに避難~~の勧告又は~~指示を行う。

この場合、市長は知事に必要な事項を伝達する。

② 警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、若しくは市民の生命、身体に危険が切迫していると認めるとき又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり急を要する場合は、直ちに危険な区域にいる市民に対し避難を指示する。

この場合、警察官は、直ちにその旨を市長に通知するほか、埼玉県公安委員会へ報告する。

③ 自衛官

自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な区域に市民に対し避難の指示をする。

この場合、自衛官は、市長を通じて知事に必要な事項を伝達する。

④ 知事又はその命を受けた職員

a 知事は、災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険な区域にいる市民に対し、速やかに避難のための立ち退きの~~勧告又は~~指示を行う。

b 知事又はその~~委任~~命を受けた職員は、地すべり及び洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の市民に対して避難のための立ち退

きの~~勧告又は~~指示を行う。

イ 避難~~の勧告又は~~指示の周知

【統括班（危機管理課）】

避難~~の勧告又は~~指示は、次の内容を明示して行う。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難先及び避難経路
- ③ 避難理由
- ④ 避難時の留意事項
例) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は住民等への周知徹底に努める。

ウ 警戒区域の設定

【統括班（危機管理課）、警察、~~消防局消防組合~~、消防団】

① 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

警戒区域の設定権者は以下のとおりである。

決定権者	災害の種類	内 容（要件）	根 拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるとき。	災害対策基本法 災対法第63条
警察官 ^{：注)}	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 災対法第63条
		人の生命又は身体に対する危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等の危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条
消防職員 又は消防 団員	水災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同法第28条

注) 警察官は消防法第28条、第36条、水防法第14条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

② 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った場合には、避難~~の勧告又は~~指示と同様、住民及び関係機

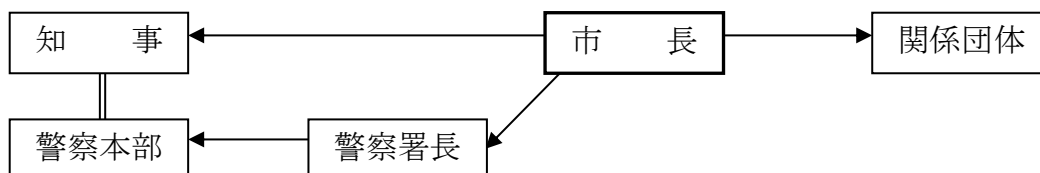
関にその内容を周知する。

③避難~~の勧告又は~~指示の周知

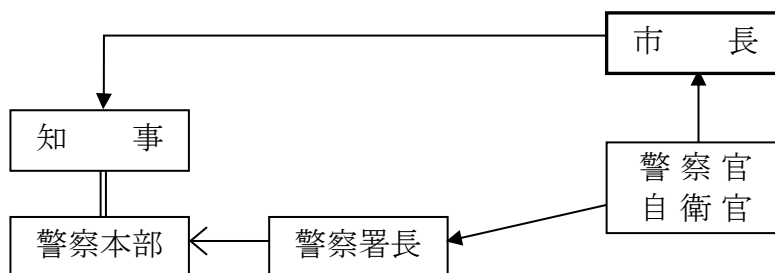
a 関係機関相互の通知及び連絡

避難の指示者等は避難のための立ち退きを~~勧告し若しくは~~指示をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。（注「→」は通知「＝」は相互連絡を示す）

・市長の措置



・警察官、自衛官



b 住民への周知

避難~~の勧告又は~~指示を行った者は、速やかにその内容を下記的手段を通じ又は直接住民に対し周知する。その際、外国人に対しても迅速かつ的確な周知が行われるよう留意する必要がある。また、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

【伝達手段】

- ・防災行政無線
- ・広報車
- ・エリアメール
- ・SNS
- ・市ホームページ

c 避難~~の勧告又は~~指示伝達の際に配慮すべき事項

住民に対し、避難~~の勧告・~~指示を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

- ・災害の発生に関する状況
- ・災害の拡大についての今後の見通し
- ・災害への対応を指示する情報
- ・危険地区住民への避難指示

- ・避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
- ・誤った情報に惑わされないこと
- ・冷静に行動すること

また、市の各地区、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる住民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

Ⅱ 避難誘導

【避難班（~~福祉政策課~~生活福祉課・~~社会福祉課~~障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・~~健康支援課~~保険年金課）、自主防災組織等】

① 避難誘導の方法

避難班（~~福祉政策課~~生活福祉課・~~社会福祉課~~障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・~~健康支援課~~保険年金課）は、次の事項に留意して避難誘導を行う。

- 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- 自主防災組織等と連携を図り、避難者の誘導措置を講じる。
- 危険地点には、標示、縄張りを行い、状況によって誘導員を配置する。
- 避難行動要支援者については、状況に応じ、適当な場所に集合させた後、車両等による輸送を行う。
- 誘導中は事故防止に努める。
- 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等の考慮、原則として、区、自治会単位で行う。
- 避難順位は、おおむね次の順序で行う。
 - ・病弱者、障がい者
 - ・高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
 - ・一般住民

2 避難所の開設・運営

(1) 取組方針

市は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがある者が救助を必要とする場合は、一時的に収容し保護するための避難所を開設する。

(2) 具体的な取組内容

ア 避難所の開設

【避難班（~~福祉政策課生活福祉課~~・~~社会福祉課障がい福祉課~~・子育て応援課・長寿いきがい課・~~健康支援課保険年金課~~）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）】

① 避難所開設の基準

災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。また、災害発生 of 不安により、住民から要請があった場合においても避難所を開設する。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

なお、避難所を開設する避難所の所在等は資料編のとおりである。

② 開設の方法

避難所は、災害の状況に応じ、学校、公民館等あらかじめ定められた指定避難場所の施設を応急的に避難所とする。また、必要に応じ、協定（資料編参照）に基づき、ゴルフ場の施設等へ、避難者の受け入れを要請する。

適当な施設を得難いときは、野外に仮設避難所を設置する。また、必要に応じ、協定（資料編参照）に基づき、協定事業者に対し、仮設テントの設置を要請する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、~~国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館公会堂等の活用も含め~~、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。

開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。

③ 開設の公示、誘導及び保護

避難所を開設したときは、市はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

なお、その際に避難者名簿等を整備する。

④ 県への報告

市長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を災害オペレーションシステム等により知事に報告しなければならない。

a 避難所の開設の目的、日時及び場所

- | |
|-------------|
| b 箇所数及び収容人員 |
| c 開設期間の見込み |

イ 避難所の管理運営

【避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）、自主防災組織、区・自治会】

市は、避難所を開設した際は、地域防災活動拠点に連絡員を配置するとともに、避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）の職員を派遣し、自主防災組織や自治会等の協力を得て、避難所の運営を行う。運営にあたっては、次の事項に留意し適切な運営を行う。

- ① 避難所における情報の伝達、食糧等の配布、清掃等について、避難者、住民等の協力が得られるように努め、必要があれば、県、近隣市町村に応援要請する。専門性を有した外部支援者等の協力も得られるよう努める。
- ② 避難所との連絡手段の確保、避難者のニーズの把握に努め、避難所の運営に反映する。また、救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- ③ 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- ④ 指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合、県へあつせんを依頼する。なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。
- ⑤ 要配慮者や女性、性的少数者へ配慮する。

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるように努める。

男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意を要する。

- ⑥ 避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努める。

また、避難の長期化に応じたプライバシーの確保、女性、特に妊産婦や乳幼児のいる世帯、要配慮者にも配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、

パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

避難所には原則、動物は持ち込めないものとし、飼い主の責任において、指定された場所で飼養する。

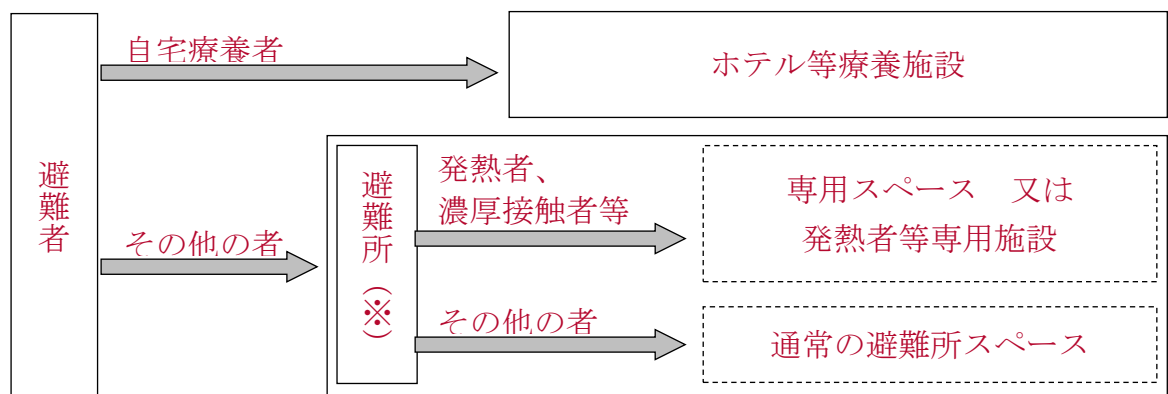
- ⑦ 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉避難所（資料編参照）への収容、~~ホームヘルプ~~訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

- ⑧ 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。

（健康状態に合わせた避難場所の確保）



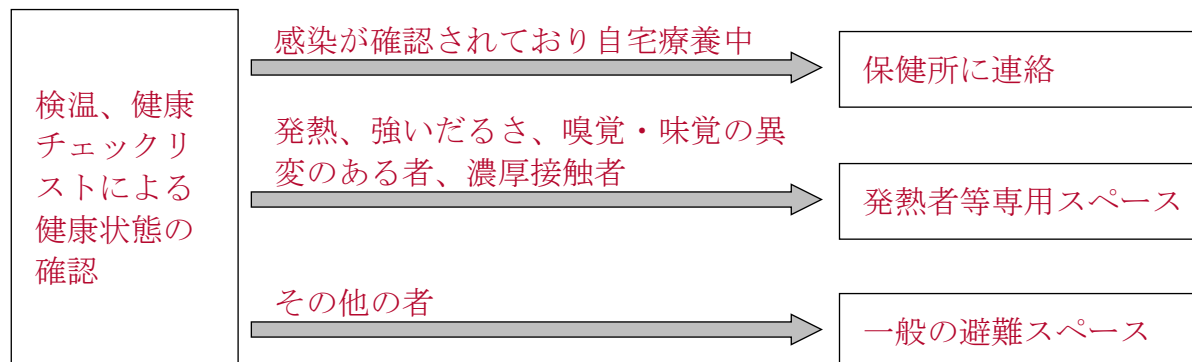
※ 十分なスペースを確保するため指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する。

（十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設）

体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。

地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討する。

(避難所受付時のフロー)



(避難所レイアウトの検討)

世帯間で概ね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する

(避難者の健康管理)

避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。

感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

(発熱者等の専用スペースの確保)

発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。

発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。

発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

(物資・資材)

マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

(自宅療養者の対応)

保健所は、自宅療養者の被災に備えて、平常時から防災担当部局と連携して取り組む。

自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。

避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

(住民への周知)

広報誌、自治体ホームページ、SNS 等を活用し以下の事項を住民に周知する。

自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること。

安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。

マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること等。

(感染症対策)

手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。

定期的な清掃の実施。(トイレ、ドアノブ等は重点的に)

食事時間をずらして密集・密接を避ける。

(発熱者等の対応)

避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。

避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

(車中泊(車中避難)等への対応)

車中泊(車中避難)を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

ウ 避難所外避難者対策

【避難班(福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課)、広報班(市政情報課)、地域防災活動拠点班(生涯学習課)、医療班(保健相談センター)、自主防災組織・区・自治会】

市は、自宅が倒壊・焼失せずに無事であり、在宅避難している市民や、止むを得ず車中に避難している市民に対して、避難所を中心とし、食料や救援物資の配給や情報提供等、避難所滞在者に準じた支援を行う。また、在宅避難者に対してこのような支援を実施していることを防災行政無線や広報車を用いて周知するとともに、自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者の把握に努める。

避難所等に避難している市民に対しても、自宅が倒壊・焼失せずに最低限の生活ができる場合は、可能な限り自宅での避難生活を呼びかける。なお、在宅避難は、応急危険度判定が実施されている建物を対象とすることを原則とする。

特に車中泊避難者については、医師や保健師などが定期的に巡回するなど、エコノ

ミー症候群の予防に努める。

3 広域避難

(1) 取組方針

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

また、県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

市は、他の市町村から協力を求められた場合、県の支援とともに広域避難のための避難所を提供する。

なお、市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

避難所の運営に当たっては、「2 避難所の開設・運営－イ 避難所の管理運営」に準じる。

(2) 具体的な取組内容

「2 避難所の開設・運営」による。

~~3-4~~ 広域一時滞在

(1) 取組方針

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

また、県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

市は、他の市町村から協力を求められた場合、県の支援とともに広域一時滞在のための避難所を提供する。

なお、市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

避難所の運営に当たっては、「2 避難所の開設・運営－イ 避難所の管理運営」に準じる。~~市は、災害から被災住民を避難させることが市内では困難と判断した場合、他の市町村の協力を得て、被災住民を避難させる。~~

~~また、県は、都道府県外広域一時滞在（他都道府県への避難）が必要な場合、市からの協議に基づき、避難先となる都道府県と受入れについて協議する。~~

~~市は、他の市町村から協力を求められた場合、県の支援とともに広域一時滞在のた~~

~~めの避難所を提供する。~~

(2) 具体的な取組内容

「2 避難所の開設・運営」、自治体間における各災害時の相互応援協定による。

第10節 災害時の要配慮者対策

第1 基本方針

高齢者、障がい者、妊産婦など災害時に配慮を要する対象（要配慮者）毎に、避難行動等において必要な支援を行う体制を整備する。

第2 現 況

○ 災害時の要配慮者に係る定義

・ 要配慮者

高齢者、障がい者、**難病患者**、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。

・ 避難行動要支援者

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

本計画では、社会福祉施設入所者等は別項目を立てているため、主に在宅の避難行動要支援者のことを指す。

・ 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。災対法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めることとしている。

○ 地震被害想定調査結果

1週間後の避難所避難者における災害時の要配慮者の内訳は、最も多くなるのは関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）で、日高市全体で約35人である。

○ 取組状況

- ・ 市においては、近隣住民やボランティアによる見守りネットワークにより、平常時から高齢者や障がい者等を訪ねる活動を行っている。
- ・ 市は、高齢者及び障がい者に対し、緊急通報装置を貸与している。
- ・ 市は、外国人登録窓口等への外国語の防災パンフレットの設置、及び防災標識等への外国語の付記を推進している。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1	避難行動要支援者の安全対策
2	要配慮者全般の安全対策
3	社会福祉施設入所者等の安全対策

1 避難行動要支援者の安全対策

(1) 取組方針

近年の災害をみると、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児及び妊産婦等災害対応能力の弱い者や、言葉・文化の違いから特別の配慮を要する外国人が、災害の発生時において、被害を受けることが多くなっている。

このため、内閣府が策定した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を参考に、避難行動要支援者等の防災対策を推進していく。

(2) 具体的な取組内容

ア 全体計画の策定 【危機管理課（統括班）】

細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

イ 避難支援等関係者となる者 【危機管理課（統括班）、福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課（避難班）】

~~災害対策基本法~~ 災対法に規定する避難支援等関係者とは、次の者とする。

- ① 区長又は自主防災組織（支援に必要な地域関係者含む）
- ② 民生委員
- ③ 日高市社会福祉協議会
- ④ 消防署
- ⑤ 警察
- ⑥ 地域包括支援センター
- ⑦ 障がい者相談支援センター

ウ 要配慮者の把握 【危機管理課（統括班）、福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課（避難班）】

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等（要配慮者）の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供

を積極的に求め、取得する。

エ 避難行動要支援者の範囲の設定

【危機管理課（総括班）、福祉政策課生活福祉課
・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・
長寿いきがい課・健康支援課保険年金課（避難班）、施設管理者】

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人の範囲について、要件を設定する。

~~災害対策基本法災害対策に規定する避難行動要支援者名簿の対象者とは、在宅の人で、次のいずれかに該当する人のうち、支援を必要とする人とする~~

【高齢者や障害がい者等の避難能力の判断に係る着目点】

- ① 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- ② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力

【自ら避難することが困難な者についての例】＝

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する人

- ① 要介護認定3～5を受けている人
- ② 身体障害がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害がい者（心臓、じん臓機能障害がいのみで該当するものは除く）
- ③ 重度以上と判定された知的障害がい者
- ④ 精神障害がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の人
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた人

※上記の例に加え、医療機器の装着等により避難させることが難しい児童がいる家庭等を追加することも考えられる。~~① 介護保険で要介護認定を受けている人~~

~~② 身体障害がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級又は2級の人（内部障がいのみは除く。）~~

~~③ 療育手帳（知的障がい）の交付を受けており、障がいの程度が㊦又はAの人~~

~~④ 精神保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の人~~

~~⑤ 難病患者で市の生活支援を受けている人~~

~~⑥ 75歳以上の方のみで構成される世帯の人~~

~~⑦ 前各号に掲げる人のほか、地域の支援が必要な人~~

なお、障害がいの程度等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう、きめ細かく要件を設ける。 また、同居

家族の有無なども要件の一つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することは適切でないため、実情にあう形で支援対象が絞れるよう、把握に努める。

オ 避難行動要支援者名簿の作成

【危機管理課（総括班）、福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課（避難班）、施設管理者】

市は、対象者を把握するため、関係各課の情報を集約し、避難行動要支援者名簿を作成する。名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

【避難行動要支援者名簿の記載事項】

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 行政区
- ⑧ 担当民生委員

【留意事項】

- 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治体等の地縁組織、地区社協、民生委員や児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。
- 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、または定期的に精査することが重要である。
- 個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも適当である。

カ 避難行動要支援者名簿の更新

【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課、長寿いきがい課、健康支援課保険年金課（避難班）、施設管理者】

市は、住民基本台帳、介護認定、障がい者手帳交付等の事務を通じて得た情報をもとに、毎年度、避難行動要支援者名簿の更新を行い、関係各課で共有するとともに、避難支援等関係者に提供する。

キ 避難行動要支援者名簿の活用

【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、**福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課（避難班）、施設管理者**】

市は、名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 名簿は担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- ② 避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- ③ 名簿の保管を適正に行うように説明すること。
- ④ 名簿を必要以上に複製しないよう説明すること。
- ⑤ 名簿の提供先が団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するように説明すること。

ク 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、**福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課（避難班）、施設管理者**】

要配慮者が円滑に避難するため、又は避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、市は通知又は警報の発令及び伝達にあたっては、次の点に配慮し、できるだけ多くの情報伝達手段の確保に努める。

- ① 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- ② 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法が異なることに留意すること。
- ③ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

ケ 避難支援等関係者の安全確保の措置

【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、**福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課（避難班）、施設管理者**】

災害時における避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人とその家族の生命及び身体の安全を確保したうえで、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う。

コ 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、**福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課（避難班）、施設管理者**】

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難行動支援関係者が適正な情報

管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

サ 個別避難計画の策定作成

【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課（避難班）、施設管理者】

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を策定作成する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載する。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

シ 防災訓練の実施

【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課（避難班）、施設管理者】

市は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、チラシの配布などを行い、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、市民に対しても避難行動要支援者の救助・救援に関する訓練を実施する。

また、福祉事務所との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

2 要配慮者全般の安全対策

（１）取組方針

避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

（２）具体的な取組内容

ア 要配慮者の安全確保

【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課（避難班）、施設管理者】

① 緊急通報システムの整備

市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置を整備している。

② 防災基盤の整備

路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない

出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に考慮した防災基盤整備を促進する。

また、市、その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、市は、その他の集客施設における取組を促進する。

③ 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリなどの設置、外国語や絵文字による案内板の標記など、要配慮者に考慮した生活救援物資を調達し、要配慮者が避難所で良好な生活を送ることができるよう、避難所の運営マニュアルを整備する。

特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。

④ 地域との連携

a 役割分担の明確化

市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、~~ホームヘルプ~~訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立しておく。

b 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平時から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図るほか、社会福祉施設の協力を得て福祉避難所としての指定を進める。

c 見守りネットワーク等の活用

市は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

⑤ 相談体制の確立

市は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性等）に的確に対応できるよう平時から相談体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、~~ソーシャルワーカー~~相談援助職等の専門職員を確保しておく。

⑥ ヘルプカード（防災カード）

市は、要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカードを作成及び配布している。

イ 外国人への支援

【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課（避難班）、施設管理者】

① 外国人の所在の把握

災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、外国人の人数や所在の把握に努める。

② 防災基盤の整備

避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、案内板のデザインの統一化について検討を進める。

③ 防災知識の普及・啓発

外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

④ 防災訓練の実施

平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

⑤ 通訳・翻訳ボランティアの確保

外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

3 社会福祉施設入所者等の安全対策

(1) 取組方針

施設管理者は、以下の事項について整備等を行い、社会福祉施設入所の安全対策を図る。大規模な災害の発生を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、市はこれを指導する。

(2) 具体的な取組内容

ア 社会福祉施設入所者等の安全確保

【総務課（総務班）、福祉政策課生活福祉課・
社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課
・長寿いきがい課・健康支援課保険年金
課（避難班）、社会福祉施設】

① 施設管理者

a 災害対策を網羅した計画の策定

施設管理者は、大規模な災害を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

b 緊急連絡体制の整備

・職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網により、職員

参集体制を整備する。

- ・安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

c 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、入所者の避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

d 施設間の相互支援体制の整備

市は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できる体制を整備する。施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

e 被災した在宅の要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

f 食糧、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、市はこれを指導する。

- ・非常用食糧（高齢者用の特別食を含む）（3日分以上）
- ・飲料水（3日分以上）
- ・常備薬（3日分以上）
- ・介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）
- ・照明器具
- ・熱源
- ・移送用具（担架・ストレッチャー等）

g 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的に実施するとともに、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するものとし、市はこれを促進する。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとし、市はこれを促進する。

h 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平時から、近隣の区

- ・自治会やボランティア団体等との連携を図っておく。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、市との連携を図っておく。

i 施設の耐震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を実施する。

j 情報伝達手段の確保

社会福祉施設等に、気象警報や避難~~勧告~~**指示**等の情報を伝達するための通信手段を確保する。

<応急対策>

1	避難行動要支援者等の避難支援
2	避難生活における要配慮者支援
3	社会福祉施設入所者等の安全確保
4	外国人への支援

1 避難行動要支援者等の避難支援

(1) 取組方針

災害時に、自ら避難すること、避難所で生活することが困難な高齢者、妊婦、乳幼児、傷病者、障がい者や、言葉や文化が異なり、災害時に迅速・的確な行動がとりにくい外国人など、いわゆる要配慮者の安全を確保する。

(2) 具体的な取組内容

ア 避難のための情報伝達

【総括班（危機管理課）、総務班（総務課）、避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）、施設管理者】

市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、~~避難準備情報、避難勧告、~~避難指示の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮すること。

イ 避難行動要支援者の避難支援

【総括班（危機管理課）、総務班（総務課）、避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）、施設管理者】

市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

- ① 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。
- ② 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。
- ③ 市は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

- ④ 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

ウ 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

【避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）、消防団】

市及び消防団は、民生委員、区、自治会及び自主防災組織等の協力を得ながら在宅の避難行動要支援者の安否確認及び救助を行う。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により警察に協力を要請する。

また、避難行動要支援者支援マニュアルに基づき、あらかじめ登録されている避難行動要支援者の安否確認や避難について、自主防災組織等の地域と防災関係機関が連携、協力してその支援にあたる。

エ 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

【総括班（危機管理課）、総務班（総務課）、避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）、施設管理者】

市は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

外国人や旅行者等は、~~避難行動に係る支援は比較的不要であるが~~、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を推進する。

オ 受入先の確保及び移送

【避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）、消防団】

市及び消防団は、避難所において要配慮者の受入れが困難であると判断した場合には、福祉避難所に搬送する。なお、搬送については、原則として要配慮者の家族等が行う。

2 避難生活における要配慮者支援

（１）取組方針

避難生活等に困難を伴う要配慮者を支援する。

（２）具体的な取組内容

ア 生活物資の供給

【避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）、物資調達班（市民課・産業振興課）】

要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食糧、飲料水、生活必需品等を備蓄物資の放出及び調達を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を一般被災者と別に設けるなど配慮する。

イ 避難所における要配慮者への配慮

【総務班（総務課）、避難班（~~福祉政策課~~生活福祉課・~~社会福祉課~~障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・~~健康支援課~~保険年金課）】

① 区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

② 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

③ 巡回サービスの実施

市は、職員、民生委員・児童委員、~~ホームヘルパー~~介護職員、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

④ 福祉避難所の活用

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

~~併せて、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。~~

ウ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

【避難班（~~福祉政策課~~生活福祉課・~~社会福祉課~~障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・~~健康支援課~~保険年金課）、医療班（保健相談センター）】

① 情報提供

避難班（~~福祉政策課~~生活福祉課・~~社会福祉課~~障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・~~健康支援課~~保険年金課）は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等の情報を随時提供する。

② 相談の実施

避難班（~~福祉政策課~~生活福祉課・~~社会福祉課~~障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・~~健康支援課~~保険年金課）及び医療班（保健相談センター）は、飯能地区医師会及び保健所等と協力し、職員、福祉関係者、医師及び~~ソーシャルワーカー~~相談援助職等を避難所等に派遣し、要配慮者の総合的な相談に応じる。

③ 巡回サービスの実施

避難班（~~福祉政策課~~生活福祉課・~~社会福祉課~~障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・~~健康支援課~~保険年金課）及び医療班（保健相談センター）は、職員、民

生委員、~~ホームヘルパー~~介護職員、保健師などの協力を得て、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

④ 物資の提供

在宅の要配慮者へ生活支援物資を確実に供給するため、支援者、地域、自主防災組織と連携した供給体制を確立する。

⑤ 福祉避難所の活用

「イ 避難所における要配慮者への配慮－④」と同様に活用する。

エ 応急仮設住宅提供に係る配慮

【総務班（総務課）、避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）】

市は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

3 社会福祉施設入所者等の安全確保

（１）取組方針

災害発生時に社会福祉施設に入所している避難行動要支援者を安全に避難させる。

（２）具体的な取組内容

ア 社会福祉施設等入所者の安全確保

【施設管理者、避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）、上水道班（水道課）、下水道班（下水道課）、ライフライン事業者】

① 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

② 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）及び県は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

③ 受入先の確保及び移送

施設管理者は、医療施設及び他の社会福祉施設等の受入先を確保し、移送を行う。

避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）及び県は、医療施設及び他の社会福祉施設等の受入先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

④ 生活救援物資の供給

施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者等に配布すると

ともに、物資が不足した場合には、市及び県に対して供給を要請する。

⑤ ライフラインの優先復旧

水道、下水道、電気、ガス及び通信等のライフライン事業者は、社会福祉施設のライフラインを優先的に復旧する。

⑥ 巡回サービスの実施

避難班（~~福祉政策課~~生活福祉課・~~社会福祉課~~障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・~~健康支援課~~保険年金課）は、県、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら巡回を実施し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等のニーズや状況を把握し、必要に応じた援助を行う。

4 外国人への支援

（１）取組方針

災害発生時に外国人を安全に避難させ、理解しやすい情報発信や相談窓口の設置を行う。

（２）具体的な取組内容

ア 安否確認の把握及び避難誘導の実施

【総務班（総務課）、広報班（市政情報課）】

① 安否確認の実施

総務班（総務課）は、職員や語学ボランティア等の協力を得て外国人の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県民安全部に報告する。

② 避難誘導の実施

総務班（総務課）及び広報班（市政情報課）は、語学ボランティア等の協力を得て、広報車や防災行政無線等を活用した外国語による避難誘導等を実施する。

イ 情報提供及び相談窓口の開設

【総務班（総務課）】

① 情報提供

総務班（総務課）は、テレビ・ラジオ、インターネット等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報紙等の発行による、生活情報の提供を随時行う。

② 相談窓口の開設

総務班（総務課）は、庁舎内等に災害に関する外国人のための相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、相談に応じる。

第11節 物資供給・輸送対策

第1 基本方針

災害発生時に、市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するとともに、市民の生活を確保するため、飲料水、食糧、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達、供給の体制を整備する。

また、応急対策活動を効率的に行うため、活動人員や救援物資等の輸送手段を的確に確保する。

さらに物資調達や輸送体制を強化するため、物資の調達や輸送の発注方法の標準化や物資拠点における電源・通信設備の整備を進める。

第2 現 況

○ 物資備蓄の状況

市は、飲料水、食糧、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄を行っている。

○ 災害時応援協定

市は、飲料水、食糧、生活必需品及び防災用資機材等の供給に関する災害時応援協定を締結している。

○ 物資拠点

物資拠点は、救援物資の備蓄や集配機能がある防災活動拠点等とする（民間倉庫等も考慮する）。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

- | |
|---|
| 1 飲料水・食糧・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備 |
| 2 緊急輸送体制の整備 |

1 飲料水・食糧・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備

(1) 取組方針

市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するため、また、災害発生直後の市民の生活を確保するため、飲料水、食糧、生活必需品、防災用資機材等の備蓄や調達及び医薬品等の調達等の供給体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 飲料水の供給体制の整備 【水道課（上水道班）】

① 応急給水の対象

応急給水の対象者は、災害によって断水した世帯、避難者及び緊急を要する病院等の医療機関とする。

② 目標水量

本計画における主な想定地震は関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）だが、断水人口は立川断層帯地震（破壊開始点：北）が4,928人と最も多くなっている（「第1編 総則編—第4章—第3節—第7—6 上水道（39ページ）」参照）。

目標数量は、これに避難者数を加えた約5,145人分と想定する。

1人1日当たりの最低必要量は、以下のとおりである。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	主な給水方法
災害発生から3日	3ℓ／人・日	生命維持に必要な水量	耐震貯水槽、タンク車、県水、送水管路付近の応急給水栓
災害発生から10日	20ℓ／人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から21日	100ℓ／人・日	不便ではあるが生活可能な水量	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から28日	250ℓ／人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、共用栓

③ 給水体制の整備

被災程度が比較的小さく、被災区域が局地的な場合は、浄水場や配水場から給水車等により給水する。なお、被害が甚大又は想定を超えるような場合は給水車だけによる給水活動は困難になることから、避難所若しくは近隣に消火栓を整備すると

ともに、消火栓からの応急給水が可能な給水栓が使用できるような体制を整備する。

また、特に配慮の必要がある乳幼児への対応のため、ペットボトルの飲料水を備蓄する。

なお、市では飲料メーカーとの間に、緊急時の飲料水提供の協定を締結している。

イ 食糧の供給体制の整備

【危機管理課（統括班）、市民課・産業振興課（物資調達班）、水道課（上水道班）】

① 食糧給与対象者

災害時の食糧給与の対象者は、避難住民、帰宅困難者及び災害救助従事者とする。

② 目標数量

地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）」によるピーク時避難人口の217人について、市は3日分以上を確保する。また、県でも1.5日分を確保している。

なお、市民の備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

③ 要配慮者への配慮

幼児、高齢者、障がい者等の要配慮者の健康状況には、特別の配慮が必要であるため、市及び県は、口へ入れやすさや日常生活に近い食事についても考慮し、食糧の供給体制を整備する。

また、食物アレルギーを持つ者に対しては、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、市がアレルギー食品注意カードを避難所等で配布できるように支援する。

④ 備蓄場所

市は、避難場所に指定されている施設に防災備蓄倉庫（資料編参照）を整備する。

⑤ 業者との契約・協定

市は、生産者、農作物直売所、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結する。

また、市集積地までの輸送に関しても業者と協定を締結しておく。

⑥ 非常持出品の確保指導

災害時の生活関連物資については、「各人が必要な当座の物資については、自分達で確保しておくことが必要である」ことを指導、啓発する。最低限の水（1人当たり1日3ℓ）と食糧、衣類等は、避難に際して非常持ち出し品として持参するように広報するとともに、防災訓練、自治会活動等の場を利用して市民に周知徹底する。

ウ 生活必需品の供給体制の整備

【危機管理課（統括班）、市民課・産業振興課（物資調達班）、水道課（上水道班）】

生活必需品の備蓄は原則として市が行う。

① 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱に

より、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

② 目標数量

地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）」によるピーク時避難人口の217人について、市と県でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上を確保する。

なお、市民の備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

③ 生活必需品の備蓄計画の策定

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

④ 生活必需品の調達

市は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努める（資料編参照）。

また、市集積地までの輸送に関しても業者と協定を締結しておく（資料編参照）。

エ 防災用資機材の備蓄

【危機管理課（統括班）】

防災用資機材は、即ち使用できるよう分散配置されていることが望ましい。このため、市は、既存の備蓄場所に加え自主防災組織や区、自治会単位で備蓄場所を整備する。

オ 迅速な物資供給

【危機管理課（統括班）】

県は、市が甚大な被害を受けており、必要があると判断した場合は、要請を待たずに、食糧や生活必需品等の供給を行う。

そのため、市及び県は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整しておく。

カ 生活用水の供給体制の確立

【危機管理課（統括班）】

市は、災害時に生活用水として市民に提供するために、市内において井戸を保有する企業などと協定を締結し、生活用水の供給体制を整備する。

2 緊急輸送体制の整備

（１）取組方針

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、輸送手段の的確な確保など人員や物資を円滑に輸送するための体制を整備する。

（２）具体的な取組内容

ア 集積拠点の確保

【危機管理課（統括班）、管財課（輸送班）、市民課・産業振興課（物資調達班）、水道課（上水道班）】

災害発生時の集積拠点は、災害の状況等を考慮し、市役所駐車場等のスペースを確

保できる場所とする。

イ 輸送手段の確保 【管財課（輸送班）】

市は、物資・人員の輸送のための車両等の調達先及び予定数を確認しておく。

ウ 緊急輸送車両 【管財課（輸送班）】

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策のため、緊急輸送車両として確認する車両は、次のいずれかに該当する事項の業務に従事する車両とする。

- ① 地震予知情報の伝達及び避難~~の勧告又は~~指示に関する事項
- ② 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ③ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項
- ④ 施設及び設備の整備及び、点検に関する事項
- ⑤ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- ⑥ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑦ 災害が発生した場合における食糧、医療品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

エ 緊急通行車両等の事前届出 【管財課（輸送班）】

災害応急対策又は地震防災応急対策が円滑に行われるよう、確認手続きの省力化・効率化を図るため、「緊急通行車両事前届出書」（資料編参照）により事前に緊急通行車両等に該当するか審査を申請することができる。審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」（資料編参照）が交付されることとなっている。

このため、管財課（輸送班）は、市有車両のうち災害応急対策に従事する車両をあらかじめ届け出る。また、管財課（輸送班）は、災害時に公共的団体の車両についても緊急通行車両等として円滑に活用できるよう、公共的団体に対して当該事前届出制度の説明会等を通じて協力を求める。

<応急対策>

1 飲料水・食糧・生活必需品・防災用資機材等の供給

2 緊急輸送

1 飲料水・食糧・生活必需品・防災用資機材等の供給

(1) 取組方針

震災時に市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である飲料水、食糧及び生活必需品等の確保及び迅速な供給を実施する。

また、迅速かつ円滑な供給を行うために、備蓄及び調達並びに供給体制の整備を推進する。

(2) 具体的な取組内容

ア 飲料水の供給

【上水道班（水道課）、広報班（市政情報課）】

① 給水の実施

a 給水の方針

本市の水道は、地下水から取水した自己水源がある。上水道班（水道課）は、災害により断水が発生した場合においては、浄水場及び配水場から取水し、給水車による飲料水の供給を実施する。

また、必要量が確保できない場合は、協定に基づく飲料メーカー（資料編参照）、日本水道協会埼玉県支部、環境保全協同組合、隣接市及び県に対し、速やかに供給を要請する。

なお、生活用水の供給は、被災者にとって重要なことであるので、飲料水同様に給水車などによる給水を実施するが、供給については、飲料水の供給を優先する。

b 給水の方法

- ・上水道班（水道課）は、浄水場及び配水場から取水し、避難所に設置された給水所へ、給水車により飲料水を供給する。

上水道班（水道課）及び広報班（市政情報課）は、給水所の設置について、防災行政無線（固定系）や広報車等により、市民への周知を図る。

- ・上水道班（水道課）は、目標量の飲料水が確保できない場合は、協定に基づく環境保全協同組合、飲料メーカー、隣接市及び県に対し、速やかに供給を要請する。

c 応急給水資機材の調達

上水道班（水道課）は、応急給水資機材に不足が生じた場合においては、他に所有する機関に要請し、資機材を確保する。

d 河川やプールの水の利用

備蓄されている「ろ過機」を用いて、河川及びプール等の水を浄水し、飲料水を除く生活用水として利用する。

② 給水施設の応急復旧

a 被害箇所の調査と復旧

上水道班（水道課）は、災害発生後直ちに給水施設の被害状況を調査し、破損があった場合には、直ちに復旧を実施する。

b 資材の調達

上水道班（水道課）は必要に応じて、復旧資材の調達について、知事及び日本水道協会埼玉県支部に供給のあっせん等を要請する。

c 技術者のあっせん

上水道班（水道課）は必要に応じて、復旧工事の実施について技術者が必要となった場合には、知事及び日本水道協会埼玉県支部に派遣のあっせん等を要請する。

イ 物資拠点の開設、運営及び要員の確保

【統括班（危機管理課）、輸送班（管財課）、物資調達班（市民課・産業振興課）、上水道班（水道課）】

① 物資拠点の開設、運営

市は、別に定める作成した要領やマニュアル等に基づき、物資の搬出や搬入を行う物資拠点を開設し・運営し、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

ウ 物資（食糧、生活必需品及び防災用資機材等）の調達、供給

【避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）、給食班（学校給食センター）、物資調達班（市民課・産業振興課）、輸送班（管財課）】

① 食糧供給の方針

a 避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）は、被災直後から炊出し給食が実施できるまでの間は、備蓄している食糧を被災者等に配給する。

b 給食班（学校給食センター）は、避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）と協力し、炊出し給食を実施する。

c 食糧は、市の備蓄品からの給食及び協定に基づく調達（資料編参照）に加え、市内又は近隣の販売業者及び製造業者等から調達するが、不足が生じる場合にあっては、県に食糧の供給を要請する。

d 高齢者や障がい者等、要配慮者の健康状況については特別の配慮が必要であるので、口への入れやすさや日常生活に近い食事の供給を実施する。

e 乳幼児については、粉ミルク及び離乳食を給食する。

f アレルゲン対策がとられている食料を備蓄するなど、食物アレルギーのある被災者等に配慮する。

② 米穀の供給要請

a 物資調達班（市民課・産業振興課）は、食糧供給等に関する協定（資料編参照）

などに基づき、米穀を確保するが、なお不足が生じる場合にあっては、県の川越農林振興センターに対して、米穀の調達を要請する。

- b 物資調達班（市民課・産業振興課）は、交通、通信の途絶等で被災地が孤立し、救助法が発動され、応急食糧が必要と認められる場合にあっては、予め知事から指示される範囲内で農林水産省政策統括官又は、関東農政局に対し、「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」（平成29年4月13日付政策統括官付貿易業務課長通知）に基づき、応急用米穀の緊急引渡しを要請する。

③ その他食糧品の調達

物資調達班（市民課・産業振興課）は、食糧供給等に関する協定（資料編参照）などに基づき食糧品を確保するが、なお不足が生じる場合にあっては、県の川越農林振興センターに対して食糧品の調達を要請する。

④ 炊出しの実施

a 炊出し等の実施場所

給食班（学校給食センター）は、市給食センターにおいて炊出しを実施し、平常時の配送手段を用いて指定避難場所に置かれた各避難所に食糧を配送するが、給食センターにおいて調理の実施が困難な場合や、道路の寸断などにより配送が困難と認められる時には、赤十字奉仕団及び自主防災組織等の協力を得ながら、各避難所において炊出しによる給食を実施する。

b 県への協力要請

給食班（学校給食センター）は、当市が大きな被害を受け、炊出しが実施できない状況となった場合においては、県~~危機管理防災部消防防災課~~に対して、炊出し等の実施を要請する。

c 炊出しの実施状況報告

給食班（学校給食センター）は、炊出し、食品の配分及びその他食品の給与を実施した時（県の協力を得て実施した場合も含む）は、県~~危機管理防災部消防防災課~~に対して、実施状況を速やかに報告する。

⑤ 生活必需品等の供給

a 対象者

住家が被災し、日常生活に欠くことのできない「被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品」をそう失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手できない被災者とする。

b 生活必需品の調達

・生活必需品の調達

毛布については、市の備蓄品から供給するが、その他の品目については、避難班（~~福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課~~・子育て応援課・長寿いきがい課・~~健康支援課保険年金課~~）が避難者の要望等を調査及び把握し、物資調達班（市民課・産業振興課）が協定（資料編参照）に基づく調達及び市内等の販売業者又は製造業者等から調達する。

また、不足が生じる場合にあっては、県に生活必需品の供給を要請する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、

時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

なお、災害発生直後に調達すべき生活必需品は以下の品目を目安とする。

- ・寝具
- ・衣類
- ・生理用品、紙おむつ、歯ブラシ、タオル、絆創膏、包帯等
- ・食器
- ・使い捨てカイロ、うちわ等
- ・ラジオ、懐中電灯等
- ・要配慮者向け用品

c 生活必需品給与の方法

・生活必需品の集積

生活必需品の集積・配分業務を円滑に行うため、原則として市役所駐車場を集積地とする。また、物資調達班（市民課・産業振興課）は、調達した生活必需品を仕分けし、輸送班（管財課）と協力して各避難所等に輸送する。

- ・避難班（~~福祉政策課~~生活福祉課・~~社会福祉課~~障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・~~健康支援課~~保険年金課）は、輸送された生活必需品について、自主防災組織等の協力を得て、混乱が起きないように被災者等に供給する。

エ ~~医療救護資機材、医薬品等~~の調達、供給

【医療班（保健相談センター）】

「第7節－<応急対策>－1－ウ－⑤ ~~医療救護資機材、医薬品等~~の調達、供給（140ページ）」を参照する。

オ 生活用水の供給

【下水道班（下水道課）】

震災に伴い、水道管の復旧に相当の期間がかかる場合は、市内に井戸を保有する企業などの協力を得て、生活用水を供給する。

2 緊急輸送

（1）取組方針

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段等を的確に確保し、活動人員や救援物資等の円滑な輸送を実施する。

緊急輸送は、原則として次の順位により行う。

- ア 市民の安全を確保するために必要な輸送
- イ 被害の拡大を防止するため必要な輸送
- ウ 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

(2) 具体的な取組内容

ア 陸上輸送

【輸送班（管財課）、一般社団法人埼玉県バス協会 西部地区部会、
一般社団法人埼玉県トラック協会 いるまの支部】

① 輸送手段の確保

- a 輸送班（管財課）は、被害状況及び輸送する物資の種類等から適切な輸送手段を判断し、緊急輸送に車両が必要な場合においては、「災害時における人員、物資等の輸送に関する協定書」（資料編参照）を締結している一般社団法人埼玉県トラック協会 いるまの支部、「災害時におけるバス等による緊急輸送活動に関する協定書」（資料編参照）を締結している一般社団法人埼玉県バス協会 西部地区部会に対し、緊急輸送を要請する。
- b 輸送班（管財課）は、市所有車両、一般社団法人埼玉県トラック協会 いるまの支部及び一般社団法人埼玉県バス協会 西部地区部会の車両のみでは、緊急輸送を効果的に行うのが困難な場合は、県に対して車両の調達及び人員・物資の輸送を要請する。
- c 緊急輸送に関する燃料は、市内の給油所で調達することが可能である場合には、必要に応じ、車両の使用者が個々に給油するが、困難な場合においては、輸送班（管財課）が市外の給油所から手配する。
- d 輸送班（管財課）は、緊急通行車両確認申請書（資料編参照）を警察に提出し、緊急通行車両の確認手続き等を受ける。

② 緊急通行車両等の確認 【輸送班（管財課）、埼玉県公安委員会】

埼玉県公安委員会は、災害発生後の応急対策において、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両等の確認手続き等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を実施することとなっている。（~~災対法~~災害対策基本法~~災対法~~施行令第33条）

a 緊急通行車両等の要件

災害応急対策のため、緊急通行車両として確認する車両は、次のいずれかに該当する業務に従事する車両とする。

- ・警報の発令及び伝達並びに避難~~の勧告又は~~指示に関するもの。
- ・消防、水防その他の応急措置に関するもの。
- ・被災者の救援、救助その他の保護に関するもの。
- ・災害を受けた児童~~及び~~生徒の応急の教育に関するもの。
- ・施設及び設備の応急の復旧に関するもの。
- ・清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの。
- ・犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの。
- ・前各号に掲げるもののほか災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの。

b 確認手続等

埼玉県公安委員会が、災対法第76条に基づき区域又は道路の区間を指定して、

緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく緊急通行車両等の確認手続きは警察において実施することとなっている。

輸送班（管財課）は、「緊急通行車両等確認申請書」（資料編参照）による申請等必要な手続きを行い、緊急通行車両の円滑な運用を図る。

c 緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両等確認証明書の交付

当該車両が緊急通行車両等であると確認されたときは、**埼玉県**公安委員会から申請者に対し、~~災害対策基本法~~**災対法**施行規則等で定めた「標章」及び「緊急通行車両等確認証明書」が交付されることとなっている。

d 標章等の取扱い

交付された標章は、使用車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の運転者の視界を妨げず、前面から見やすい箇所に貼付するとともに、証明書は常に当該車両に備えつけ、警察官等から提示を求められたときは、提示する。

e 標章等の返還

次のいずれかに該当するときは、速やかに当該標章等の返還をする。

- ・ 緊急通行車両等としての緊急業務が終了したとき。
- ・ 緊急通行車両等確認証明書の記載事項に変更が生じたとき。
- ・ 緊急通行車両等が廃車となったとき。
- ・ その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。

イ 航空輸送等

【統括班（危機管理課）、~~応急復旧班~~**（市街地整備課）**~~建築班~~~~（都市計画課）~~、文教班（学校教育課）、物資調達班（産業振興課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）】

① 出場要請

緊急を要する場合においては、統括班（危機管理課）は、県知事に対し、県防災ヘリコプターの出場を要請する。また、県知事に対し、自衛隊ヘリコプターの出場を要請する。

② 臨時発着場の開設

- a ~~応急復旧班~~**（市街地整備課）**~~建築班~~~~（都市計画課）~~は、災害対策本部又は埼玉県の指示を受け、ヘリコプター臨時離発着場を開設する。
- b 開設の場所は、次の指定地とする。

【飛行場外離着陸場（航空法第79条関係）】

名 称	所 在
日高総合公園	日高市大字高萩 1 5 0 0 番地
高麗中学校	日高市大字梅原 3 5 0 番地
埼玉医科大学国際医療センター「屋上ヘリポート」	日高市山根1397-1

【災害時緊急離発着場】

名 称	所 在
巾着田運動場	日高市大字高麗本郷25番地
北平沢運動場	日高市大字北平沢1008番地

③ 開設の方法

- a 離着陸地点は、軟弱でない地盤を選定する。
- b 上空から確認しやすいよう、石灰等で「H」（直径約7m）の標示をする。
- c 吹流し又は発炎筒を離着陸地点から、30～50m離れた位置に設置する。
- d 飛散又は転倒するおそれのある障害物を撤去又は移動する。
- e 校庭や公園など、砂塵や小石などが飛び散る可能性がある場合は、事前に散水作業を行う。
- f 安全確保のため、職員を配し、関係者以外立入禁止等の措置をとる。
- g 周辺住民に対し、ヘリコプターの飛来により騒音が発生する旨を、広報車等により広報する。

【ヘリコプター離着陸（発着）場基準及び表示要領
離着陸（発着）のための必要最小限の地積】

区 分		条 件	標 準	応 用
LR-1	滑走路		800 m 30 m	600 m 20 m
	進入区域		78 m 600 m 450 m 30 : 1	60 m 450 m 300 m 20 : 1
OH-6			着陸点 5×5 m 30×30 m 着陸帯 450 m 10°	5×5 m 20×20 m 進入角 450 m 15°
Hu-1 AH-1			6×6 m 36×36 m 450 m 8°	6×6 m 30×30 m 450 m 14°
V-107			15×15 m 45×45 m 450 m 6°	15×15 m 45×45 m 450 m 8°
CH-47			20×20 m 100×100 m 450 m 6°	20×20 m 70×70 m 450 m 8°

備考

- 1 上記の場合は、基準であり附近の状況により着陸可能・不可能の場合もある。
またビル等の屋上より吊り取りは附近に障害物がなくなれば可能。
- 2 表示・吹流しは応急処置でパイロットに知らせるあらゆる手段を利用すること。
(単位：m)

ウ 集積地及び要員の確保

【物資調達班（市民課・産業振興課）、輸送班（管財課）】

救援物資の集積、配分業務を円滑に行うため、原則として日高市役所駐車場を集積地とする。また、物資調達班（市民課・産業振興課）は物資の仕分けを実施し、輸送班（管財課）と協力して各避難所等に輸送する。

第12節 相互応援

第1 基本方針

市のみでは困難と判断した時は、市長が相互応援協定等に基づき他の市町村等に対し応援を要請するとともに、状況によっては県を通じ自衛隊災害派遣を要請する。

第2 現 況

市では以下のとおり、他市町村と災害時における相互応援協定を締結している（資料編参照）。

【協 定】

締結日	協定名	締結先
H10.6.1	災害時における相互応援協定書	川越都市圏域まちづくり協議会（川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町及び越生町）
H10.12.25	全国日高災害時相互応援に関する協定	北海道日高町、兵庫県豊岡市（当時日高町）、和歌山県日高町及び高知県日高村
H16.2.23	大規模災害における相互応援協定書	飯能市
H16.5.1	平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定	千葉県袖ヶ浦市、鶴ヶ島市、大阪府阪南市、奈良県香芝市、東京都羽村市
H19.5.1	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県及び県内市町村
H27.11.8	災害時相互応援に関する協定	神奈川県大磯町
H29.3.7	大規模災害時における相互応援に関する協定書	所沢市・飯能市・狭山市・入間市

第3 具体的取組

＜予防・事前対策＞

1 相互応援の体制整備等

1 相互応援の体制整備等

(1) 取組方針

市町村における相互応援及び県や国からの応援受入れに関する体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 専門的技術職員による相互応援体制の整備

【危機管理課（統括班）】

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるために、県及び市が連携し、体制を確立する。

① 応援活動の種類と機関

- a 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
- b ~~医療応援保健医療の広域応援~~に関連する業務（例：医療班等）
- c 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定、心のケア等）
- d 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入れ、職員の派遣〈事務の補助〉）

② 受入体制の整備

- a 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制を整備する。
- b 他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況などの情報を共有する。
- c 他の地方公共団体と連携した防災訓練を実施する。

イ ~~国~~の応援受入体制の整備

【危機管理課（統括班）】

県及び市は、~~国の応援受入れに際して、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。~~大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ

円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。

① ~~国~~が行う活動

- ~~a 自衛隊の災害派遣~~
- ~~b 警察災害派遣隊の派遣~~
- ~~c 消防の緊急消防援助隊~~
- ~~d 医療の広域医療応援~~
- ~~e 国土交通省の緊急災害対策援助隊（TEC-FORCE）~~
- ~~f その他災害応急対策（政府との防災訓練で検証がなされている業務等）~~

【想定される応援（例示）】

- a 自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- b 国によるプッシュ型の物的支援
- c 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- d 総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- e その他国が関与して全国的行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理 等
- f 防災関係機関等における応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班 等
- g 公共的団体による応援
- h ボランティア

②① 県、市が行う対策

- ~~a 「首都直下地震応急対策活動要領」及び「首都直下地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」（以下、「国の応援計画」という。）に基づく国の救助活動に関し、迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、国の応援計画に対応する「埼玉県広域受援計画」を策定する。~~
- a 県は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、「埼玉県広域受援計画」を策定している。市も広域受援計画の策定に努めるものとする。
- b 応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。
- c 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。
- d 消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
- e 防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。
- ~~f 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。~~
- ~~e 応援部隊が被災地で活動するための災害応急対策活動拠点の候補地165箇所が~~

~~選定されている。~~

~~d 国等と連携した防災訓練の実施~~

~~③ 市が行う対策~~

~~a 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。~~

~~b 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。~~

~~ウ 公共的団体からの応援受入体制の整備~~ 【危機管理課（統括班）】

~~市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。~~

~~① 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること~~

~~② 災害時における広報等に協力すること~~

~~③ 出火の防止及び初期消火に協力すること~~

~~④ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること~~

~~⑤ 被災者の救助業務に協力すること~~

~~⑥ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること~~

~~⑦ 被害状況の調査に協力すること~~

~~それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議し、災害時における協力の方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。~~

<応急対策>

1 応援要請
2 応援の受入れ
3 自衛隊災害派遣
4 ヘリコプター運航調整

1 応援要請

(1) 取組方針

市は、災害の規模及び初期活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、地方公共団体及び防災関係機関に職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

また、災害応急対策を実施するうえで、不足する労働力については、必要な要員を確保する。

(2) 具体的な取組内容

ア 他市町村への応援要請

【統括班（危機管理課）】

① ~~災害対策基本法~~ 第67条の規定に基づく応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、~~災害対策基本法~~ 第67条の規定に基づき、他市町村に対して応援を求めることができる。応援要請は、統括班（危機管理課）が行う。

なお、応援要請する場合の判断は概ね次のような事態に際して行う。

- a 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を十分に行えないと判断されるとき。
- b 他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- c 夜間等で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

② 相互応援協定に基づく応援要請

市は、大規模な災害の発生に備え、他市町村と相互応援に関する協定を締結している。災害が発生した際には、協定書で定められた手続き等により、統括班（危機管理課）が応援を要請する。

イ 県への応援要請

【統括班（危機管理課）】

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、~~災害対策基本法~~ 第68条の規定に基づき、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

この要請は、統括班（危機管理課）が行う。

要請は文書をもって行うが、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

事 項
① 災害の状況
② 応援（応急処置の実施）を要請する理由
③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
⑤ 応援を必要とする活動内容
⑥ その他必要な事項

ウ 指定地方行政機関等に対する応援要請

【統括班（危機管理課）】

市長は、応急措置を実施する必要があると認めるときは、~~災害対策基本法~~災害対策第29条の規定に基づき、特定地方行政機関等に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって職員の派遣を要請する。

また、~~災害対策基本法~~災害対策第30条の規定に基づき、知事に対し特定地方行政機関の職員派遣について、あつせんを求める。

これらの要請は、統括班（危機管理課）が行う。要請は、文書をもって行うが緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

事 項
① 派遣又は派遣のあつせんを求める理由
② 派遣又は派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
③ 派遣を必要とする期間
④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
⑤ その他の参考となるべき事項

エ 消防における応援要請

【~~消防局~~消防組合】

~~消防局~~消防組合では、埼玉県下消防相互応援協定などを締結している。~~消防局~~消防組合は、応援の必要があると認める場合は、速やかに応援を要請する。

※消防における応援要請については、「第5節 消防－＜応急対策＞－1 消防活動（114ページ）」を参照。

2 応援の受入れ

（1）取組方針

~~大規模、緊急性又は専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対し、県や国からの応援及びあつせんを円滑に受け入れる。~~

~~公共的団体からの、所掌事務に関連する組織的応援を、他機関との連携により円滑に受け入れる。~~

~~また、大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。ボランティア関係機関等との連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる。~~

外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。

国や地方公共団体等の防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

（２）具体的な取組内容

ア 応援受入れ体制の整備

【統括班（危機管理課）】

- ① 情報ルートが多様化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- ② 応援部隊が、被災地において活動するための活動拠点を選定する。

イ 応援受入れのために対応する事項

【総務班（総務課）】

- ① 受入れ窓口は、総務班（総務課）とする。
- ② 応援の範囲及び区域を決定する。
- ③ 担当業務を決定する。
- ④ 応援内容を決定する。

3 自衛隊災害派遣

（１）取組方針

市長は、災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに知事に対して自衛隊に災害派遣要請を行うよう要求する。なお、手続きについては以下のとおりとする。

（２）具体的な取組内容

ア 派遣要請の範囲

【統括班（危機管理課）】

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の３つの要件を勘案して行う。

- ① 緊急性の原則
差し迫った必要性があること。
- ② 公共性の原則
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- ③ 非代替性の原則
自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- ① 被害状況の把握
- ② 避難者の誘導、輸送
- ③ 避難者の捜索、救助
- ④ 水防活動
- ⑤ 消防活動
- ⑥ 道路又は水路等交通上の障害物の除去

- ⑦ 診察、防疫、病虫害防除等の支援
- ⑧ 通信支援
- ⑨ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑩ 炊事及び給水支援
- ⑪ 救援物資の無償貸付又は贈与
- ⑫ 交通規制の支援
- ⑬ 危険物の保安及び除去
- ⑭ 予防派遣
- ⑮ その他

イ 災害派遣の要請

【統括班（危機管理課）】

① 派遣要請の方法

自衛隊災害派遣要請の知事への依頼は、統括班（危機管理課）が、下表に掲げる事項を明記した文書をもって行う。

なお、緊急を要するときは、口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに文書を送付する。

【知事に派遣要請を依頼する場合】

部署名	電話番号等	記載事項
(時間内) 県危機管理防災部 危機管理課	TEL 048-830-8131 FAX 048-830-8129 県防災行政無線（地上系） TEL 83-6-8131 FAX 83-6-8129 〃（衛星系） TEL 84-200-6-8131 FAX 83-200-6-8129	a 災害の状況及び派遣を要請する理由 b 派遣を希望する期間 c 派遣を希望する区域及び活動内容 d その他参考となる事項
(時間外) 県危機管理防災センター システム管理室	上記（時間内）の末尾を次のように変更する TELの場合（-8111） FAXの場合（-8119）	

② 知事に依頼できない場合

市長は、緊急避難及び人命救助など、事態が急迫した場合もしくは通信等の途絶により、知事に派遣要請を依頼できない場合には、直接、最寄の部隊に通報し、事後速やかに所定の手続きを実施する。

【知事に派遣要請を依頼できない場合】

部隊名 (駐屯地)	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊	第3課長	部隊当直司令官	048-663-4241

第32普通科連隊 (さいたま市)			
航空自衛隊 中部航空方面隊 司令部 (入間 市)	運用第2班長	司令部当直幕僚	04-2953-6131

ウ 災害派遣部隊の受入体制の確保

【統括班（危機管理課）、応急復旧班（建設課・~~区画整理課市街地整備課~~）~~←統括班（危機管理課）~~】

① 緊密な連絡協力

市長は、県、警察、消防機関等と、派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のため補償問題など発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

② 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害復旧機関と競合重複することがないように、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

③ 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により作成するとともに、作業実施に必要なとする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

- a 作業箇所及び作業内容
- b 作業の優先順位
- c 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- d 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

④ 自衛隊との連絡窓口一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を統括班（危機管理課）に設置する。

⑤ 派遣部隊の受入れ

自衛隊派遣が決定したときは、速やかに派遣部隊に対して次の施設等を準備する。

- a 本部事務室
- b 宿舎
- c 材料置き場（野外の適当な広さ）
- d 駐車場（車一台の基準：3m×8m）
- e ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）

エ 派遣部隊の撤収要請

【統括班（危機管理課）】

市長は、派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対し、自衛隊の撤収を依頼する。ただし、文書による依頼に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

オ 経費の負担区分 【情報班（政策秘書課）】

派遣部隊の活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。ただし、その活動が、他市町村にわたって行われた場合は、当該市町村の長と協議し、負担割合を定める。

- ① 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等

④ 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償

⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する。

4 ヘリコプターの出動要請

（１）取組方針

市長は、県航空防災センターに出動要請を行う。

（２）具体的な取組内容

ア 県防災ヘリコプターの出動要請 【統括班（危機管理課）】

災害に際し、防災ヘリコプターの活動を必要とする場合は、統括班（危機管理課）は、県航空防災センターに防災ヘリコプターの出動要請を行う（資料編参照）。

防災航空隊出動要請	防災航空隊緊急電話番号	０４９－２９７－７９０５
	一般加入電話	０４９－２９７－７８１０、７８１１
	FAX	０４９－２９７－７９０６

第13節 遺体の埋・火葬対策

第1 基本方針

遺体の埋・火葬を円滑に実施するための体制を整備する。

第2 現 況

○ 斎場

広域飯能斎場

日高市、飯能市、狭山市で構成する広域飯能斎場組合で運営している。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 遺体収容所（安置所）の選定
2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

1 遺体収容所（安置所）の選定 【環境課（衛生班）】

（1）取組方針

市は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所（安置所）として指定するよう努める。

2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保 【危機管理課（総括班）、環境課（衛生班）】

（1）取組方針

市及び広域飯能斎場は、震災時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材及び霊柩車が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、予め関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

<応急対策>

1 遺体の取扱い

1 遺体の取扱い

(1) 取組方針

災害により死亡又は死亡していると推定される者について、迅速かつ適切に搜索、収容、検視（見分）及び検案を行う。

(2) 具体的な取組内容

ア 行方不明者の搜索

【衛生班（環境課）、~~消防局~~消防組合、消防団、警察】

市は、遺体及び行方不明の状態にあり、周囲の事情等により、死亡していると推定される者の搜索依頼を受けた場合、県、~~消防局~~消防組合、消防団、警察、自衛隊等と協力して遺体及び行方不明者の搜索を行う。

① 行方不明者相談窓口の設置

衛生班（環境課）は、行方不明者に関する相談窓口を設置し、県及び防災関係機関等の協力を得て、行方不明者に関する問い合わせに対応する。

② 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は関係機関と連携し、迅速に対応する。

a 搜索の方法

衛生班（環境課）は、搜索を実施するが、被害の規模等により対応が困難な場合は、県、警察、~~消防局~~消防組合、消防団及び自衛隊等の関係機関と連携し、情報の収集と作業の円滑化を図り、遺体の発見に努める。

b 関係市町村への要請

隣接市町村の応援を要する場合、又は遺体が流出等により他市町村に漂着していると予想されるときは、衛生班（環境課）はその市町村に対し搜索の依頼を要請する。要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- ・ 遺体数、氏名、性別、容貌（ようぼう）、特徴、着衣等
- ・ 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- ・ 応援を要請する人員、器具等の種別

イ 遺体の取扱い
会】

【衛生班（環境課）、警察、飯能地区歯科医師会、飯能地区医師

遺体の処置は市が行う。

① 遺体収容所（安置所）の開設	市は、二次災害のおそれのない適当な建物（公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。 なお、候補となる建物が被災することを考慮し、候補となる建物は複数を指定しておく。 前記収容所（安置所）に遺体収容のための建家がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。
② 遺体の輸送	市は県に報告の上、遺体を、警察機関、消防機関等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
③ 死体調査等	警察官は、検視又は死体調査を行う。 歯科医師は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。
④ 検案	医師は検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。
⑤ 遺体の収容	市は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
⑥ 一時保管	市は、検視、死体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

<復旧対策>

1 遺体の埋・火葬

1 遺体の埋・火葬

(1) 取組方針

衛生班（環境課）は、検視（見分）終了後、身元が判明しない遺体又は引取り手のない遺体の埋・火葬を、次のとおり実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 埋・火葬の実施 【衛生班（環境課）、協力班（議会事務局・会計課）】

- ① 火葬は、「広域飯能斎場」において実施する。（ただし、やむを得ない場合は他の斎場において実施する。）
- ② 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。
- ③ 遺体の埋葬
 - a 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付することができない場合は、寺院等に協力を要請する。
 - b 仮埋葬した遺体は、早期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋蔵又は収蔵する。

イ 埋・火葬の調整及びあっせん 【衛生班（環境課）】

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚（しんせき）縁者が行うが、火葬場（広域飯能斎場）の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋・火葬が行うことができないと認める場合、衛生班（環境課）は「災害時における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給に関する協定書」（資料編参照）の締結先事業者に協力を求め、火葬場等の調整及びあっせんを行う。

第14節 市民生活の早期再建

第1 基本方針

震災後の市民の生活再建を迅速に実施するため、各種の取組等を行い、生活環境の早期復旧を図る。

第2 具体的取組

<予防・事前対策>

1 応急住宅対策
2 リ災証明書の交付体制の整備
3 被災者台帳の整備
4 動物愛護
5 文教対策
6 がれき処理等廃棄物対策
7 被災中小企業支援

1 応急住宅対策

(1) 取組方針

災害時の被災建築物の応急危険度判定等の体制の整備のほか、住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給のための体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 応急措置等の指導、相談

【都市計画課（建築班）】

市は、被災建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

イ 応急仮設住宅の事前計画

【都市計画課（建築班）】

① 用地選定

市は、県の応急仮設住宅適地の基準に準じ、公有地及び建設可能な私有地の中から、適地調査を行い用地を選定する。

私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

② 設置及び供給計画

市及び県は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。

a 応急仮設住宅の着工時期

b 応急仮設住宅の入居基準

- c 応急仮設住宅の管理
- d 要配慮者に対する配慮

2 リ災証明書の交付体制の整備

(1) 取組方針

り災証明書は、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急処置、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たすものとなる。市は、り災証明書を遅滞なく交付するため、住家被害の調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体等との連携確保等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に努める。

市は住民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図るものとする。

(2) 具体的な取組内容

ア 住家被害認定調査体制

【危機管理課（総括班）、税務課・収税課（調査班）、政策秘書課（情報班）】

住家被害認定調査は、税務課・収税課（調査班）が実施する。人員が不足する場合は、緊急救助隊の職員を中心に調査班を追加編成する。また、必要に応じ相互応援協定を締結している市への応援職員の派遣要請を行う。

イ 調査及びり災証明書交付体制の整備

【危機管理課（総括班）、税務課・収税課（調査班）、政策秘書課（情報班）】

住家被害認定調査が円滑に実施できるよう、次の項目についてあらかじめ整備しておく。

- ・被害認定調査を実施するための体制
- ・り災証明書発行までの体制
- ・職員研修の実施
- ・り災証明書発行マニュアルの作成

ウ 被災者支援業務の標準化

【危機管理課（総括班）、政策秘書課（情報班）】

市は、大規模災害時に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定やり災証明等の共通化を検討する。

3 被災者台帳の整備

(1) 取組方針

市は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する基礎となる被災者台帳を作成するため、あらかじめ体制等について整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 被災者台帳の整備体制

【危機管理課（総括班）、市政情報課（広報班）】

市は、被災者台帳を作成するために、必要なシステムを整備し、その運用体制の充実に努める。

なお、被災者台帳の記載事項については、次の項目とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 氏名② 生年月日③ 性別④ 住所又は居所⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況⑥ 援護の実施の状況⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由⑧ その他（内閣府令で定める事項） |
|---|

4 動物愛護

（１）取組方針

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取り組みが重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

（２）具体的な取組内容

ア 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

【環境課（衛生班）、埼玉県獣医師会、関係団体】

① 所有者明示に関する普及啓発

市、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨する。

② 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなることが予想され、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、市、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

5 文教対策

（１）取組方針

震災時において、教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

(2) 具体的な取組内容

ア 学校の災害対策 【教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】

- ① 市は、所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。
- ② 教材用品の調達及び配給の方法については市教育委員会及び学校において、あらかじめ計画をたてておく。
- ③ 私立学校等に対しては、市立学校の例に準じて計画を作成するよう指導及び支援していく。
- ④ 校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。
 - a 市の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討し、その周知を図る。
 - b 児童生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。
 - c 市教育委員会、警察、~~消防局~~消防組合（消防団）及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
 - d 勤務時間外における所属職員への連絡及び非常招集の方法を定め、職員に周知する。
 - e 学校においては、災害発生に対処する訓練を行う。

6 がれき処理等廃棄物対策

(1) 取組方針

衛生環境の保全のため、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備する。

また、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 災害廃棄物の仮置場候補地の選定 【環境課（衛生班）】

- ① 市は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。
- ② 仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。
- ③ 仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

イ 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保 【環境課（衛生班）】

- ① 仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。

- ② 仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。
- ③ 応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

ウ 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

【環境課（衛生班）】

- ① 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。
- ② 生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

エ 広域連携による廃棄物処理

【環境課（衛生班）】

- ① 市は、大規模災害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

7 被災中小企業支援

（１）取組方針

被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

（２）具体的な取組内容

ア 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

【産業振興課（物資調達班）】

- ① 市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

<応急対策>

1	災害救助法の適用
2	被災者台帳の作成運用・り災証明書の発行
3	災害廃棄物等処理対策
4	動物愛護
5	応急住宅対策
6	文教対策

1 災害救助法の適用

(1) 取組方針

救助法による救助は、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的に、飲料水、食糧、医療等の応急的、一時的救助を行うものである。

市内に救助法の適用基準を超える被害が生じた場合には、県に対して救助法の適用を要請する。要請は避難班（~~福祉政策課~~生活福祉課）が行う。

(2) 具体的な取組内容

ア 救助法の適用手続

【避難班（~~福祉政策課~~生活福祉課）、情報班（政策秘書課）】

① 救助法の適用申請

避難班（~~福祉政策課~~生活福祉課）は、市域における被害が、「イ ① 救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、県~~危機管理部~~消防防災課に対し、次に掲げる事項について、まずは、口頭又は電話等により要請し、後日速やかに文書を送付する。

- a 災害発生の日時及び場所
- b 災害の原因及び被害の状況
- c 適用を要請する理由
- d 必要な救助の種類
- e 適用を必要とする期間
- f すでに採った救助措置及び採ろうとする救助措置
- g その他必要な事項

② 報告等

a 市災害対策本部の各部長は、その所掌する救助法に関する事務の実施状況について、災害活動の初期からその完了までの期間にわたり、記録・整理し、避難班（~~福祉政策課~~生活福祉課）に報告する。

b 避難班（~~福祉政策課~~生活福祉課）は、各部長から報告された救助法に関する事務の実施状況について、県~~危機管理部~~消防防災課に報告する。

③ 救助法が適用された場合の費用等

救助法が適用された場合には、市が行った応急対策活動に要した経費については、「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準」（資料編参照）に基づき県に対して請求をすることができる。情報班（政策秘書課）は手続きに従い、県~~危機管理部~~消防防災課に対して、繰替支弁金の交付を申請する。

イ 救助法の適用

【避難班（福祉政策課生活福祉課）】

避難班（福祉政策課生活福祉課）は、以下の基準に基づき、救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は手続きを行う。

① 救助法の適用基準

- a 市の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。
（基準1号）

【救助法適用基準】

市の人口		住家が滅失した世帯の数
50,000人以上	100,000人未満	80

（埼玉県地域防災計画資料編3-3-1「市町村別災害救助法適用基準表」参照）

- b 被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の住家のうち滅失した世帯の数がaの1/2に達したとき。（基準2号）
- c 被害が広域な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、市の区域内の被害世帯数が多数であるとき。（基準3号）
- d 被害が隔離した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。（基準3号）
- e 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。（基準4号）

② 被災世帯の算定

住家滅失した世帯数の算定方法	住家が滅失した全世帯数 =（全壊、全焼もしくは流失した世帯数） +1/2（住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯数） +1/3（住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数）
住家の滅失等の認定基準	a 住家が滅失したもの 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。 b 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの 損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。 c 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住するこ

	とができない状態となったもの a 及び b に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に住居することができない状態となったもの。
住家及び世帯の単位	住家：現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。 世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。

ウ 応急救助の実施方法

【避難班（福祉政策課生活福祉課）】

救助法の適用とともに応急救助を開始する。具体的な実施方法は、本計画に定めるところによる。

知事は救助事務の内容、期間等を市長に通知し、通知を受けた市長は応急救助を実施する。救助の種類ごとの実施者区分は下表のとおりとする。

期間については、すべて救助法の適用日から起算する。ただし、~~厚生労働大臣~~~~内閣総理大臣~~の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。

【応急救助の種類と実施者】

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分べん医療及び助産した日から7日以内）	医療班派遣＝県及び日赤 埼玉 県支部（ただし委任されたときは市）
学用品の給与	教科書1か月以内 文房具15日以内	市
被災者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
生業資金の貸与	現在運用されていない	現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	（建設型応急住宅） 20日以内に着工 （賃貸型応急住宅） 速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内 着工20日以内	対象者、設置箇所の選定＝市 設置＝県（ただし、委任されたときは市）

被災した住宅の応急修理	3ヶ月以内（ 災害対策基本法 災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内）に完了 1か月以内	市
遺体死体 の搜索	10日以内	市
遺体死体 の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

（注）期間については、すべて救助法の適用日から起算する。
ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

2 被災者台帳の作成運用・り災証明書の発行

（1）取組方針

市は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、~~災害対策基本法~~災対法第90条の3に基づき、被災者台帳を作成し運用する。また、住家の被害認定の結果等を基にり災証明書を発行する。

（2）具体的な取組内容

ア 被災者台帳の作成 【情報班（政策秘書課）】

市は、発災後速やかに被災者台帳を作成する。

イ 台帳情報の利用及び提供 【情報班（政策秘書課）】

市は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用し、または本人の同意のもと提供をする。

ウ り災証明書の発行 【情報班（政策秘書課）】

市は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等を基にり災証明書を発行する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

エ 被災者支援業務の標準化 【情報班（政策秘書課）】

市は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定やり災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

3 災害廃棄物等処理対策

（1）取組方針

被災地におけるし尿、生活ごみ及びがれき等の収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 処理体制の確保 【衛生班（環境課）】

- ① 市は災害発生後直ちに、一般廃棄物（可燃ごみ）の処理を委託している太平洋セメント株式会社と共に処理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握と応急復旧を行う。
- ② 市は、災害廃棄物の処理が困難になった場合、県と協議し、被害の少ない市町村へ災害廃棄物の処理を要請する。
- ③ **ごみの搬入先の確保**
衛生班（環境課）は、処理施設での処理能力を超える大量のごみが発生した場合や、搬入経路に被害がある場合は、周辺の環境、交通の利便及び被災地の状況等に留意し、ごみの仮搬入先を確保する。
ごみの仮搬入先は、公園、小中学校等の公共施設用地の広場等を利用する。
- ④ **ごみ処理の方法**
ごみ処理施設が受入れ可能となった時点から、順次処理・処分する。仮置場（仮搬入先）に一時的に集積したごみの運搬は、業者委託により実施する。
- ⑤ **ごみ処理の要請**
処理能力を超える大量のごみが発生した場合及び処理施設が被害を受け稼働しない場合は、衛生班（環境課）は近隣市町村へ、ごみの処理を要請する。

イ がれき等解体ごみ及び片づけごみ等の処理 【衛生班（環境課）】

- ① **倒壊建築物等の処理・処分**
災害によって生じた、がれき、木くず、金属くず、可燃物、不燃物等の廃棄物（以下、「がれき等」という。）の処理については、次のとおり実施する。
 - a **民間所有建築物等**
原則として、所有者が解体及び処分等を実施するものとし、市は仮置場（仮搬入先）、処分等に関する情報の提供を実施する。
 - b **公共建築物**
施設の管理者が処理する。
- ② **実施体制の確保**
 - a **仮置場の確保**
衛生班（環境課）は、周辺の環境、交通の利便及び被災地の状況等に留意し、がれき等の仮置場（仮搬入先）を確保する。
 - b **分別収集体制の確保**
衛生班（環境課）は、がれき等が最小限の費用で効率的に処理処分されるよう、排出時における分別の徹底を図る。
 - c **がれき等の処理の要請**
衛生班（環境課）は、必要に応じて県及び他市町村等に協力を要請し、がれき等の処理を行う。
- ③ **処理体制の確保**

- a 応急復旧班（建設課・~~区画整理課市街地整備課~~）は、道路の通行上支障のあるもの~~腐敗性廃棄物~~等を優先的に撤去する。また、意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。
- b 衛生班（環境課）は、がれき等を選別及び保管できる仮置場を確保するとともに、大量のがれき等を処分するまでのルートを確認する。
- c 応急活動後、衛生班（環境課）はがれき等~~解体ごみ及び片づけごみの分別区分の処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等~~を徹底し、~~廃棄物のリサイクルを図る~~今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努める。

ウ し尿処理 【衛生班（環境課）】

① 仮設トイレの設置

衛生班（環境課）は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、仮設トイレを設置すべき避難所、避難所毎の必要台数及び必要な資材を調査し、民間事業者の協力を得て、仮設トイレの設置を手配する。し尿排出の目安は1人1日5ℓとする。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、障がい者等への配慮を行う。

また、各避難所に適した仮設トイレを選定する。

② し尿の収集

衛生班（環境課）は、避難所における仮設トイレの使用状況を適切に把握し、良好な衛生状態が保持できるよう、収集事業者と緊密な連携を図り、し尿の収集を実施する。

③ し尿処理施設の応急措置

収集したし尿は、入間西部衛生組合清掃センターにおいて処理する。入間西部衛生組合は、災害発生後に処理施設の被害状況を調査把握し、必要な応急措置を講じる。

④ 応援要請

処理施設の処理能力を超えるし尿が排出された場合及び処理施設が被害を受け処理できなくなった場合は、衛生班（環境課）は県及び近隣市町村に対して、し尿処理の応援を要請する。

エ 生活ごみの処理 【衛生班（環境課）】

① 処理対象ごみ

処理対象とするごみは、次に示す一般廃棄物とする。

- a 通常のごみ収集停止により、蓄積された家庭ごみ
- b 災害により蓄積された事業系一般廃棄物
- c 避難所から出されるごみ

※焼損、倒壊等による建築廃材（がれき）等は、「災害廃棄物」、事業所から排出される一般廃棄物以外の廃棄物、道路復旧等による発生材等は「産業廃棄物」であり、処理対象でない。

② 実施体制

災害時における一般廃棄物の収集、運搬及び処分は、衛生班（環境課）が一般廃

棄物処理事業者の協力を得て実施する。

③ 施設の応急措置

衛生班（環境課）は、災害発生直後に一般廃棄物処理施設の被害状況を調査把握し、必要に応じて応急措置を講じる。

④ ごみ収集の方法

a ごみ収集の広報

災害時においても、可能な限りリサイクルが図れるよう、分別方法などのごみ収集の計画等を市民に対して広報する。

b 腐敗性の高いごみ

腐敗性の高い可燃ごみは、被災地における防疫上、収集事業者等の協力を得て、最優先で収集、運搬し、処理施設へ搬送する。

c 災害時に発生するごみについては、水分が多く土砂混りで排出されることが多いので、収集車による収集が効果的でないことが予想される。こうした場合には、ダンプトラックと積込み用機械との組合わせによる収集を、業者委託により実施する。

⑤ 避難所のごみ対策

避難所から排出されるごみについては、原則として毎日収集し、可能な限りリサイクルを図る。

オ 損壊家屋の解体

【~~〃〃〃~~衛生班（環境課）】

市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

オカ 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

【衛生班（環境課）】

市は、石綿等の有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処置に努める。

4 動物愛護

（1）取組方針

災害発生時には、負傷又は逸走状態の動物が多数発生すると同時に、飼い主とともに、多くの動物が避難所に避難してくることが予想される。

衛生班（環境課）、避難班（~~福祉政策課~~生活福祉課・~~社会福祉課~~障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・~~健康支援課~~保険年金課）及び物資調達班（産業振興課）は、動物愛護の観点から、保健所、獣医師、動物関係団体及びボランティア等と連携し、動物の適正な保護及び飼養を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 被災地域における動物の保護 【衛生班（環境課）】

衛生班（環境課）は、飼い主不明及び負傷動物等について、保健所、獣医師、動物関係団体及びボランティア等と連携して保護し、動物保護施設等へ搬送する。

イ 避難所における動物の適正な飼養 【衛生班（環境課）、避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）】

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させる。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負う。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負う。

ウ 情報の交換 【衛生班（環境課）】

衛生班（環境課）は、保健所と連携し次の情報を収集及び提供する。

- ① 各地域の被害状況及び避難所での動物飼育状況
- ② 必要となる資機材及び獣医師の派遣
- ③ 避難所から動物保護施設への動物預け入れ希望
- ④ 他市町村への連絡調整及び応援要請

エ その他 【衛生班（環境課）、物資調達班（産業振興課）】

衛生班（環境課）及び物資調達班（産業振興課）は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定される特定動物（危険な動物）が逸走した場合は、警察等の協力を得て収容及び管理する。

5 応急住宅対策

(1) 取組方針

地震のため被害を受けたもので、自己の資力では住宅を得ることができない者、又は、応急修理をできない者について、応急住宅~~や応急仮設住宅を設置してこれに収容を供給~~し、又は、被害家屋の応急修理を実施して援護の万全を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 応急住宅実施体制 【建築班（都市計画課）】

① 実施体制

応急住宅~~や応急仮設住宅の設置~~の供給及び住宅の応急修理は建築班（都市計画課）が行う。ただし、救助法適用後の応急仮設住宅の設置については、知事が行う。

② 工事の施工及び資材の調達

a 工事の施工方法

応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理は、業者委託の方法により実施する。

b 建設資材の調達

応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に伴う、建設資材等の調達は市及び業者委託によって実施するが、それが困難な場合には、~~知事~~県にその調達を要請する。

イ 被災住宅の応急修理

【調査班（税務課・収税課）、建築班（都市計画課）】

① 実施基準

a 対象者

- ・住宅が~~半壊（焼）~~し半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理ができない者
- ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者

b 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠な部分について必要最小限度

② 対象者の調査及び選定

救助法適用の場合は、調査班（税務課・収税課）が損壊情報、被災者の資力、その他の生活条件の調査を実施し報告、証明書などを発行する。

同法が適用されない場合で、市長が実施の必要を認めたときは、調査班（税務課・収税課）において調査し、選定する。

③ 修理の方法

a 施工業者

建築班（都市計画課）が建設業者等に協力を依頼して実施する。

b 経費

1戸あたりの修理経費の基準は、救助法の規定による。

c 工事の期間

原則として、災害発生の日から1か月とする。

ウ 応急住宅の供給

【建築班（都市計画課）】

市は、公的住宅等の空室及び応急仮設住宅を「応急住宅」として供給する。

① 公的住宅等の利用

公営住宅等の~~空家空室~~を一時的に供給する。

a 公的住宅の確保

建築班（都市計画課）は、市営住宅や県営住宅などの公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅の空室状況を把握し、被災者の住宅確保に努める。

b 入居資格

建築班（都市計画課）は被災者の状況を調査の上、おおむね次の基準に基づき入居者を決定する。

- ・住宅が全焼、全壊又は流出した者
- ・居住する住居がない者
- ・自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

c 入居者の選定

入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況及びペットの飼育状況等を考慮するとともに、高齢者や障がい者等の要配慮者に対する配慮をする。

② 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。県は、市町村からの要請に基づき、設置戸数を決定する。~~市有地（資料編参照）に設置することを基本とするが、災害の状況により私有地に設置する場合には、所有者と市との間に賃貸契約を締結する。~~

a 建設型応急住宅

県が、できるだけ早期に建設型応急住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置場所、入居者の選定、維持管理等については市に委任され、公営住宅に準じて維持管理する。維持管理は、建築班（都市計画課）が行う。

~~設置基準等~~

~~・規模~~

~~1戸当たり29.7m²（9坪）を基準とする。~~

~~・型式~~

~~原則としてプレハブ住宅とする。~~

~~・経費~~

~~災害救助法の規定による。~~

~~・着工時期及び供与期間~~

~~災害救助法の基準によれば、災害発生の日から20日以内となっているが、被災者の早期保護のために、できるだけ速やかに設置する。供与期間については、完成の日から2年以内とする。~~

~~b 応急仮設住宅の管理~~

~~応急仮設住宅の維持管理は、建築班（都市計画課）が行う。~~

b 賃貸型応急住宅

県が、関係団体等に協力を要請し、民間賃貸住宅を借り上げて賃貸型応急住宅として提供する。

c 応急仮設住宅の入居者選定

市は被災者の状況を調査の上、次のすべてに該当する者から入居者を選定する。

- ・住居が全壊又は流出した者
- ・居住する住宅がない者
- ・自らの資力では住宅を確保することができない者

※選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。

※応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

また、市は入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

d 入居期間

入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

c 要配慮者への配慮

~~建築班（都市計画課）~~市は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、市は、入居に際して~~も、~~要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

エ 住宅関係障害物除去

【調査班（税務課・収税課）、建築班（都市計画課）、
応急復旧班（建設課・~~区画整理課市街地整備課~~）】

① 除去作業の実施対象

被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

a 対象者

対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。

~~住家又はその周辺に倒壊又は運ばれた土石、竹木等の障害物の除去に関しては、調査班（税務課・収税課）は次の条件に該当する住家を早急に調査し、選定する。~~

~~a 当面の日常生活が営み得ない状況にあること。~~

~~b 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。~~

~~c 当該災害により住家が直接被害を受けたものであること。~~

~~d 自己の資力をもってしては、障害物の除去を実施し得ないもので、例示する次のとおりとなる。~~

~~・生活保護法の被保護者及び要保護者~~

~~・特定の資産のない高齢者、障がい者等~~

~~・前各号に準じる者~~

~~e 障害物除去対象者の選定は市で行う。また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。~~

b 除去の期間

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

② c 作業体制

~~・~~ 応急復旧班（建設課・~~区画整理課市街地整備課~~）は必要に応じて、災害協定を締結している日高鳶土木共同組合（~~資料編参照~~）及び市内の建設業者（資料編参照）に協力を要請する。

- ~~h~~・ 応急復旧班（建設課・~~区画整理課市街地整備課~~）は要員、資機材が不足する場合は、県、他市町村に対し応援を求める。

③ ~~実施内容~~

- ~~a 障害物の除去は、居間、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分で最小限度とする。~~
- ~~b 除去の期間は、原則として災害の発生した日から10日以内とする。~~
- ~~c 除去に要する費用は、災害救助法に規定する範囲内において県に請求する。~~

6 文教対策

（1）取組方針

震災時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を講じる。

（2）具体的な取組内容

ア 応急教育

【文教班（学校教育課）、学校開放班（教育総務課）、避難班（子育て応援課）】

① 実施体制

- a 小・中学校・~~幼稚園等~~の応急教育及び文教施設の応急復旧対策は、文教班（学校教育課）及び学校開放班（教育総務課）が行う。
- b 保育所（園）・~~幼稚園~~の応急保育及び応急復旧対策は、避難班（子育て応援課）が行う。
- c 災害に対する~~各学校・幼稚園等~~小・中学校、保育所（園）及び~~幼稚園~~の処置については、学校長・~~園長~~、所長及び~~園長~~が具体的な応急対策を実施する。
- d 学用品及び教科書の~~給付給与~~については文教班（学校教育課）が行う。
- e 救助法が適用された場合は、学用品及び教科書の給与については文教班（学校教育課）が行う。

② 応急教育の方法等

a 文教施設・設備の応急復旧対策

学校開放班（教育総務課）は、災害発生直後直ちに被害状況を把握し、~~応急処~~
~~理可能~~応急措置が可能な場合は速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建及び仮校舎の建設計画を作成し、この具体化を図る。

b 応急教育実施の予定場所

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は、当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施する。

c 応急教育の方法

- ・ 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により、授業が継続実施できるよう努める。

- ・被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるので、授業のできなかった時間については、補習授業等を行う。

d 給食等の措置

- ・学校給食施設・設備が被災した場合において、学校開放班（教育総務課）は、給食班（学校給食センター）と連携し、速やかに応急復旧を行い、給食実施に努める。
- ・保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- ・避難者が発生した場合には、学校給食施設・設備は、避難者の炊き出しの用に供されることが予想されるため、学校への給食に支障を来さぬよう、調理時間の配分等に留意する。
- ・衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

e 教育実施者の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な状況となった場合には、当該学校以外の学校教職員の臨時配置等により教育実施者を確保する。

イ 教材・学用品等の調達及び配給の方法

【文教班（学校教育課）】

り災児童・生徒に対する学用品の給与は救助法の基準に準じて行う。調達及び配給の方法については文教班（学校教育課）及び学校において、あらかじめ立てておいた計画に基づき実施する。

① ~~学用品の調達給与の対象~~

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。~~学用品の調達、配分等は、文教班（学校教育課）が行う。ただし市において調達することが困難と認めたときは、県に調達を要請する。~~

② ~~給与基準の実施~~

学用品の調達、配分等は、文教班（学校教育課）が行う。ただし市において調達することが困難と認めたときは、県に調達を要請する。

教科書については、県が市教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講じるものとする。~~災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒並びに私立学校の児童・生徒を含む）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し被害の実情に応じ教科書（教材含む）、文房具及び通学用品を支給する。~~

③ 給付の時期

災害発生の日から教科書(教材を含む)については1月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

ウ 学校長の措置

【各学校長】

① 発災時の対応

- a 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- b 災害の規模、児童~~＝~~生徒~~等~~、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、文教班（学校教育課）又は学校開放班（教育総務課）に報告しなければならない。
- c 状況に応じ、文教班（学校教育課）又は学校開放班（教育総務課）と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。
- d 避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。
- e 準備した応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急指導を行う。
- f 応急教育計画については、文教班（学校教育課）又は学校開放班（教育総務課）に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童~~＝~~生徒~~等~~に周知徹底を図る。
- g 児童~~＝~~生徒~~等~~が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行う。
- h 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防を図る。

② 応急教育の準備

- a 教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童~~＝~~生徒~~等~~の被災状況を調査し、文教班（学校教育課）~~と~~に連絡~~し~~の上、教科書及び教材・学用品の~~供与~~給与に協力する。
- b 担当職員を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- c 応急教育計画に基づき学校に収容できる児童~~＝~~生徒~~等~~は、学校に収容し指導する。教育活動の再開にあたっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。
- d 避難した児童~~＝~~生徒~~等~~については職員の分担を定め、地域ごとに職員が分担し、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記cに準じた指導を行う。
- e 避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不能となった場合には、文教班（学校教育課）又は学校開放班（教育総務課）に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業を再開を期する。
- f ~~校長は、~~災害の推移を把握し、文教班（学校教育課）及び学校開放班（教育総務課）に連絡の上、できるだけ早く平常授業に~~もどす~~戻すよう~~と~~とめ~~努め~~努め、その時期について保護者に連絡する。

エ 幼稚園・保育所（園）の措置

【避難班（子育て応援課）】

① 幼稚園児の保護

災害が発生した時又は発生するおそれがある時には、休園、中途帰宅等の適切な措置をとる。特に園児等の帰宅に際しては必ず教職員が付き添って、保護者等に直接引き渡す。

② 施設の保全及び応急復旧

- a 保育所（園）施設の管理者は、災害発生後直ちに施設等の被害状況を調査し、避難班（子育て応援課）に報告するとともに、必要に応じて応急復旧を実施する。
- b 幼稚園施設の管理者は、災害発生直後直ちに施設等の被害状況を調査し、避難班（子育て応援課）に報告するとともに、必要に応じて応急復旧を実施する。

③ 応急的な幼児教育・保育の確保

施設等の被害や園児の被災により、通常の幼児教育・保育が不可能となった場合、隣接幼稚園・保育所（園）との合同教育・保育を実施して応急的に幼児教育・保育の場を確保する。

④ 園児の健康管理

被災地区の園児等に関しては、十分な健康保持対策を実施し、感染症予防のために保健所の指示・援助を受ける。

オ 文化財の応急措置

【地域防災活動拠点班（生涯学習課）】

地域防災活動拠点班（生涯学習課）は、国、県、市指定の文化財及び登録文化財に被害が発生したことを確認したときは、次の措置を講じる。

- ① 国、県指定文化財は、県教育委員会に報告して指示を受け、市が管理者になっているものについては市が、また、それ以外のものは、所有者又は管理者が、それぞれ指示に従い応急措置を講じ、被害拡大を防ぐ。
- ② 上記のことを進めるにあたっては被害状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を講じ、被害拡大を防ぐ。
- ③ 市指定文化財及び登録文化財にあつては、所有者又は管理者が地域防災活動拠点班（生涯学習課）に報告し、その管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

<復旧対策>

1 生活再建等の支援

1 生活再建等の支援

(1) 取組方針

大規模災害時には、多くの人々が災し、住民や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い民生安定を講じる。

(2) 具体的な取組内容

ア 被災者の生活確保

【統括班（危機管理課）、物資調達班（産業振興課）、調査班（税務課）、~~医療班（保健相談センター）~~、避難班（~~福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課~~）、建築班（都市計画課）】

① 被災者に対する職業あっせん等

災害によって離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっせんについては、埼玉労働局を通じ公共職業安定所に要請し、早期再就職の促進を図る。

市は、離職者の状況を把握し、県産業労働部並びに埼玉労働局に報告するとともに、状況によっては臨時職業相談窓口の開設を県産業労働部並びに埼玉労働局に要請する。

② 租税等の徴収猶予及び減免の措置

被災した納税義務者又は特別徴収義務者、被保険者に対し、地方税法等又は市条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適切に実施する。

a 市税の徴収猶予及び減免

市長は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

b 国税等の徴収猶予及び減免

国及び県は、災害により被災した者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他の書類提供又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税・地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

c 国民年金保険料の免除

年金加入者が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、~~社会保険庁長官~~日本年金機構理事長に保険料の免除申請をする。

d 国民健康保険税の徴収猶予及び減免

災害によって生活が著しく困難になった納税義務者に対し、申請により必要があると認める者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。また、災害によって財産に損害を受けた納付義務者が保険税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

e 保育料の減免

災害により損失を受けた場合、その損失の程度に応じて保育料を減免する。

③ 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため県及び市は、生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査の上困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置を講じる。

④ 借地借家制度の特例の適用

災害により被害を受けた地域において、借地借家の権利関係について種々の問題が生じ、住宅の復興が阻害されることが予想される。これらの事態に対処するため、り災都市借地借家臨時処理法の適用について必要な事項を定める。

a 適用基準

災害が一定規模以上である場合、市長の意見の申出に基づき、り災都市借地借家臨時処理法第25条の2に定める政令を受けて、借地借家制度の特例が適用される。

b 適用手続

市長は、借地借家制度の特例の適用を申請しようとするときは所定の申請書により国土交通大臣あてに申請する。

⑤ 震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

【日本郵便株式会社】

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

郵便関係	a 被災者に対する郵便葉書などの無償交付 救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。 なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。
	b 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。 なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。
	c 被災地あて救助用郵便物の料金免除 日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用

	物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。 d 利用の制限及び業務の停止 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。
--	---

⑥ 生活必需品等の安定供給の確保 【県】

県	① 大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。 ② 状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 ③ 生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体に対し、必要に応じ、情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。
---	---

イ 生活相談

【統括班（危機管理課）、広報班（市政情報課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）、避難班（**福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課**）、建築班（都市計画課）、~~警察、消防局~~、ライフライン事業者】

災害により被害を受けた被災者に対し、生活相談対策を実施する。

各機関の実施する生活相談は、次のとおりとする。

① 市役所

災害の状況に応じて、被災者のための相談窓口を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、対応を要請する。

② 避難所等での相談所開設

災害の状況に応じて、避難所等に相談窓口を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。

~~③ 消防局~~

~~災害の状況に応じて、消防局等に相談所を設置し相談に応ずる。~~

~~④③~~ ライフライン事業者

市民生活の早期回復に協力するため、安全設備普及のための指導・相談及び復旧のための指導・相談等を実施する。

~~⑤④~~ 住宅相談・情報提供の実施

住宅に関する総合的な相談窓口を設置するとともに、各種の住宅情報を提供する。

a

場 所	市役所
体 制	市、弁護士、税理士等の専門家や各種機関等の協力を得て実施するものとし、住宅の建設・購入・修繕などに関するあっせん制度、法律・税金問題など住宅の復興に関する相談に応じ

	る。 なお、外国人の相談にも対応できるような体制を整える。
--	----------------------------------

b 住宅情報等の提供

広報紙、掲示板等の様々な媒体を活用して、災害復興住宅建設資金融資制度など、住宅に関する様々な情報を提供する。

ウ 被災者への融資等

【避難班（福祉政策課生活福祉課）、建築班（都市計画課）】

① 被災者個人への融資等

a 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、災害援護資金及び住宅資金の貸付けを、予算の範囲内で行う。民生委員及び市の社会福祉協議会はこれに協力する。

【生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付】

貸付対象者	災害を受けたことにより困窮し、自力更生のための資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：1年以内の据置期間経過後7年以内 利率：年3%据置期間中は無利子

【生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付】

貸付対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための資金を必要とする低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯
貸付限度	250万円以内 ただし、住宅の全壊、全焼の場合であって、特別の事情が有る場合は350万円以内（災害援護資金と住宅資金の重複貸付）
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年3% 据置期間中は無利子

b 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復興住宅融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

【建設資金融資】

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者
-------	--

	建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	・建設資金（基本融資額） 1,460万円以下 ・建設資金（特例加算額） 450万円以下 ・土地取得資金（基本融資額） 970万円以下 ・整地資金（基本融資額） 390万円以下
利 率	基本融資額年1.20% 特例加算額年2.10%
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え3年以内の元金据置期間を設定できる。 （ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

【補修資金融資】

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「り災証明書」（り災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	・補修資金640万円以下 ・引方移転資金・整地資金 390万円以下
利 率	基本融資額年1.20%
償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。 （ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

c 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、市が実施主体となり、日高市災害弔慰金の支給等に関する条例（資料編参照）に基づき実施する。

【災害弔慰金の支給】

対象災害	① 県内において自然災害で救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者を含む） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象 遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は 対象としない。 他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② ①以外の場合 250万円
費用負担	国1/2、県1/4、市町村1/4

【災害障害見舞金の支給】

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者とする。
支給額	① 生計維持者 250万円 ② ①以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

【災害援護資金の貸付】

対象災害	県内で自然災害により救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人以上 730万円に世帯員の人数から4人を除い

	た者1人につき30万円を加算した額		
	⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円		
貸付対象となる被害	① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害		
貸付金額	① 世帯主の1か月以上の負傷	限度額	150万円
	② 家財の1/3以上の損害	〃	150万円
	③ 住居の半壊	〃	170 (250) 万円
	④ 住居の全壊	〃	250 (350) 万円
	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	〃	350万円
	⑥ ①と②が重複	〃	250万円
	⑦ ①と③が重複	〃	270 (350) 万円
	⑧ ①と④が重複	〃	350万円
	※ () は、特別の事情がある場合の額		
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間		
利率	年3%延滞の場合を除き、年3パーセント以内で規則で定める率 ただし据置期間中は無利子		
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。		

d 災害見舞金の支給

日高市災害見舞金支給条例（資料編参照）に基づき、市内に発生した火災、爆発、風水害その他の自然現象による災害で、救助法の適用を受けていない時には、見舞金を支給する。

② 被災中小企業への融資 【物資調達班（産業振興課）】

県（産業労働部）は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、施設の復旧並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施する。

a 県制度融資の貸付

【経営安定資金（災害復旧関連）】

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む）	
	① 原則として 引続き6か月以上同一事業を営み 県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと	
	② 保証対象業種に属する事業を営むものであること	
	③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村のり災証明を受けていること	
融資限度額	設備資金5,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金5,000万円（組合の場合6,000万円）	
融資条件	使途	設備資金及び運転資金

	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金 7年以内
	利率	大臣指定等貸付 年 4.2 1.0%以内（平成 27 令和2年度）
		知事指定等貸付 年 4.2 1.1%以内（ " ）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間 2年以内	
申込受付場所	中小企業者は商工会議所又は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

b 埼玉県信用保証協会への要請

埼玉県信用保証協会に対し、り災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。

c 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。

d 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し再建のための資金需要について速やかに把握する。

e 中小企業者に対する周知

市町村及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

③ 被災農林漁業関係者への融資等 【物資調達班（産業振興課）】

県（農林部）は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別条例により融資する。また、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に行われるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

a 資金融資

【天災融資法に基づく資金融資】

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内

償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

【株式会社日本政策金融公庫による災害復旧関係資金（農林漁業セーフティネット資金）】

貸付の相手方	・ 認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人） ・ 認定新規就農者（青年等就農計画を作成して市町村の認定を受けた個人・法人） ・ 林業経営改善計画の認定を受けている方 ・ 漁業経営改善計画認定漁業者 ・ その他 （個人）農林漁業の所得が総所得の過半を占める、または農林漁業粗収益が200万円以上の方 （法人）農林漁業売上高が総売上高の過半を占める、または農林漁業売上高が1,000万円以上の法人
貸付対象	・ 災害（台風、冷害、干ばつ、土砂崩壊、地震、雪害等）の被害を受けた。 ・ 行政指導（BSEや鳥インフルエンザ等の発生に伴う家畜の殺処分や、畜産物の移動制限を受けた。森林病虫害等による行政指導を受けた。） ・ 社会的又は経済的環境の変化による経営状況の悪化 1. 最近の決算期における粗収益が前期に比し10%以上減少していること。 2. 最近の決算期における所得率又は純利益額が前期に比し悪化していること。 3. 最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること。 4. 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、2期合計で赤字であること。 5. 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、債務償還可能年数（長期負債÷（純利益額＋減価償却費））が20年以上であること。

	6. 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。 7. 一時的な農産物価格の低下や資材価格の高騰等社会的な要因により経営に著しい支障を来している（ただし農業経営に著しい影響を及ぼすとして農林水産省が指定した事象に限る）。 8. 取引先金融機関の業務停止命令や、貸し渋り等の影響を受け、資金調達に支障を来している。 9. 取引先の倒産により、農産物の販売や資材の仕入れ等に支障を来している。
貸付利率	融資機関に照会の事
償還期限	10年以内（うち据置期間3年以内）
貸付限度額	一般600万円 特認年間経営費等の3/12以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合）

【株式会社日本政策金融公庫による災害復旧関係資金（農林漁業施設資金（災害復旧））】

貸付の相手方	・ 農林漁業を営む者 ・ 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等
貸付対象	災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金 ・ 果樹の改植等（主務大臣指定施設） 果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 ・ 個人施設（主務大臣指定施設） 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 ・ 共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用
貸付利率	融資機関に照会の事
償還期限	10年（うち据置期間3年）以内 （果樹は25年（うち据置期間10年）以内、共同利用施設は10年（うち据置期間3年）以内）
貸付限度額	負担額の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、漁船1,000万円）のいずれか低い額 （共同利用施設は負担額の80%）

【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資（農業災害資金）】

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	無利子 年3.5%以内
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	特別災害に指定された市町村の被害認定を受けたもの

b 農業災害補償法に基づく農業共済制度

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき、農業共済組合が被災農家に対し、共済金の迅速かつ適正な支払を行う。

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（ 水稻 ÷25a以上当然加入 、 陸稻 ÷10a以上当然加入 、 麦 ÷10a以上当然加入 ）、果樹（ぶどう、なし）、 蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭） 、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、 蚕繭 ）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、 保管中農作物 ）
支払機関	農業共済組合

④ 義援金品の受入・配分方法

【協力班（会計課）、物資調達班（市民課・産業振興課）】

a 義援金品の受付

協力班（会計課）は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振り込みによる義援金も受け付ける。

b 義援金品の受領

受領した義援金品については、~~希望する~~ 寄託者に受領~~証書~~（資料編参照）を発行する。ただし、銀行口座への振り込みによる場合は、振り込み用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

c 義援金品の募集

被災者に対する義援金を募集する場合は、市の広報紙、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広報し、募集する。

なお、義援金については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資に

について広く広報し、募集する。

d 義援金の保管及び配布

- ・ 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。なお、義援物資等は、救援物資集積所に保管した後、配分する。
- ・ 協力班（会計課）及び物資調達班（市民課・産業振興課）は、義援金総額、義援物資及び被災状況を考慮して、配分基準を定める。
- ・ 寄託者が配分先や用途を指定した義援金品を受け付けた場合は、各配分先の責任において処理する。
- ・ 被災者に対し、市の広報紙、自治会及び報道機関等の協力により義援金品の配分について広報する。
- ・ 義援金の収納額及び用途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。

エ 被災者生活再建支援制度

【調査班（税務課）】

地震災害などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

平成11年度から制度化されたが、平成16年度から居住安定支援制度が創設された。さらに、平成19年度には、最高100万円の「基礎支援金」に、住宅の再建方法に応じた最高200万円の「加算支援金」が加わり、合わせて300万円（複数世帯の場合）が定額・渡し切りで支給されることとなった。また、所得・年齢等の要件、用途制限の撤廃等の改正が行われた。

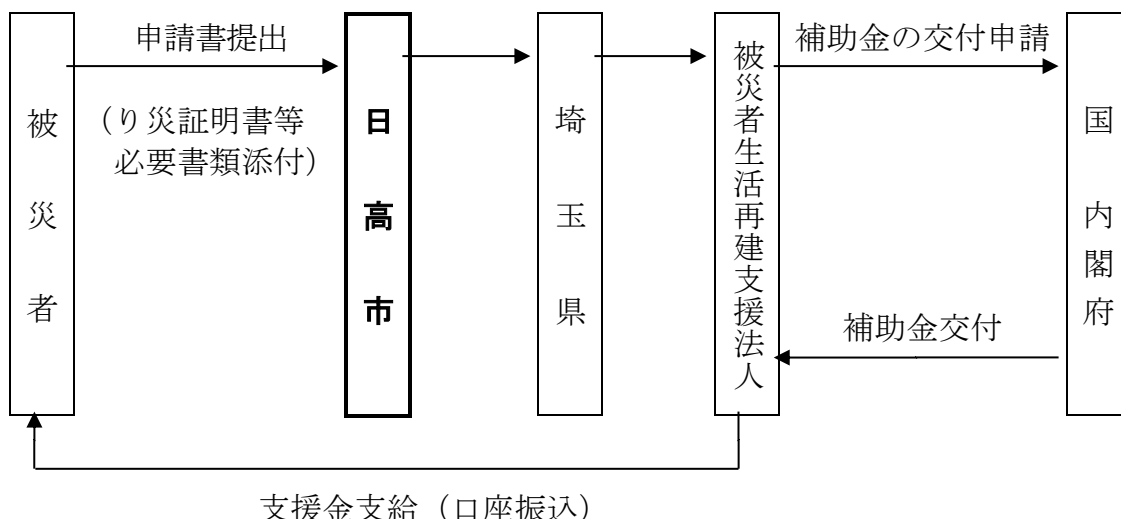
① 被災者生活再建支援制度の概要

目 的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	政令で定める自然災害 a 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 b 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 c 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 d ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 e 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

支援対象 世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの a 住宅が全壊した世帯 b 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 c 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 d 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 e 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満																										
支援金 の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額) a 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> b 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <全壊等> <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借 (公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> <中規模半壊> <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借 (公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr></table> ※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円差額を支給	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																								
支給額	200万円	100万円	50万円																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																								
支給額	100万円	50万円	25万円																								
市	a 住宅の被害認定 b り災証明書等（資料編参照）必要書類の発行 c 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 d 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付																										
県	a 被害状況のとりまとめ b 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 c 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付																										

被災者 生活再建 支援法人	a 国への補助金交付申請等 b 支援金の支給 c 支給申請書の受領・審査・支給決定 d 申請期間の延長・報告
国 (内閣府)	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

【支援金の支給手続】



※ 県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

オ 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

【調査班（税務課）】

法に基づく被災者生活再建支援制度（前記エ）では、同一の地域で発生した同一災害に関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）。

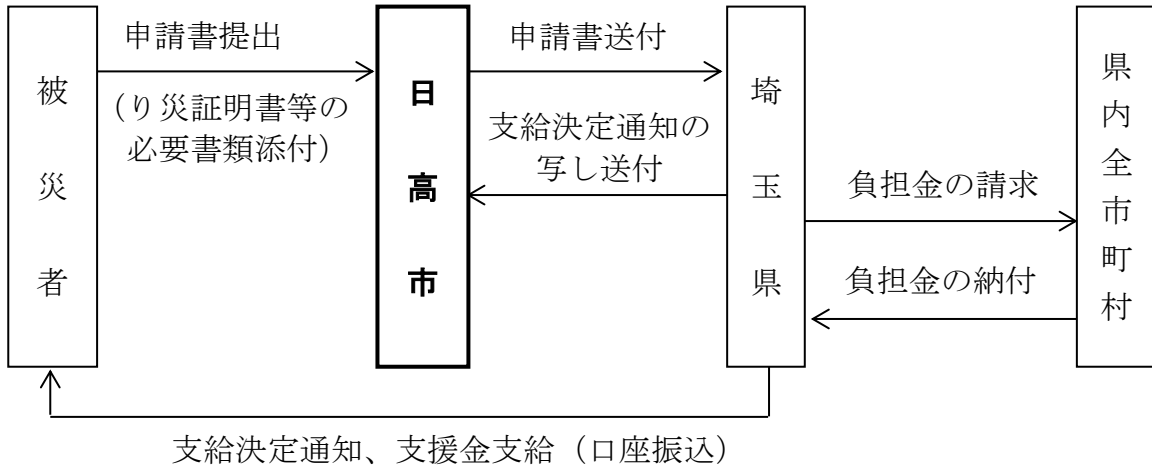
① 埼玉県・市町村被災者安心支援制度生活再建支援金の概要

目的	被災者生活支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な現象より生ずる災害 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活支援法が適用とならなかった地域に限る。

対象支援世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱 第2条第1項(2)ア～エで定めるもの a 住宅が全壊した世帯 b 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 c 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 d 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 e 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																		
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額) a 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>支給額</td></tr><tr><td>全壊、解体、長期避難</td><td>100万円</td></tr><tr><td>大規模半壊</td><td>50万円</td></tr></table> b 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>住宅の再建方法被害程度</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃貸賃借（公営住宅以外）</td></tr><tr><td>全壊、解体、長期避難、大規模半壊</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr><tr><td>中規模半壊</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr></table> ※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容	住宅の被害程度	支給額	全壊、解体、長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	住宅の再建方法被害程度	建設・購入	補修	賃貸賃借（公営住宅以外）	全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円	中規模半壊	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	支給額																		
全壊、解体、長期避難	100万円																		
大規模半壊	50万円																		
住宅の再建方法被害程度	建設・購入	補修	賃貸賃借（公営住宅以外）																
全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円																
中規模半壊	100万円	50万円	25万円																
市	a 住宅の被害認定 b り災証明書等必要書類の発行 c 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 d 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付																		
県	a 被害状況のとりまとめ b 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 c 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知																		

	の写し送付 d 被災世帯主へ支援金の支給 e 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 f 申請期間の延長決定
--	---

【埼玉県・市町村被災者安心支援金生活再建支援金の支給手続】



② 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

目的	救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は救助法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	補修50万円、賃借（公営住宅以外）25万円 （※世帯人数が1人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7千5百円）
市	a 住宅の被害認定 b 罹災証明書等必要書類の発行 c 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 d 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	a 被害状況のとりまとめ b 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定

	c 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 d 被災世帯主へ支援金の支給 e 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 f 申請期間の延長決定
--	--

【埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続】

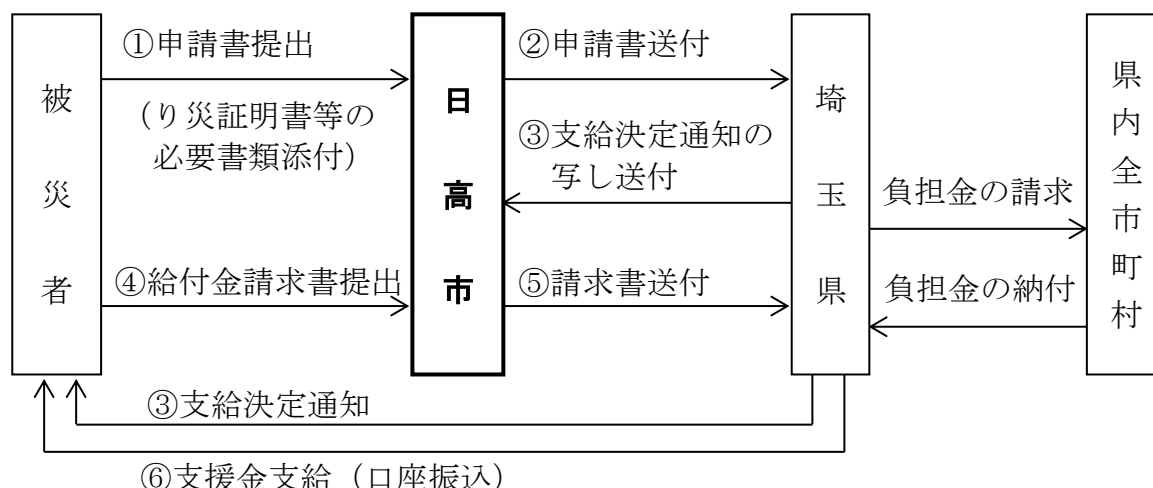
埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ。

②③ 埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特例な理由により、県又は市町村が提供し、又はあつせんする公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 a 全壊世帯に身体障がい者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 b 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 c 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 d 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 e 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 f その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。

市	- a 住宅の被害認定 - b り災証明書等必要書類の発行 - c 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 - d 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	- a 被害状況のとりまとめ - b 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 - c 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 - d 被災世帯主へ給付金の支給 - e 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 - f 申請期間の延長決定

【埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続】

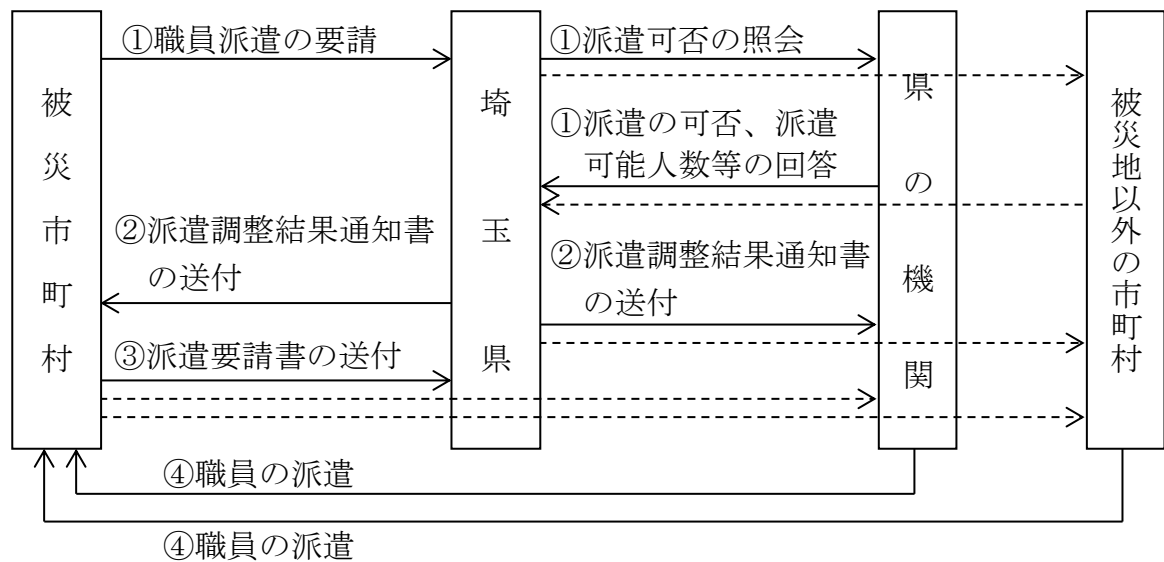


③④ 埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法 災対法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣する。
被災市町村 (要請市町村)	- a 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） - b 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 - c 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 - d 派遣職員の受け入れ
被災地以外	a 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答

の市町村 (派遣市町村)	b 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 c 要請市町村から派遣要請書を受領 d 職員の派遣
県	a 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 b 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 c 要請市町村から派遣要請書を受領 d 県の派遣機関による職員の派遣

【埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続】



第2章 災害復興

第1 基本方針

大規模災害により地域が大きく被災し、市民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を改善できるような中長期的な復興計画を作成し、市、県及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障害がい者等あらゆる県民が住みやすい共生社会を実現する。

第2 実施計画

1 災害復興に関する事前の取組の推進 【危機管理課（統括班）】

市は、早期の復興を実現するため、災害復興方針や災害復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

2 災害復興対策本部の設置 【危機管理課（統括班）】

市は、被災状況を速やかに把握し、復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

3 災害復興計画の策定 【危機管理課（統括班）、政策秘書課（情報班）、施設管理担当課】

ア 災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

イ 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

4 災害復興事業の実施 【危機管理課（統括班）、都市計画課（建築班）】

（１）市街地復興事業のための行政上の手続の実施

ア 取組方針

市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から１週間程度を目安とし、建築基準法第84条建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要がある、当該業務の実施のための体制を整備する。

イ 被災市街地復興特別措置法上の手続

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

（２）復興事業の実施

市は、復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進する。

第3章 ~~東海地震の警戒宣言南海トラフ地震臨時情報発表に~~ 伴う対応措置

第1 基本方針

1 策定の趣旨

~~東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。~~

~~大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。~~

~~同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）が強化地域に指定され、平成14年4月には東京都及び三重県が追加指定され、平成24年4月1日現在、強化地域は8都県157市町村となっている。~~

~~埼玉県域は、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度に予想されることから、強化地域には指定されなかったが、人口が集中している県南部では、かなりの被害が発生することが予想され、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念される。~~

~~このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、地域防災計画の震災対策編の第3章として「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定する。南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。~~

~~同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。~~

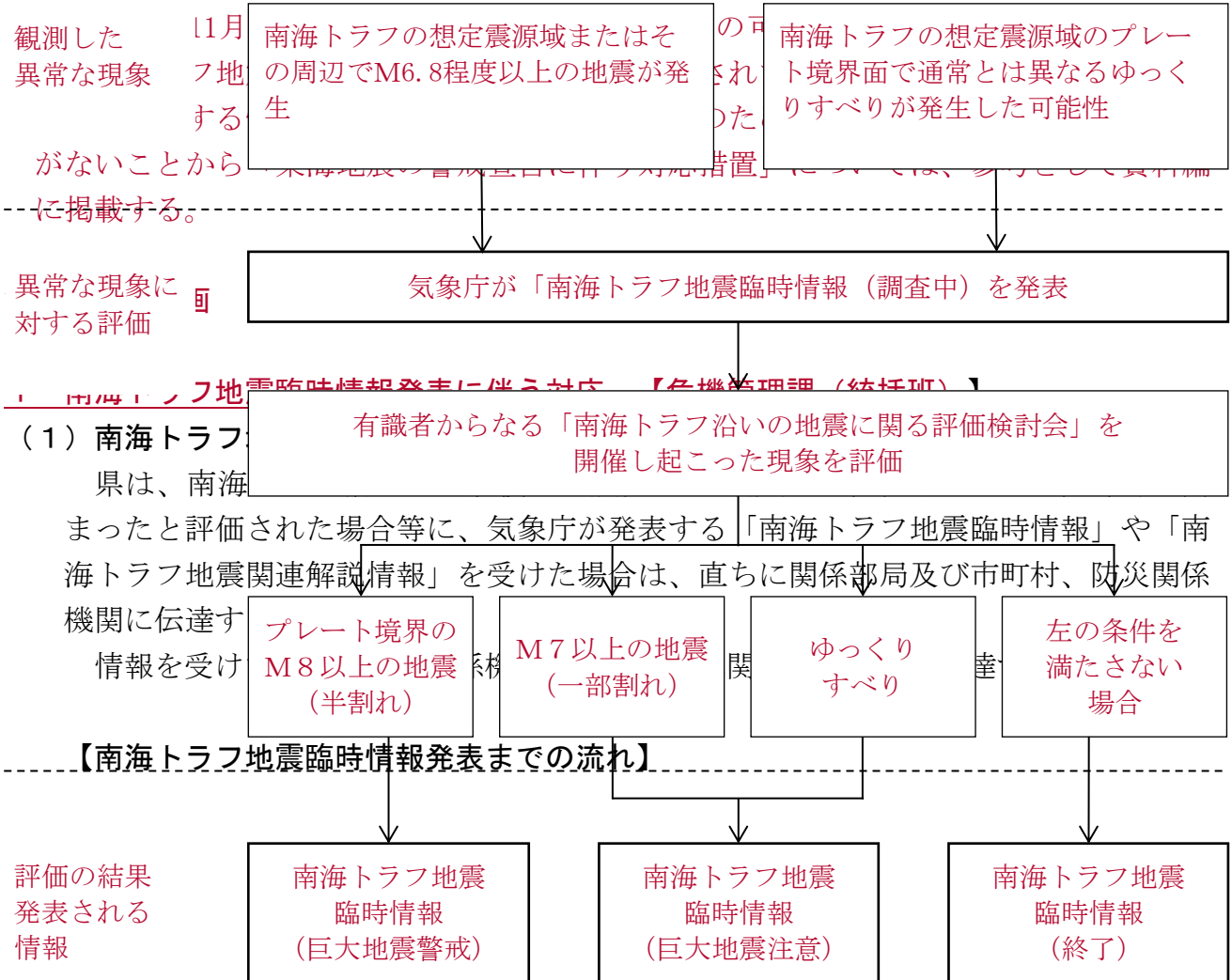
~~南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。~~

~~このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定~~

めるものである。

＜参考：「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について＞

本県域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。



(2) 市民、企業等へのよびかけ

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間 (警戒：1週間) (注意：1週間)
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

■住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

■企業等の防災対応

○日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

2 地震発生後の対応 ~~【???関係各課】~~

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、「第2編 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。

~~第2 基本的な考え方~~

~~対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。~~

- ~~1 警戒宣言発令中においても、都市機能は極力平常どおり確保する。~~
- ~~2 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、市民の生命、身体、財産の安全を確保し、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。~~
- ~~3 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定める。なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。~~
- ~~4 発災後の対策は、防災計画（震災対策編）により対処する。なお、発災前の対策についても、必要に応じて防災計画（震災対策編）により対処する。~~
- ~~5 市は、地震防災対策強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。~~

~~第3 前提条件~~

~~計画策定にあたっての前提条件は次のとおりとする。~~

~~1 警戒宣言の発令時刻~~

~~警戒宣言が発令される時刻は、原則として社会経済活動の盛んな平日の昼間（概ね午前10時～午後2時）である。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。~~

~~2 予想震度~~

~~県内の震度は、地質地盤によって異なるが、震度5弱～5強程度である。~~

~~※ 東海地震に関する情報の種別~~

~~気象庁は、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、発表する。~~

~~なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。~~

情報名		発表基準
東海地震予知情報 〔カラーレベル 赤〕		東海地震が発生するおそれがあると認められ、 「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 〔カラーレベル 黄〕		観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合

[カラーレベル 青]	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合
-----------------------	----	--

~~各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。~~

第4 実施計画

第1節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

第1 目標

気象庁が、強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は、東海地震注意情報が発表される。このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、実施すべき必要な措置について定める。

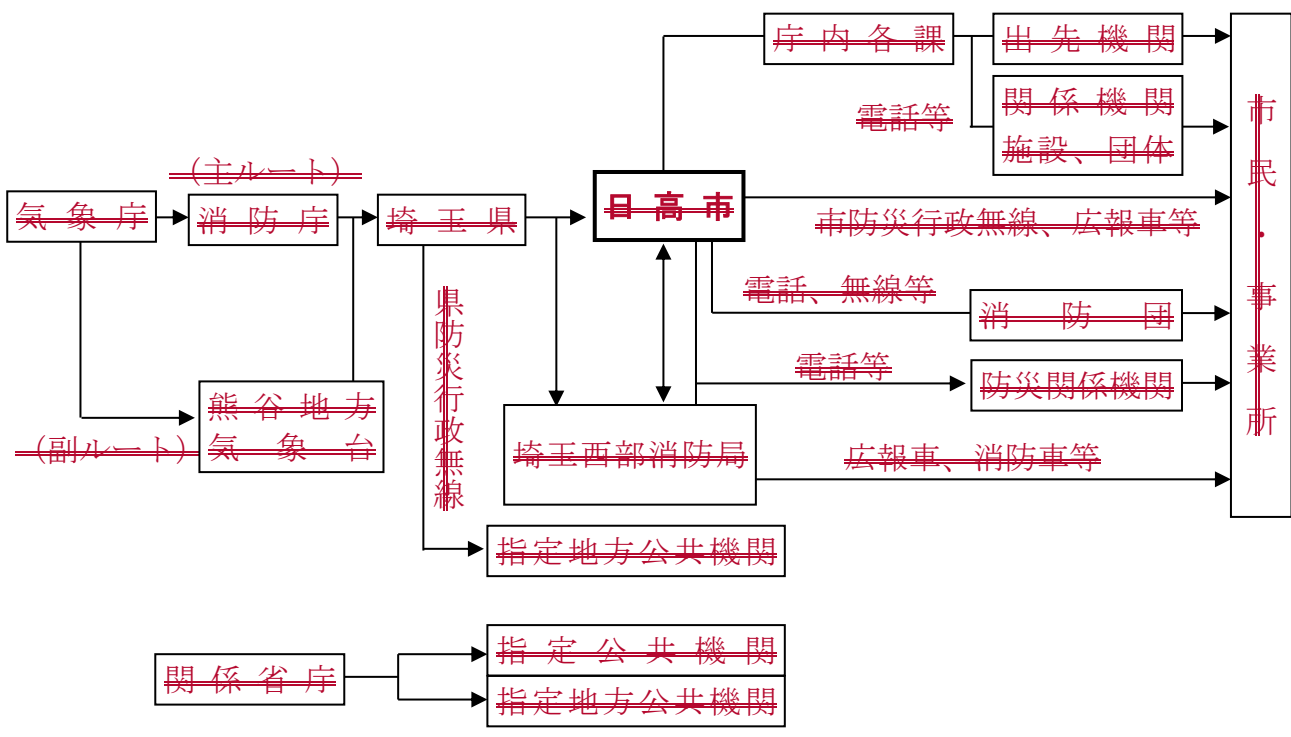
第2 東海地震注意情報の伝達 【危機管理課（統括班）】

危機管理課（統括班）は、県から東海地震注意情報の連絡を受けた場合は、直ちにその旨を市長に報告するとともに、庁内に伝達する。また、伝達を受けた各課所は、所管する組織・施設等に伝達する。

1 伝達系統及び伝達手段

県からの東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。
各防災機関は、県等から東海地震注意情報に関する情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び地域機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておく。

【東海地震注意情報伝達系統図】



~~2 伝達体制~~

市	市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を市内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。
県	県は、総務省消防庁から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を市内各部局及び各支部に伝達するとともに、県防災行政無線、有線電話等により、市及び防災関係機関へ伝達する。
各防災関係機関	各防災関係機関は、県から東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関等に伝達する。

~~3 伝達事項~~

- ~~(1) 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容~~
- ~~(2) 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等~~
- ~~(3) 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容~~
- ~~(4) その他必要と認める事項~~
~~例) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること~~

~~第3 活動体制の準備等 【危機管理課（総括班）、市全課（全班）】~~

~~市は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の準備等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える。~~

- ~~1 危機管理課は、市災害対策本部の設置準備に入る。~~
- ~~2 配備体制は、緊急体制第1配備（震度4以上の揺れが発生した場合）とする。~~
- ~~3 東海地震注意情報発表時の所掌事務~~
~~災害対策本部が設置されるまでの間、危機管理課は関係機関の協力を得て、次の事項を行う。~~
 - ~~(1) 東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集伝達~~
 - ~~(2) 県及び防災関係機関等との連絡調整~~
 - ~~(3) 社会的混乱防止のための必要な措置~~

第2節 警戒宣言に伴う措置

第1 目標

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に、東海地震予知情報が発表される。これを受けて、警戒宣言等の対応がとられる。本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

第2 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

【危機管理課（統括班）、市政情報課（広報班）、政策秘書課（情報班）】

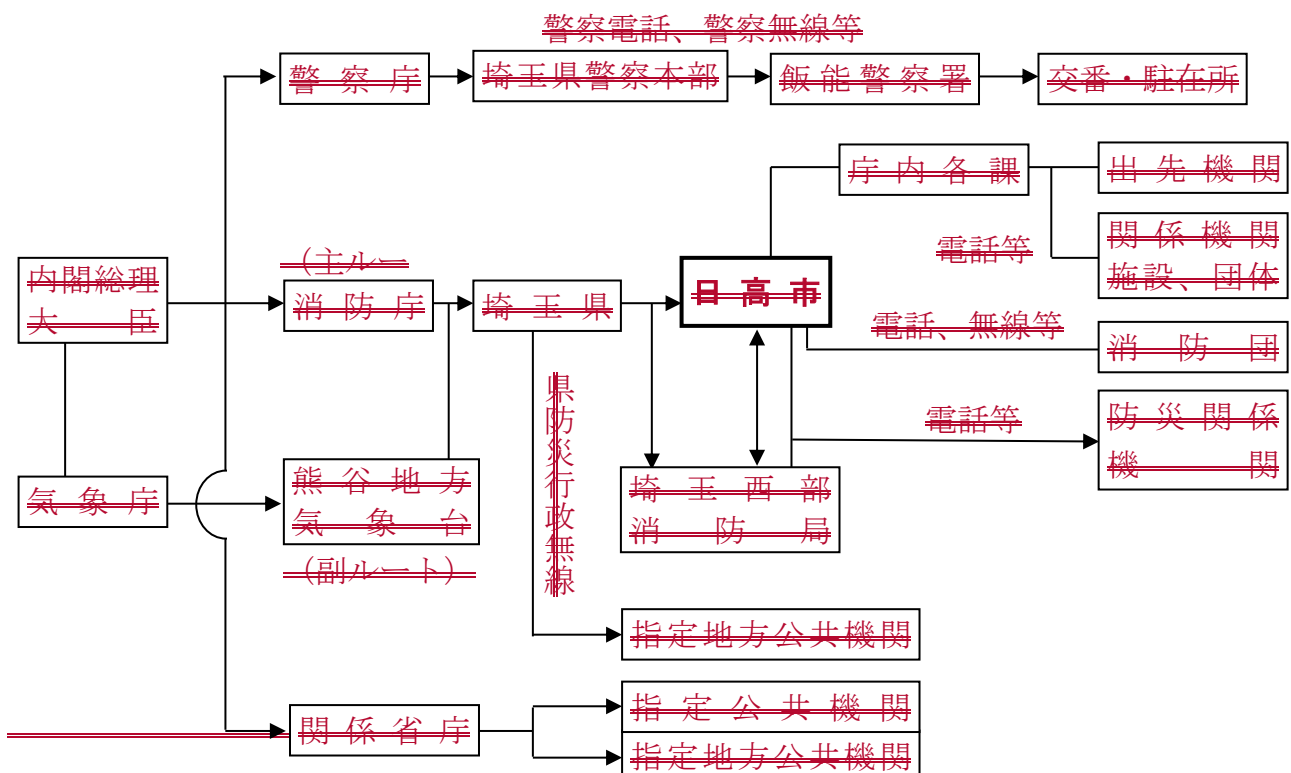
県は、消防庁から警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の連絡を受けた場合は、直ちに関係部局及び市、関係防災機関に伝達する。

1 伝達系統及び伝達手段

県からの警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

各防災機関は、県等からの警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておく。

【警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図】



~~2 伝達体制~~

市	市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を市内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。 一般市民に対しては、防災行政無線や広報車により伝達する。
県	県は、総務省消防庁から警戒宣言及び東海地震予知情報の通知を受けたときは、直ちにその旨を市内各部局及び各支部に伝達するとともに（市内放送も行う。）、県防災行政無線、有線電話等により、市及び防災関係機関へ伝達する。
各防災関係機関	各防災関係機関は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報の通知を受けたときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関等に伝達する。

~~3 伝達事項~~

~~警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。~~

（１）警戒宣言通知文
（２）東海地震予知情報に関する情報文
（３）警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
（４）警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
（５）その他必要と認める事項
例）電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること

~~第3 活動体制 【危機管理課（総括班）】~~

~~1 災害対策本部の設置~~

~~市長は、警戒宣言が発令され、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置する。~~

~~2 職員の動員~~

~~配備体制は、非常体制とする。~~

~~3 本部の所掌事務~~

- ~~（１）警戒宣言、東海地震予知情報及び各種情報の収集伝達~~
- ~~（２）社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定~~
- ~~（３）防災関係機関の事務に係る連絡調整~~
- ~~（４）市民、事業所への情報の提供~~
- ~~（５）地震が発生した場合の応急対策実施準備~~

~~第4 広報~~ ~~【広報班（市政情報課）】~~

~~1 広報の内容~~

~~（1）警戒宣言の内容等~~

- ~~ア 警戒宣言及び地震予知情報の内容~~
- ~~イ 混乱防止の呼びかけ~~

~~（2）市民及び事業所のとるべき防災措置~~

- ~~ア 情報の確認（ラジオ、テレビの情報、市の情報）~~
- ~~イ 児童・生徒、園児の引取り~~
- ~~ウ 避難の準備~~

~~2 広報の方法~~

- ~~（1）防災行政無線~~
- ~~（2）広報車~~
- ~~（3）エリアメール~~
- ~~（4）SNS~~
- ~~（5）市ホームページ~~

~~3 防災関係機関の広報~~

~~（1）広報の内容~~

~~市民及び施設利用者に対し実施する広報は、市に準じて実施するものとし、主な内容は次のとおりとする。~~

- ~~ア 警戒宣言の内容の周知徹底~~
- ~~イ 各機関の措置状況並びに市民及び施設利用者に対する協力要請~~

~~（2）広報の方法~~

- ~~ア 広報責任者、従業員及び市民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておく。~~
- ~~イ 情報伝達に伴う従業員等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、各機関の実態に合った伝達方法を工夫する。~~

~~第5 教育、病院、福祉施設対策~~

~~1 教育施設~~ ~~【学校開放班（教育総務課）、文教班（学校教育課）、避難班（社会福祉課・子育て応援課）】~~

~~小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園は、警戒宣言が発令されたときは、次のような措置を講じて園児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の生命の安全確保について万全を期する。~~

~~(1) 情報の収集伝達等~~

- ~~ア 警戒宣言が発令されたときは、校長（以下「園長」を含む。）は直ちに対策本部（自衛防災組織本部）を中心に、関係機関と連携を図り、情報を収集し、職員に周知させる。~~
- ~~イ 職員は、児童・生徒等に対し、警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。この際、児童・生徒等に不安、動揺を与えないよう配慮する。~~

~~(2) 授業の中止等~~

- ~~ア 警戒宣言が発令されたときは、すべての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。~~
- ~~イ 学校は、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休校（園）する。~~

~~(3) 児童・生徒等の保護~~

~~職員は、児童・生徒等の所在を確認した上、次のように措置する。~~

~~ア 幼稚園~~

~~園児は園内で保護し、名簿により人員・氏名を確認の上、直接保護者に引き継ぐ。~~

~~イ 小・中学校~~

~~名簿により児童・生徒の人員・氏名を確認の上、通学班等あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法により帰宅させ、あらかじめ保護者不在が判明している場合には、学校において保護する。なお、心身に障がいのある児童・生徒については直接保護者に引き継ぐ。~~

~~ウ 高等学校~~

~~名簿により生徒の人員・氏名を確認の上、帰宅させる。なお、交通機関等の利用者については、できるだけその状況を把握し、適切な方法で帰宅させる。~~

~~エ 特別支援学校~~

~~① スクールバスで通学している児童・生徒~~

- ~~α 緊急連絡網により、各通学区域毎に保護者に帰宅時刻及び引き継ぎ場所を連絡し、名簿により確認のうえ、直接保護者に引き継ぐ。~~
- ~~β スクールバス運行にあたっては、その状況に応じて、学校の職員が添乗するなどして、児童・生徒を保護者に安全かつ速やかに引き継げるよう連絡及び引き継ぎ方法を工夫する。~~

~~② スクールバス以外で通学している児童・生徒~~

~~徒歩又はスクールバス以外の交通機関を利用し、あるいは介添えにより通学している児童・生徒については、校内で保護し、緊急連絡網等により保護者に連絡するとともに、名簿により確認のうえ、直接保護者に引き渡す。~~

~~(4) 校内防災対策~~

~~校内防災計画に基づき、特に下記事項に留意して学校の安全に万全を期する。~~

~~ア 出火防止措置~~

~~地震災害での二次災害を防止するため、火気使用場所及び器具を点検する。なお、電気及びガスの設備についても点検し、不要な電源及び元栓を閉じる。~~

~~イ 消火設備の点検と作動確認~~

~~消火用水、消火器等について点検する。~~

~~ウ 非常持ち出し品の確認と準備~~

~~重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、その書類等を点検し、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。~~

~~エ 化学、工業薬品の管理~~

~~火災・有害ガス発生のおそれのある薬品は、所定の保管庫に収納・施錠し、転倒防止対策がとられていることを確認する。~~

~~(5) 事前の指導連絡事項~~

~~ア 学校と児童・生徒等の保護者間の緊急連絡網を整備しておく。~~

~~イ 警戒宣言が発令されたときは、児童・生徒等を直ちに帰宅させるか、保護者に直接引き継ぐかをあらかじめ保護者に知らせておく。~~

~~ウ 登校前に警戒宣言が発令されたときは、登校しないようあらかじめ保護者及び児童・生徒等に知らせておく。~~

~~エ 保護者が引き取りに来ない場合は、職員が送りとどける等の方策を講じる。~~

~~オ 特別支援学校においては、通学地区が広範であり、通学方法が複雑多岐であることから学校、寄宿舎、スクールバスの相互連携及び保護者との連絡体制を整え、綿密かつ確実に組織化し、情報の伝達方法等について周知徹底を図っておくようにする。~~

~~(6) 私立学校等~~

~~私立短期大学等についても公立学校等に準じた措置を講じ、学生の生命の安全確保について万全を期する。~~

~~2 病院施設~~ 【飯能地区医師会】

~~(1) 患者に対する措置~~

~~医療施設は、警戒宣言発令の情報を把握したら、入院患者に対して安全措置を講ずるとともに、外来患者に対しては、可能な限り診療業務を行い、住民の不安をなくすようにする。~~

~~(2) 防災措置~~

~~医療施設は、それぞれ地震対策についての計画に従った活動体制であり、防災対策~~

~~並びに毒物・劇物等の薬品・危険物管理についても万全を期する。~~

~~3 福祉施設 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課）】~~

~~警戒宣言が発せられた場合、社会福祉施設にあつては、正確な情報の収集に当たるとともに、防災組織及び対応策の確認、設備・機材の点検を行う。~~

~~また周囲の状況から避難すべきであると判断された場合は、指定された避難所へ避難を開始する。~~

~~（1）情報活動~~

~~ア 情報収集~~

~~市、防災関係機関及びテレビ・ラジオからの情報の収集に当たる。~~

~~イ 情報伝達~~

~~情報伝達に当たっては、次の点に注意する。~~

- ~~① 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないよう、定期的に伝達するなど配慮すること。~~
- ~~② 地震発生に伴う避難等の内容を周知しておくこと。~~
- ~~③ 保護者からの照会に対し、正確な情報を提供できるよう努めること。~~
- ~~④ 警戒宣言発令時の措置内容について、入所者及び保護者に対し徹底しておくこと。~~
- ~~⑤ 放送設備が使用不能になった場合の伝達方法を定めておくこと。~~

~~（2）防災組織の確認~~

~~警戒宣言が発せられたとき、必要な要員を確保し、迅速・的確に防災措置を行うための組織編成及び活動について、あらかじめ作成されている計画に基づき、その対応策の再確認を行う。~~

~~（3）対応策の確認~~

~~各施設においては、上記の防災組織に応じた役割に従い行動するとともに、特に次の点に注意する。~~

~~ア 非常口、非常階段、避難経路、避難所を確認しておく。~~

~~イ 保護者との連携を図り、入所者を家族等に引き渡す場合、いつ、どこで、どのような方法で行うか明確にする。~~

~~ウ 地震の発生時における職員の指示の方法や、入所者の行動の仕方を明確にする。~~

~~また、入所者は職員の指示によって行動し、勝手な行動をとらないよう指導する。~~

~~エ 非常用の器具（携帯ラジオ、懐中電灯、ロープなど）の準備をしておく。~~

~~また、食料、飲料水、生活必需品についても、必要最小限のものを災害時に持ち出せるよう配慮する。~~

~~（4）施設の設備の整備及び点検~~

~~各施設は、施設の実情に応じて、主に次の設備等について防災措置を講じておく。~~

~~ア 火気使用設備器具~~

- ~~イ 発火流出等のおそれのある危険物~~
- ~~ウ 消火用設備~~
- ~~エ 落下、倒壊危険のあるもの及び屋内の転倒危険家具~~
- ~~オ 工事中の建築物等~~

~~(5) 避難~~

~~地震情報及び火災、がけ崩れ等の危険性により施設から避難所へ避難すべきであると判断される場合又は市長等から避難指示があった場合は避難所へ避難行動を指示する。~~

~~目的地に到達した場合は人員を確認し、避難状況について市長に報告する。~~

~~(6) 保育所等の園児の扱い~~

~~警戒宣言の発令中は、保護者において保護することを原則とする。~~

- ~~ア 保育中の児童は、利用者名簿を確認のうえ、保護者に引き継ぐ。~~
- ~~イ 警戒解除宣言が発令されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。~~
- ~~ウ 引き取りのない児童は、所（園）において保護する。~~
- ~~エ 児童の引き継ぎについて、事前に十分な打ち合わせをすること。~~

~~第6 ライフライン対策~~

~~1 上水道 【上水道班（水道課）】~~

~~市は、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対処するとともに、震災発生後における必要な飲料水の供給を確保継続するため、次の措置を講ずる。~~

- ~~ア 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。~~
- ~~イ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。~~
- ~~ウ 応急復旧体制の準備を行う。~~

~~第7 生活物資等輸送対策 【物資調達班（産業振興課・市民課）、統括班（危機管理課）、輸送班（管財課）】~~

~~1 買占め、売惜しみ防止の呼びかけ~~

~~県は、警戒宣言発令時にスーパーマーケット等の小売業者に対して、営業の継続及び売り惜しみの防止を要請することとしている。当市においても、生活上必要な物資を確保するために、県と同様の措置を実施する。~~

~~2 輸送車両等の確保~~

~~警戒宣言発令時において必要となる生活物資輸送は、市が所有する公用車による輸送及び協定に基づく一般社団法人埼玉県トラック協会いるま支部による輸送とする。~~

第4章 火山噴火降灰対策

県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによれば、埼玉県内では、県南で2～10cm程度、全域で2cm程度の降灰が想定される。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

第1 基本方針

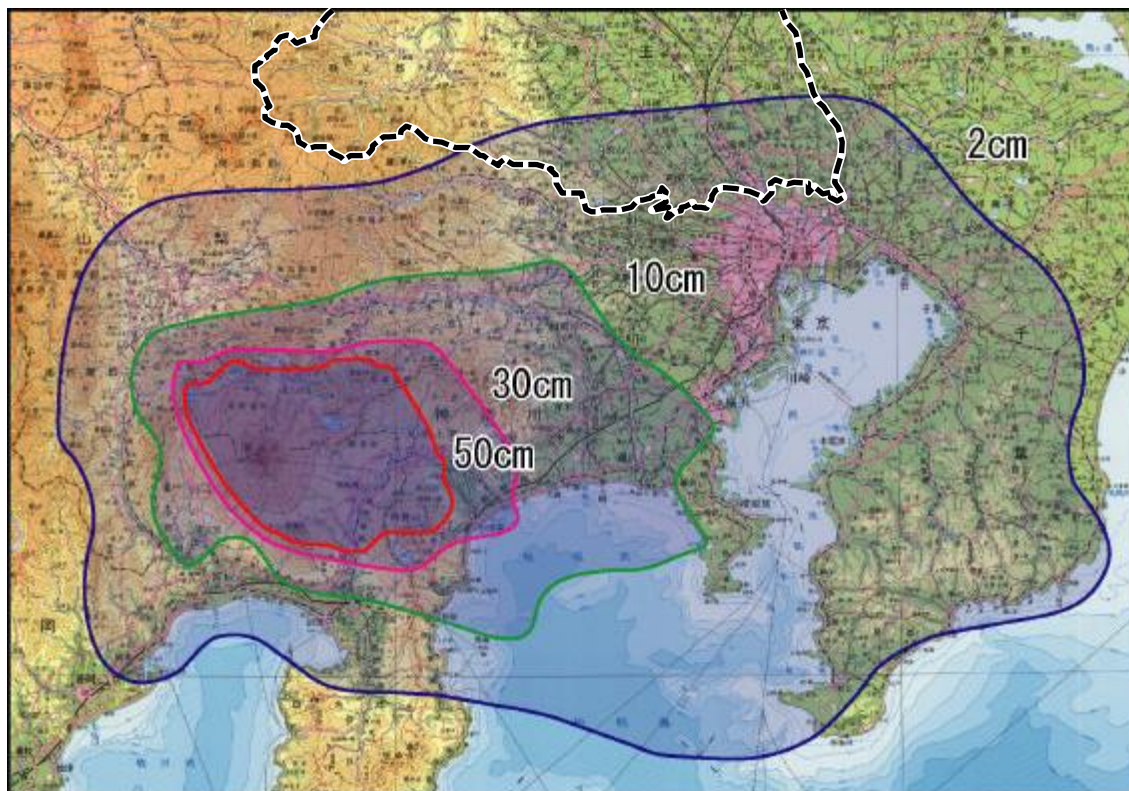
富士山及び浅間山の噴火が市民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

第2 実施計画

1 被害想定

（1）富士山が噴火した場合

市域では2cm程度の降灰堆積の可能性がある。



（出典：富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」）

(2) その他近隣の火山が噴火した場合

その他の近隣の火山（浅間山、草津白根山など）が噴火した場合にも、県内で数cmの降灰堆積の可能性がある。

【降灰とは】

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

■火山灰の特徴

- ・粒子の直径が2mmより小さな噴出物（2～0.063mmを砂、0.063mm未満をシルトと細分することもある）
- ・マグマが噴火時に破砕・急冷したガラス片・鉱物結晶片
- ・亜硫酸ガス（SO₂）、硫化水素（H₂S）、フッ化水素（HF）等の火山ガス成分が付着
- ・水に濡れると硫酸イオン等が溶出
- ・乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
- ・硫酸イオンは金属腐食の要因
- ・溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる
- 湿った火山灰は乾燥すると固結する
- ・火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1,000℃と低い
- ・粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる

苦鉄質（シリカに乏しい）マグマ⇒ 非爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率少ない

珪長質（シリカに富む）マグマ⇒ 爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率多い

（出典：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会）

第3 具体的取組

＜予防・事前対策＞

1 火山噴火に関する知識の普及
2 事前対策の検討
3 食糧、水、生活必需品の備蓄

1 火山噴火に関する知識の普及

(1) 取組方針

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

【噴火警報・予報、降灰予報】

ア 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。~~気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火発生が予測される場合に、予想される影響範囲を明示して発表する。居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は、「噴火警報（居住地域）」で、略称は「噴火警報」となる。火口周辺のみに重大な影響が予想される場合の名称は「噴火警報（火口周辺）」で、略称は「火口周辺警報」となる。~~

イ 噴火警戒レベル

~~火山活動の状況を噴火時の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警戒レベルは火山ごとに導入され噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。住民や登山者、入山者等に必要にわかりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付けて警戒を呼びかける。気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた~~

「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル

名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報 (居住地域)	噴火 警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている) 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
噴火警報 (火口周辺)	火口 周辺 警報	火口から 居住地域 近くまでの 広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域のこの近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想させる 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。

		火口から 少し離れた ところまで の火口付近	レベル 2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この 範囲に入った場合には生命に 危険が及ぶ) 噴火が発生、ある いは発生すると予想される火 口周辺に影響を及ぼす(この範 囲に入った場合には生命に危 険が及ぶ) 噴火が発生、あるい は発生すると予想される。
噴火予報		火口内等	レベル 1 (活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状 況によって、火口内で火山灰の 噴出等が見られる(この範囲に 入った場合には生命に危険が 及ぶ) 火山活動は静穏。火山活 動の状態によって、火口内で火 山灰の噴出等が見られる(この 範囲に入った場合には生命に 危険が及ぶ)。

噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合

名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (警戒事項等)
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及び それより火口 側	居住地域に重大な被害を 及ぼす噴火が発生、あるい は発生すると予想される。	居住地域 厳重警戒
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大 な影響を及ぼす(この範囲 に入った場合には生命に 危険が及ぶ) 噴火が発生、 あるいは発生すると予想 される。	入山危険
	火口から少し 離れた所まで の火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ) 噴 火が発生、あるいは発生す ると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動 の状態によって、火口内で 火山灰の噴出等が見られ る(この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ)。	活火山であるこ とに留意

○噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

○火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

ウ 噴火予報

~~気象庁が、警報の解除を行う場合等に発表する。~~気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

エ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

①降灰予報（定時）

~~噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。~~・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。

- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

②降灰予報（速報）

~~噴火が発生した火山に対して、直ちに発表。~~・ 噴火が発生した火山※1 に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。

- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

③降灰予報（詳細）

~~噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表。~~・ 噴火が発生した火山※2 に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。

- ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

オ 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

カ 火山現象に関する情報等

~~噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。~~気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

（2）具体的な取組内容

ア 市の役割

【危機管理課（統括班）】

- ① 火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発
- ② 火山情報の種類と発表基準の周知
- ③ 降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知

イ 市民の役割

【市民】

- ① 気象庁が発表する火山の噴火警報の理解
- ② 自分の住む地域の降灰の予測状況の把握
- ③ マスク、ゴーグル、水、食糧、衣料品、携帯ラジオなど非常持出し用品の準備

2 事前対策の検討

(1) 取組方針

降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

(2) 具体的な取組内容

ア 市の役割 【危機管理課（総括班）】

- ① 市民の安全、健康管理等
- ② 降灰による空調機器等への影響
- ③ 視界不良時の交通安全確保
- ④ 農産物等への被害軽減対策
- ⑤ 上下水道施設への影響の軽減対策
- ⑥ 降灰処理

3 食糧、水、生活必需品の備蓄

(1) 取組方針

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。
発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

(2) 具体的な取組内容

ア 市の役割 【市民課・産業振興課（物資調達班）】

食糧、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄を促進する（3日分以上を目標。可能であれば1週間以上を推奨）。

「第1章－第1節－＜予防・事前対策＞－1 自助、共助による市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）（54ページ）」を準用する。

＜応急対策＞

1	応急活動体制の確立
2	情報の収集・伝達
3	避難所の開設・運営
4	医療救護
5	交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策
6	農業者への支援
7	降灰の処理
8	広域一時滞在
9	物価の安定、物資の安定供給

1 応急活動体制の確立

(1) 取組方針

降灰による被害が発生した場合、県及び防災機関の援助・協力を得て災害応急対策を実施する。

2 情報の収集・伝達

(1) 取組方針

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

(2) 具体的な取組内容

ア 降灰に関する情報の発信

【衛生班（環境課）、広報班（市政情報課）】

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは市内に降灰があったときは、市は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

発信手段は、「第1章－第6節－＜応急対策＞（123ページ）」を準用する。

【災害オペレーション支援システムで取得する情報】

- | |
|-----------------|
| ① 噴火警報・予報 |
| ② 火山の状況に関する解説情報 |
| ③ 噴火に関する火山観測報 |
| ④ 噴火速報 |
| ⑤ 降灰予報 |

イ 降灰に関する被害情報の伝達

【総括班（危機管理課）】

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

【降灰調査項目】

- ① 降灰の有無・堆積の状況
- ② 時刻・降灰の強さ
- ③ 構成粒子の大きさ
- ④ 構成粒子の種類・特徴等
- ⑤ 堆積物の採取
- ⑥ 写真撮影
- ⑦ 降灰量・降灰の厚さ
- ⑧ 構成粒子の大きさ

ウ 降灰に伴う取るべき行動の周知

【衛生班（環境課）、広報班（市政情報課）】

市は、降灰時にとるべき行動を、市民に発信する。

（例）

- ① 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- ② 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- ③ 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー（※）を使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリッパに注意する。

※ ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。
走行前に火山灰を払落し、ウインドウオッシャー液等で洗い流してから
作動させる。

市民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、エリアメール、SNS、データ放送など）も活用する。

3 避難所の開設・運営

【避難班（福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課）、学校開放班（教育総務課）、文教班（学校教育課）、学校】

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った市民を收容するため、市は避難所を開設・運営する。

具体的な実施方法等は、「第1章－第9節－＜応急対策＞－2 避難所の開設・運営（159ページ）」を準用する。

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

4 医療救護

【医療班（保健相談センター）】

具体的な実施方法等は、「第1章－第7節－＜応急対策＞（137ページ）」を準用する。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策 【県、ライフライン事業者】

具体的な実施方法等は、「第1章－第3節－＜応急対策＞（87ページ）」を準用する。

（1）他県の例では、下記の事例が報告されている。

- ア 電気設備： 降灰の荷重により、電線が切れる。
雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。
- イ 上水道： 水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。
火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
- ウ 道路： 降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
- エ 鉄道： 分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

（2）降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

6 農業者への支援 【物資調達班（産業振興課）】

- （1）農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。
- （2）火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

7 降灰の処理

（1）取組方針

- ア 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行う。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- イ 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。
- ウ 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市が実施する。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施する。
- エ 市は、火山灰の処分場所を事前に選定する。

(2) 具体的な取組内容

ア 降灰の収集 【衛生班（環境課）、市民】

市は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

8 広域一時滞在

【避難班（~~福祉政策課~~生活福祉課・~~社会福祉課~~障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・~~健康支援課~~保険年金課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）】

火山の噴火により広域避難を余儀なくされる県外の住民を受け入れる。

対応方法等は、「第5編 広域応援編－第5－＜応急対策＞－4 広域避難の支援(374ページ)」を準用する。

9 物価の安定、物資の安定供給

【物資調達班（産業振興課）】

(1) 取組方針

噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されないよう、市民や事業者冷静な行動を求める。

(2) 具体的な取組内容

ア 市の役割 【物資調達班（産業振興課）】

市は、食糧をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

市は、市民が落ち着いた消費行動がとれるよう、生活必需品の供給状況等について、必要な情報提供に努める。

＜復旧対策＞

1 継続災害への備え

2 その他復旧対策

1 継続災害への備え

（１）取組方針

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が繰り返し、継続して発生する可能性がある。そのため、降灰後は、降雨による土石流による災害防止に取り組む。

（２）具体的な取組内容

- ア 警戒基準雨量の見直し
- イ 警戒避難体制の確立
- ウ 降雨時の避難の実施

2 その他復旧対策

「第1章－第2節－＜復旧対策＞（77ページ）」を準用する。

第5章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、地方公共団体の防災対策は、比較的局地的な地震を想定して実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2 シビアコンディションへの対応

震災対策編第1章から第4章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、市民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3 シビアコンディションの共有と取組の実施

市は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策をしっかりと進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や市民と共有しておく。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、なんとしても市民の命を守ることが重要である。

次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビア・コンディション」として埼玉県地域防災計画より引用し、対策の方向性を検討する。

① 命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になります～

シビアな状況

市や県、防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れています。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言います。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となります。

発災直後に命が助かなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立ちません。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴います。

新たな被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる予測になりました。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みです。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数です。

市民の皆さん、どうか家屋や家具で命を亡くさないでください。重傷を負わないでください。

そのためには行うべきことは、そんなに難しいことではないのです。~~そのためには行うべ~~

課 題

- 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
- 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

対策の方向性

<予防期>

- 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- 地震に備えた防災総点検を行う。

② 支援者の犠牲はあってはならない

シビアな状況

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になります。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多くなっています。阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられますが、この教訓を生かさなくてはなりません。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸間（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わって、津波の被害を受けています。

内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖をしていただく消防団もあります。

また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぎます。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となります。

しかしそのために、支援者側の命を決して犠牲にしてはいけません。「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取り組みを進めていくことが重要です。

課題

- 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。
- 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

対策の方向性

- 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

③ 火災から命を守る

シビアな状況

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日でした。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していきました。

延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生しました。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言います。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされています。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることです。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱等関連施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多大になります。

課 題

- 消防機関に頼らない初期消火を確実にし、火災を拡大させない。
- 消防機関の現場到達を早める。
- 火災から逃げ遅れる人をなくす。

対策の方向性

- 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災無線等あらゆる手段を活用する。

④ 首都圏長期大停電と燃料枯渇

シビアな状況

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となりました。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧しました。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかります。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4か月を要しました。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1か月以上続くことも想定しなければなりません。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇します。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続きます

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられています。消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となります。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、県災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでます。

課 題

- 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1か月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

対策の方向性

- 災害対策本部が設置される市庁舎等には、燃料又は電源の多重的な確保に努める。
- 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- 市外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。

⑤ その時、道路は通れない

シビアな状況

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策が概ね施されています。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念されます。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もあります。

走行中の自動車にも激震が直撃します。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われます。各所で事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生します。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生します。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となります。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生します。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できましたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性があります。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生するおそれもあります。

これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎません。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではありません。

課題

- 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

対策の方向性

- 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的道路啓開のシミュレーションを行う。

⑥ デマやチェーンメールは新たな災害

シビアな状況

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限されました。

その中で、ツイッターやSNSなど、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討しています。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性があります。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになります。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がりました。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性があります。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時には却って危険かもしれません。

課題

- 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

対策の方向性

- 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
- 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- 行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

⑦ 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

シビアな状況

阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められました。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなりましたが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となりました。

首都直下地震の被害の様相は、阪神淡路大震災に近い都市型であると考えられます。

国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みです。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になります。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれます。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性があります。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要になります。

課題

- 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
- 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

対策の方向性

- 平常時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。
- 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。

⑧ 危険・不便な首都圏からの避難

シビアな状況

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定されます。

1か月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになります。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなります。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がでてきます。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、本県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなります。

課 題

- 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。
- 緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。
- 県外からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

対策の方向性

- 都内からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないように、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。
- 計画的な受入れについて、関係自治体とシミュレーションを行う。
- 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

⑨ 助かった命は守り通す

シビアな状況

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺します。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまうおそれがあります。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上りました。死亡に影響のあった事由としては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割でした。

例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいます。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限されます。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になります。

課 題

- 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- 福祉避難所など比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）。

対策の方向性

- 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

⑩ 食糧が届かない

シビアな状況

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかりました。

もちろん輸送には、道路の確保が重要になります。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後、東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用しました。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効でしたが、確保されたのは発災4日後。国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後でした。

そのような中、避難所には十分な食事が行きわたっていませんでした。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食糧は62万食だけです。また国の物資調達は、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食糧は約290万食、水が約213万本だけです。概算で、一人一日約1食になります。

道路の不通やライフラインの途絶、生産工場や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じます。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もあります。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることです。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きています。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食糧ほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではありません。

課 題

- 広域物資供給体制の整備
- 広域緊急輸送体制の整備

対策の方向性

- 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- 複合災害も視野に入れ、県と合わせた備蓄を十分に行う。

⑪ 災害の連鎖を防止せよ

シビアな状況

災害の連鎖の防止することが重要です。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性があります。例えば、次のような最悪シナリオがあります。

- ・ 東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
- ・ 港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。
- ・ 工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。
- ・ 日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

すべての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能です。

しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきです。

課題

- 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

対策の方向性

- 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。
- 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。

